

令和 4 年第 4 回定例会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 12月 6 日 開会

令和 4 年 12月 7 日 閉会

河 津 町 議 会

令和四年第四回〔十二月〕定例会

河津町議会会議録

令和四年第四回〔十二月〕定例会

河津町議会会議録

令和4年河津町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月6日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	15
渡 邊 弘 君	16
上 村 和 正 君	30
桑 原 猛 君	49
大 川 良 樹 君	59
○散会の宣告	75
○署名議員	77

第2号（12月7日）

○議事日程	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	80
○事務局職員出席者	80
○開議の宣告	81

○議事日程の報告	81
○一般質問	81
北 島 正 男 君	82
渡 邊 昌 昭 君	98
正 木 誠 司 君	115
○同意第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○同意第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○日程の追加	158
○広報常任委員の選任について	159
○議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○議員派遣の件	173
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	174
○閉会の宣告	174
○署名議員	175
○議案等審議結果一覧	177

第 1 日

12月6日（火曜日）

令和4年河津町議会第4回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（10名）

1 番 正 木 誠 司 君

2 番 北 島 正 男 君

3 番 大 川 良 樹 君

4 番 桑 原 猛 君

5 番 渡 邊 昌 昭 君

6 番 遠 藤 嘉 規 君

7 番 上 村 和 正 君

8 番 渡 邊 弘 君

9 番 稲 葉 静 君

10 番 宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 岸 重 宏 君

副 町 長 木 村 吉 弘 君

教 育 長 鈴 木 基 君

総 務 課 長 川 尻 一 仁 君

企画調整課長 稲 葉 吉 一 君

町民生活課長 土 屋 典 子 君

健康増進課長 臼 井 理 治 君

福祉介護課長 土 屋 勉 君

産業振興課長 中 村 邦 彦 君

建 設 課 長 山 本 博 雄 君

防 災 課 長 村 串 信 二 君

水道温泉課長 渡 辺 音 哉 君

教育委員会
教 務 局 長 島 崎 和 広 君

会 計 管 理 者
兼 会 計 室 長 鈴 木 亜 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 田 吉 光 書 記 山 田 祐 司

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、定足数に達しております。

本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和4年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

8番、渡邊弘議員、9番、稲葉静議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、12月1日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より12月8日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

7日は、一般質問3名、人事案件、条例案件、契約案件、指定金融機関の指定、規約案件、補正予算をお願いしたいと思います。

なお、8日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より8日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例会が開催されるに当たり、令和4年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

9月14日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

10月12日、賀茂郡町議会議長会臨時総会が西伊豆町で開催され、出席しました。

会長の選任について協議しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

1、町村議会議長全国大会及び郡議長会県外視察研修について。

2、議会運営上の諸問題について。

を協議しました。

10月18日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

10月26日から28日、静岡県町村議会議長会議長県外調査が実施され、出席しました。

宮城県柴田町及び松島町を訪問し、議会改革・議会活性化及び観光振興等について視察研修を行いました。

11月9日、第66回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、出席しました。

11月10日、賀茂郡町議会議長会県外視察研修が東京都で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

10月11日、第2回町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

10月19日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

1、河津バガテル公園指定管理について。

2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について。

3、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について。

4、大鍋地区災害復旧事業について。

5、河津町行政事務包括業務について。

6、河津町地域子育て支援センター隣接地の購入について。

の説明を受けました。

10月25日、第3回町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

11月22日、議員月例会を開催し、第5次総合計画及び過疎地域持続的発展計画ローリングについて研修を行いました。

同日、議会全員協議会を開催し、河津町議会委員会条例改正等について協議しました。

11月29日、第4回町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

同日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①七滝町営駐車場用地土地購入について。

②消防団改革及び団員の処遇改善について。

③町有地（旧南中学校跡地）の活用について。

④河津バガテル公園指定管理について。

の説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第4回定例会の議案について町から説明を受けました。

また、条例改正等について協議を行いました。

例月出納検査結果報告。

9月27日、令和4年8月分の出納検査報告書を受領しました。

10月24日、令和4年9月分の出納検査報告書を受領しました。

11月25日、令和4年10月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

11月25日、定期監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

10月3日、議会運営委員会を開催し、第2回町議会臨時会の日程等を協議しました。

11月22日、議会運営委員会を開催し、河津町議会委員会条例改正等について協議しました。

12月1日、議会運営委員会を開催し、第4回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

10月6日、10月18日、10月25日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第3回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

12月1日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第4回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

9月16日、第2回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、第2回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

10月17日、河津町国民健康保険運営協議会委員研修会が静岡市で開催され、運営協議会委員4名が出席しました。

10月24日、第2回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員会正副委員長が出席しました。

10月25日、第1常任委員会を開催し、今後の研究テーマについて協議しました。

同日、第2常任委員会を開催し、今後の研究テーマ、月例会の開催について協議しました。

11月17日、第1常任委員会を開催し、調査の進め方について協議しました。

11月21日、河津町都市計画審議会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について。

9月15日、東河環境センター議会第2回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

10月19日、東河環境センター議会第2回臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

11月12日、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練が開催され、組合議員が出席しました。

11月28日、下田地区消防組合議会臨時会及び全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

9月21日、「秋の交通安全県民運動」街頭広報が行われ、議員と共に出席しました。

10月7日、河津町商工会創立60周年記念式典が開催され、副議長、第1常任委員長、第2常任委員長と共に出席しました。

10月21日、河津町戦没者招魂祭が開催され、出席しました。

10月24日、県への要望活動が静岡県庁で行われ、出席しました。

台風8号による災害箇所等の復旧整備の早期促進について及び伊豆縦貫自動車道路の早期開通の推進と関連するアクセス道路等の整備について要望しました。

11月1日、河津町地域子育て支援センター「かわづっこひろば」竣工式が開催され、議員と共に出席しました。

11月3日、河津町社会福祉協議会表彰式が開催され、第1常任委員長と共に出席しました。

同日、河津町表彰式が開催され、議員と共に出席しました。

同日、第21回河津町青少年の主張大会が開催され、議員と共に出席しました。

11月15日、全国過疎地域連盟第54回総会が東京都で開催され、出席しました。

11月19日、伊豆縦貫自動車道国道414号河津下田道路（I期）起工式が下田市で開催され、出席しました。

同日、伊豆縦貫自動車道サミットが下田市で開催され、出席しました。

12月2日、第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会河津町派遣選手団壮行会が役場で開催され、出席しました。

12月3日、第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会が静岡市で開催され、応援してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、9月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和5年度予算編成方針について申し上げます。

現在、令和5年度当初予算の編成作業を進めているところですが、歳入面においては、町税収入に増額要因は見当たらず、地方交付税についても、その財源となる所得税や法人税等の増収が見込めないことから、大幅な増額は見込みにくい状況です。歳出面においては、社会保障関係経費などの義務的経費の増額、投資的経費においても、労務単価や建設資材の高騰による建設コストの上昇など歳出増加が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況が予想されます。

新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化は回復傾向にありますが、ロシアのウクライナ侵攻や円安に伴う原油価格、物価高騰による町内の厳しい経済状況等を考え、アフターコロナを目指したウィズコロナでの対策を進めるとともに、これまでの安心・安全対策や公共施設の長寿命化なども計画的に進め、あわせて交流人口・関係人口の増加に向けた取組にも力を入れなければなりません。

これらの課題に対応するため、限られた財源を最大限に有効活用すべく、歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民と共にアフターコロナを見据えた新しい時代のまちづくりに取り組んでまいります。

令和5年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、「誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進」、「豊かさをみんなでつくるまちづくりの推進」、「未来を創る人が育つまちづくりの推進」を重点施策とし、各事業の有効性を見極めて予算要求を行うよう指示したところであります。

また、特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めるよう指示しました。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

河津バガテル公園指定管理について申し上げます。

令和5年度からの民間事業者による指定管理業務委託を目指し公募を行い、2者の応募があり、指定管理者選定委員会でのプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果を受けて、

指定管理者候補者として株式会社共立メンテナンスを選定しました。今後、議会の議決を経て、指定管理者への移行作業を行ってまいります。

第7回河津フラワートライアスロン大会について申し上げます。

町の活性化事業として、第7回河津フラワートライアスロン大会を10月30日に開催をしました。オリンピック・ディスタンスでスイム・バイク・ランの全3種目を行いました。天候の関係でスイムは縮小しましたが、個人289名、リレー24チームの参加をいただきました。

コロナ禍で3年ぶりの開催となりましたが、前日の準備、当日のおもてなしなど、町内外からの各方面の方々にご協力をいただき、大会を開催することができました。また、競技コース沿道では、町民の皆様から心温かい声援をいただき、選手をより奮起させる原動力になったと思います。

大会開催に際しては、多くの皆様にご不便をおかけしたと思いますが、交通規制等へのご理解とご協力、関係者やボランティアの皆様のご協力により、滞りなく盛大に開催することができましたことを心より御礼申し上げます。

町表彰式について申し上げます。

11月3日、役場議場において河津町表彰式を行い、町の発展に寄与された2名、1団体を表彰しました。功労表彰2名、感謝状1団体にそれぞれ表彰状と記念品を授与するとともに、会場前に受賞者の功績や活動の様子などを展示し、これまでの功績をたたえました。

交流事業について申し上げます。

11月4日、姉妹都市・長野県白馬村の文化祭へ町職員を派遣し、観光交流館職員と合同で、地場製品の販売とミカンの袋詰め抽選会などを行いました。コロナ禍により2年ぶりの参加となりましたが、白馬村の多くの方々から声をかけていただきました。また、11月12、13日には、白馬村新そば祭りとし、白馬村から白馬そば塾の方々を招き、観光交流館で新そばを提供いたしました。今年で姉妹都市提携40年を迎え、来年度には記念事業を予定しています。今後もさらなる交流を図ってまいりたいと考えております。

逆川区と渋谷区との都市と農村交流事業では、5月に植えたサツマイモと稲の収穫体験を10月16日に実施し、12組39名の参加をいただきました。逆川区関係者のご協力に感謝をいたします。

ワーケーション事業について申し上げます。

9月2日から8日まで、アーティストワーケーション事業として、女優、彫刻家、美術作家の3名の方にワーキングスペースを体験していただき、意見交換を実施いたしました。9

月9日、10日にはワーケーションモニターツアーを開催し、5名の方に参加をいただき、チャレンジショップへの事業提案を行っていただきました。また、9月22日から25日まで、東京ビッグサイトで行われたツーリズムエキスポジャパンに河津町ブースを出展し、77社へ町のPR並びにワーケーション事業のプレゼンテーションと意見交換を行いました。一般開放日を含め延べ12万2,000人の来場があり、観光PRの面でも大きな成果があったと思います。

今後も様々な交流事業を推進し、関係人口の増加に努めてまいります。

地域防災訓練について申し上げます。

12月4日の「地域防災の日」に合わせ、各地区自主防災会が主体となり地域防災訓練を実施いたしました。訓練内容は、各地区の自主防災会が地元消防団等の協力を得て、津波避難訓練や防災資機材の点検、防災啓発DVDの鑑賞などを行ったほか、沢田地区では陸上自衛隊板妻駐屯地、筏場地区では静岡県看護協会の協力を得て応急救護訓練を実施いたしました。

また、津波浸水区域内の浜、笹原、谷津、縄地、見高浜の5地区では、今後起こり得る大規模災害に備えて、1人ひとりがいつ、どこに避難するかを事前に整理する「わたしの避難計画」の作成に取り組んでいただきました。

参加人員につきましては、総数2,084人、内訳は小学生153人、中学生99人、高校生66人、65歳以上927人の参加がありました。

今後も町民の皆様や関係機関の協力を得ながら、防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

消防団分団統合等について申し上げます。

人口減少、高齢化が進み、消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増し、若年層の減少や団員の高齢化等により、消防団の組織運営が困難になることが見込まれております。昨年度より分団統合について協議を進めておりますが、第1分団と第2分団、第11分団と第12分団が令和5年4月から統合することとなりました。

また、あわせて団員の処遇改善として、年報酬及び出動報酬を国の示す基準額に沿うよう改定を行います。

本定例会に関連した条例改正案を上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

令和4年度の町税収納状況について申し上げます。

10月末現在の町税収納率は59.3%で前年比0.8ポイントの増となっています。国民健康保険税の収納率は47.7%で前年比1.7ポイントの減となりました。これは、今年度から仮算定が廃止され、5月、6月の納期がなくなったことによるものと考えられます。

賀茂地方税債権整理回収協議会による10月末までの滞納整理の状況については、前年度の財産調査等の結果に基づき、差押えを33件実施しております。

なお、静岡県及び県内の全市町は、11月と12月を「滞納整理強化月間」と位置づけ、連携して滞納整理に取り組んでいます。

今後も納期内納付の推進を図るとともに滞納額縮減に努めてまいります。

マイナンバーカード交付促進について申し上げます。

マイナンバーカード普及率向上を目指し、9月に2事業所に出張し、交付申請サポートを実施しました。これは、町職員が事業所へ出向き、写真撮影や申請書の作成、提出などを補助するもので、町民分10件の申請がありました。

12月には、各地区へ出張し、公民館等で交付申請サポートも行っています。その他、平日の8時30分から16時30分までの間、町民生活課窓口で同様の交付申請サポートを始めました。まだ取得していない方は、お早めの申請をお願いいたします。

また、マイナンバーカードの交付申請後、まだカードを受け取っていない方には、12月12日から16日までの5日間、17時から19時半まで夜間交付窓口を開設します。仕事や学業などで平日の日中、役場に来庁できない方は、この機会をご利用ください。

証明書コンビニ交付について申し上げます。

令和5年1月4日から証明書コンビニ交付が利用開始となります。町民がマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で各種証明書を取得できます。取得できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、所得課税証明書、納税証明書です。

簡易水道事業組合等への補助金交付について申し上げます。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、生活や経済活動支援を行うことを目的に、簡易水道事業組合等に補助金を交付しました。対象は、梨本簡易水道組合、上佐ヶ野簡易水道組合、天子平別荘地管理組合、根木ノ田水道組合の4組合で、国の臨時交付金を財源とし、昨年度水道料実績の6分の1の額、186万4,466円を交付しました。

地域子育て支援センターについて申し上げます。

河津町地域子育て支援センター「かわづっこひろば」は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により完成が遅れておりましたが、9月30日に建物が完成し、11月1日に竣工式を行いました。11月6日には開所式を行い、運営を開始しました。町の子育て支援の拠点施設としてご利用いただきますようお願いいたします。

新型コロナワクチン接種事業について申し上げます。

60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患のある方を対象とした4回目の新型コロナワクチン集団接種は、9月23日に終了しました。10月22日からは、オミクロン株対応ワクチンの集団接種を行っております。新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの接種は、11月末時点で2,588人に接種しました。

なお、接種は今年中に完了する予定ですので、接種を希望される方は早めの予約をお願いいたします。

大鍋地区星原災害復旧事業について申し上げます。

8月中旬の台風8号と9月下旬の台風15号により、大鍋地区星原において谷の下流域で県道への土砂流出、水路護岸の破損、人家基礎の洗堀等の被害が発生したため、応急的な災害復旧として流路に堆積をしていた土砂の除去を行い、流路の確保を行いました。

また、治山事業に向けた測量・設計業務委託に関しましては、来年度事業に向けて12月中に契約する予定です。

新型コロナウイルス感染症対応経済対策事業について申し上げます。

町内宿泊施設への誘客と特産品の消費拡大を目的に、特産品送付事業を実施しております。町内宿泊施設に宿泊した方を対象とした特産品プレゼントキャンペーンを9月15日から実施をし、抽せんで3,000名の方に河津町の特産品を送付する予定です。

生活応援ガソリン券発行について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響下における原油や食料品等の物価高騰に対して生活支援をするため、100%プレミアムのついた河津町生活応援ガソリン券を11月7日から販売し、完売をしました。プレミアムを含めた出回り金額は3,000万円となっております。

観光振興関連事業について申し上げます。

秋シーズンの観光振興として、町内各所で秋まつりイベントが行われました。河津秋まつり事業は、新型コロナウイルス感染症を考慮し、各地区で規模を縮小しながらも特色のあるイベントを連携して開催し、町内への誘客を図りました。

災害復旧に関する要望活動について申し上げます。

8月中旬の台風8号と9月下旬の台風15号により発生をした、田中地区河津川左岸の堤防損壊と大鍋地区の水路浸食被害の復旧整備につきまして、10月24日、関係団体の代表者と共に早期復旧を県に要望してまいりました。

伊豆縦貫自動車道路について申し上げます。

10月24日に、河津町単独で伊豆縦貫自動車道の早期開通の推進と関連するアクセス道路等の整備について県に要望し、さらに、伊豆縦貫自動車道整備促進期成同盟会として、11月15日に国土交通省中部地方整備局、11月30日には国土交通省などに早期開通について要望をしてまいりました。

11月19日には、河津下田道路（Ⅰ期）区間の起工式及び伊豆縦貫自動車道サミットが多く関係者の出席の下、下田市で開催をされ、出席をいたしました。

県から意見照会がありました伊豆縦貫自動車道に係る追加都市計画案については、11月21日に河津町都市計画審議会から答申を受け、県に回答しました。

工事につきましては、河津下田道路（Ⅱ期）区間の令和4年度中の開通に向けた整備が急ピッチで進められております。工事中は近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

町水道料金の免除について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格や物価高騰に直面する生活者及び事業者の負担軽減に資する支援事業として、令和4年10月通常検針分の町水道使用料金を全額免除いたしました。対象者は、家庭用や営業用を問わず全ての給水契約者として、3,522件、総額3,180万8,601円となりました。

なお、水道事業会計へは、国の臨時交付金を財源に同額を支出しました。

河津町スポーツ・健康フェスタについて申し上げます。

河津町民体育大会が閉会となりましたが、10月を「スポーツの秋月間」と位置づけ、その中の一事業として、10月9日に観光交流館前で河津町スポーツ・健康フェスタを開催いたしました。当日は、キッチンカーの出店もあり、多くの町民の皆様が参加し、体力や健康に関する計測やレクリエーション等、スポーツと健康に触れる機会を持つことができました。開催に向け協力していただいた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

第41回河津町民文化祭について申し上げます。

河津町文化協会主催の河津町民文化祭が河津バガテル公園で開催され、11月3日から6日までの展示部門、12日に舞台部門が行われました。オランジェリーで開催された展示部門には、約300名から陶芸、工芸、絵画、俳句、短歌、生花、郷土研究等の出品があり、1,055人の方に来場をしていただきました。

舞台部門では、空手型演武、フラダンス、尺八、吹奏楽、楽器演奏など10の演目が披露され、587人の方に来場をしていただきました。

主催の文化協会をはじめ関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

第21回河津町青少年の主張大会について申し上げます。

11月3日、河津町青少年の主張大会を保健福祉センターふれあいホールで開催をし、町内の小中学校と下田高校、稲取高校の児童生徒8名に、今感じていること、平和学習を通じて考えたこと、将来についてなど思い思いの主張を述べていただきました。発表では、今を真剣に考えている様子がうかがわれ、会場には多くの皆様に来場していただきました。発表していただいた児童生徒の皆様に改めて御礼を申し上げます。

第6回伊豆の踊子読書感想文コンクールについて申し上げます。

「伊豆の踊子」を多くの人に知ってもらうことと、読書の習慣を高めるため、6月1日から9月30日まで作品を募集しました。78件の応募があり、審査員による厳正なる審査の結果、最優秀者1名、優秀者3名の方を11月23日に表彰しました。今後も町内外から作品を募集し、文化の振興を図っていきたいと考えております。

また、表彰式終了後には、一般町民も参加をして、フィルムの修復が終了した「伊豆の踊子」の映画上映会を開催し、当時の情緒を楽しんでいただきました。

第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会について申し上げます。

静岡県市町対抗駅伝競走大会が12月3日、静岡市を会場に12区間42.195キロのコースで行われ、県内全市町選手団が出場いたしました。河津町選手団は、募集により集まった候補選手28人が8月から約4か月間練習を続け、代表選手12人が大会に出場し、練習の成果を発揮しました。結果は、町の部で12チーム中第9位、記録は2時間33分21秒で、前年大会よりタイムの伸長したチームに贈られる敢闘賞を受賞しました。

選手、監督、コーチをはじめ関係者の皆様に心より感謝いたします。また、町民の皆様の応援にお礼申し上げます。

主な入札結果について申し上げます。

10月5日に実施をした防災拠点施設（長野地区）建設設計業務委託は、一級建築士事務所野田建築設計事務所が落札し、1,782万円で契約をしました。この事業は、見高地域の防災拠点施設を建設するために、基本設計及び実施設計を行うものです。

10月28日に実施をした普通河川藤ヶ野川暗渠調査業務委託は、株式会社ウインディーネットワークが落札し、440万円で契約を締結しました。この事業は、藤ヶ野川の暗渠部の維持管理のため、経路、地表面からの深さ、内部の損傷状況等の調査を行うものです。

10月31日に実施をした河津町スクールバス運行业務委託は、株式会社伊豆バスが落札し、

4,620万円で契約をしました。この事業は、小学校統合に伴い、令和5年4月から令和8年3月までの3年間、東小学区及び西小学区の児童を送迎するためのものです。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

現在、新型コロナウイルスの感染者は抑えられているところですが、依然、第8波による感染拡大が懸念され、先行きは不透明な状況であります。町といたしましても、感染防止対策を図っていくとともに、経済対策を行ってまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

8番、渡邊弘議員、7番、上村和正議員、4番、桑原猛議員、3番、大川良樹議員、2番、北島正男議員、5番、渡邊昌昭議員、1番、正木誠司議員。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、8番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

8番、渡邊弘議員。

〔8番 渡邊 弘君登壇〕

○8番（渡邊 弘君） おはようございます。

8番、渡邊弘でございます。一般質問をさせていただきます。

令和4年第4回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりです。

1件目、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の附帯意見の取扱いについて。

2件目、インフルエンザ予防接種について。

3件目、河津バガテル公園指定管理者公募について。

町長及び副町長、担当課長の答弁を求めます。

早速、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の附帯意見の取扱いについてお伺いをいたします。

毎年度、議会により予算審査・決算審査特別委員会の附帯意見が町当局に提出をされます。附帯意見をどのように町としては受け止めているのか。大きなところでございますので、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊弘議員の質問にお答えしたいと思います。

予算審査特別委員会ですとか、あるいは決算審査特別委員会の附帯意見がついているわけでございますけれども、どのように受け止めているかというご質問ですので、お答えします。まず、意見書についてお答えします。

議員がお尋ねのように、河津町でも直近では9月議会で決算審査特別委員会の附帯意見書が提出をされております。これにつきましては、法的な拘束力はありませんので、住民を代表する議会の意見ですので、そういう面では、行政としても重要な意見として受け止めております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 実際問題、この件につきましては、法的拘束力がないというのは承知の上でございますけれども、やはり我々としては、議会として審議をした中でこういう意見を出させていただきますので、それに対する対応というのか、そこら辺を今後伺いしてまいりたいと思っております。

令和4年度予算審査特別委員会の意見としまして、「長期にわたるコロナ禍で疲弊した経済情勢を鑑み、町独自の対策を積極的に実施をされたい」と、これが1つ。2つ、「伊豆縦貫自動車道路整備に伴う発生土の受入れに関わり、防災港を含めた活用の可能性を調査されたい」。これが予算審査特別委員会のときの意見でございました。

次に、令和3年度決算審査特別委員会の意見といたしまして、1つ、「DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、業務の効率化と町民生活の利便性の向上を図られたい」と。2つ、「町独自で作成した河津桜まつり計画である。もっと真摯に計画実行に移されたい」。次に、3件目、「温泉会館の老朽化が著しい。観光施設、福祉施設としての在り方を含め、改修や魅力づくりを検討されたい」。

議会より、このような意見を提出されております。確かに法的拘束力はありませんけれども、そのような件に対してどのように取り組まれているのかをお伺いできればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの意見について、町としてどのように取り組んでいるかというご質問です。

今、議員が直近の意見書の内容をお尋ねになっていたわけですが、現実的には、それぞれ毎年もっと前から議会から意見が出されているということは承知をしております。町の政策を進める中で、議会や町民を含めた、例えば団体も含めてですけれども、委員会など、事業内容の新設、見直しなどを行う過程の中で、議会の意見もその一つとして捉えております。

具体的には、私自身が常にその意見を意識をしながら行政運営を進めておりまして、私の施策の検討する部門であります制度設計のヒアリングというのを各課長に毎年行っております。その中で、各課の政策管理に反映をしております。

しかしながら、内容によっては時間がかかるものや現時点では早急な具体的な対応が困難な場合もありますので、毎年そのような扱いの中で検討をして政策に反映をしている、そう

いうことでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今回の町長の説明ですと、ヒアリングをしながらこの意見に対して各課でどのような意見があるのかということを集約されながら取り組んでいるというそういう解釈をしてよろしいのでしょうか。

やはり我々としましても、この意見を出していく上では、やはり一生懸命1週間にわたりまして審査をするわけです。その審査をした中で、要は、こういうことが必要ではないかということで、項目を挙げながら町がしっかりと取り組んでいただくために意見を提出するわけでございます。

だから、そんな中で、各担当課長に本当はこういうことについては聞いていきたいなという部分もございますけれども、今回の一般質問の中で、ここで個別にどういうこと、どういうことというのはなかなか難しいと思いますので、今後、そういうことも含めて、意見に対して町としてこれをどのように対応していくのか、また確かに法的拘束力はございませんけれども、出た意見に対して、どのような説明とかそういうことが議会に対してお話ができるのか、そこら辺ができればお伺いしたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほども説明をいたしましたけれども、議会の意見ですので、当然、重要な意見だということは承知をしておりますし、私の制度設計の中では、議会だけではなくて町民の方の要望であったり、各種団体等の要望も私の中で政策をつくる段階で、制度設計という中で反映しているということでございます。その中の重要な部分であるとは考えております。

ただ、毎年この制度設計をやったりして、ローリングまで行けばいいんですけれども、なかなかそこまで行かない場合もありますので、内容の精査をやらなきゃならないということもあります。そういう意味で、今後も制度設計あるいはローリング等の中で、各課の対応をこちらから意見等も反映しながら、対応について今後も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 実際問題、やはりこの意見を出すのにつきましては、議会の特別委員会で議論をした中で、本当に真剣に取り組んで意見を出すわけですよ。それに対して、やは

り町から、この件についてはこうですよ、この件についてはこうですよというような本来意見がもらえれば一番ありがたいんですけども、最低でも、こういうことについては、これ議員の皆さんはどういうふうに思っているか分からないんですけども、ちゃんとした形でお話をいただかないと、我々が出した意見がどこでどういうふうになっているのかというのが全然分からないんで、またやられない事業もたくさんあるわけですよ。せっかく出したものが本当に実行に移されない。こういう部分としては、議会としては本当に情けない話じゃないかなというふうに思いますんで、今後、検討をしていただきまして、こういうような意見に対してどのような真摯なお答えをいただけるのか、ぜひ今後、検討していただきたいというふうに思いますんで、これはお願いでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、インフルエンザ予防接種についてお話を伺います。

県は、令和4年度に限りまして、インフルエンザの予防接種促進事業費助成金事業を実施をいたしております。生後6か月以上の子供から3歳未満の子供まで対象とした助成事業でございます。コロナ禍の中で、インフルエンザの関係と両方発生した場合に、非常に重篤な状況になることも考えられるということで県のほうは進めているようでございますけれども、この事業対象となる子供の条件、これ質問です。助成額は。また、申請の方法はどうするのか。この事業の町民への広報はどのように町としてされているのか。問い合わせについて、この件については県に問い合わせをしてくださいというふうにあります。町においてもそのような部分の対応ができていますのか、できるのか、そこら辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の2問目のインフルエンザ予防接種について、本年やっております県の助成事業についてお尋ねですので、お答えします。

お尋ねのように、県では、3歳未満の子供にインフルエンザ予防接種の費用の一部を1回当たり2,000円、2回まで助成を今年度限り行っております。これは、過去2シーズン、インフルエンザが流行しなかったために、今シーズン早くから流行が始まることが心配されるという中で、この制度ができていますものと認識をしております。

この制度は、議員がおっしゃるように、感染や重症化を防ぐために年齢を限って助成をしているという状況がございます。そういう中でございますが、事業内容ですとか対応については、担当課長より詳しく説明申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からは、インフルエンザ予防接種事業の内容、対応について説明いたします。

この事業の対象となる子供の条件ですが、静岡県内に居住で接種時に生後6か月以上の子供から、令和4年4月1日現在3歳未満の子供で、令和4年9月1日から令和5年1月31日までに接種した子供となります。

助成額につきましては、1回当たり上限2,000円で、1人当たり2回までとなっております。

申請の方法につきましては、個人でスマートフォン等を使って県ホームページにアクセスしての申請となります。

町民への広報ですが、対象者に個別に案内済みとなっております。

問合せにつきましては、県事業になりますので、基本的には県に問合せをお願いしておりますが、町でも相談に乗らせてもらっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 広報の部分が非常に心配だったんですけれども、個別に通知をされているということだったので、それは非常にありがたいかなというふうに思います。

申請の方法がスマートフォンということでございましたんで、実際問題としては、若い年代の方ですんで、多分大丈夫だとは思うんですけれども、やはりそこら辺が一番、慣れていない人とかそういう人たちは、やはり県にそのまま言ってくださいよという話だと、町では相談に乗れないということはないと思いますんで、ぜひそこら辺は今後の課題として取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

それで、賀茂地区において、これは県の予防接種の事業とはまた違うんですけれども、賀茂地区において子供インフルエンザの予防接種事業を実施している町と、していない町があります。対象者は生後6か月から18歳未満の子供ということで、そういう人たちが対象となった事業を進めているところと進めていないところの違いがございます。

助成事業でございまして、町によって違いがございますんで、ちょっと紹介をしますけれども、東伊豆町が1回につき1,000円の助成をしております。南伊豆町につきましては、自己負担額が1,500円を負担してくださいということでございます。松崎町におきましては、1回のみで1回につき2,000円。西伊豆町につきましては、1回のみで1,500円。下田市は助成がございません。河津町も今のところは助成がございません。ただし、これ令和2年度お

伺いましたんですけれども、令和2年度に特別に1回につき2,000円の助成をして取り組んだことがございました。

このような町によって接種の違いが出てくるのは、財政の状況だとかそういうものもございまして、当たり前かなというふうには思うんですけれども、子供たちのインフルエンザの予防接種については、町によって接種の費用が違うところもあるんですよ。3,000幾らかいうところもあるし、4,000円、5,000円というようなところもございまして。それは病院によってやはり違うんですけれども、そのような差のある市町の助成もだから様々になっているのかなというふうな解釈をするわけなんですけれども、当町におきましては、子育て政策に本当に重点を置いた政策を打っていこうということで、要は声高らかに上げている部分がございますので、当町において、この予防接種事業に今取り組んでいないわけなんですけれども、取り組めないような理由としてどのようなものがあるのかお伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま議員がお尋ねの取り組まない理由といたしますか、これは通常の状況の中でインフルエンザワクチン接種の助成の話だと思っておりますので、そのことですが、これは前々からも質問を受けておりますけれども、根本的には、現在は任意接種であり定期接種となっていないということが根本でございまして。

こういった支援につきましては、十分とは言えないまでも河津町独自では重点施策としていろいろな事業に取り組んでおります。例えば、子育て応援住宅ですとか、インフルエンザ事業だけではなく、例えば高校生までの病気やけがなどの医療費無償化など、医療健康事業に取り組んでおまして、そのほかにも給食費の助成事業など多くの町費の負担もしております。

そういう中で、根本的には定期接種と任意接種の問題がありますので、そのことを踏まえて、そのほかの事業を今のところは重点的にやっているということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） これ町長の前からの持論なんで、任意だからやらないよという、それはもう前から話伺っているんですけれども、ただ、ほかに給食費の免除だとか半額負担ですか、幾らだっけ、1,000円負担か。あと、そういうことをやっているから、要は子育て施策は十分だよというお話を今されるわけなんですけれども、やはり子供たちの健康だとか学校の、教育委員会のほうはどのように考えているのか分からないけれども、子供たちみんなが病気

で休まないように教育を受けられるような体制を作っていこうとか、また、この町に来れば、医療全額補助をしているわけですがけれども、本当の全額が子供たちに支援されるような町であるとか、そういう子育てに本気になって取り組んでいる町なんだよという姿勢もやはり示す必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひ、そういうことも踏まえた中で、今後の対策をお願いしたいと思いますけれども、65歳以上のインフルエンザの予防接種については、賀茂地区におきましては、賀茂医師会において4,500円で打ちますよという決めがあるらしいです。助成額と負担額が各町によってこれも違いがあるわけですよ。要は、打つ接種費用は同じでも各町によって違いがあるわけです。河津町におきましては、助成額が2,500円、お年寄りです。自己負担額が2,000円ということでございました。松崎町においては、町の助成が3,000円、自己負担額が1,500円、西伊豆町が町の助成が2,000円、自己負担額が2,500円、南伊豆町が町の助成が3,000円、自己負担額が1,500円、下田市が助成が1,500円で個人負担が3,000円と。そのように町によって、どういう見方をするかによって助成額が変わっているというのが現実です。

助成額と自己負担額との差が生じているという部分については、どのようなことが考えられるのかなということをちょっとお伺いできればと思います。また、重ねてお願いになるんですけども、どうしても子供たちのインフルエンザの予防接種事業、我々は2,000円払えばできるんですけども、今の河津の状況ですと、多分インフルエンザの予防接種するのに子供たちは1回について4,500円ぐらい負担していると思うんですよ。それ、子供たちによっては2回やらなきゃいけない部分もありまして、そうすると、我々はインフルエンザ1回で済むんで2,000円で済むんですけども、子供たちは9,000円ぐらいかかるわけです、1人が。だから、そういう部分をやはり経済的な負担軽減だとかそういうのも含めた中で予防接種の事業に取り組んでいただくようにお願いしたいんですけども、ぜひもう一度お話をいただければと思います。

令和2年度の助成事業のときに、町としては、予算的には約270万円ぐらいの予算を組まれて実施をされておりますんで、費用的には270万からどこまで伸びるかちょっとあれなんですけれども、そんなにべらぼうな数字まで出るのかなということがちょっと、もう少し助成ができればと思うんですけども、改めて取り組んでいただけますでしょうか、お願いをしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今、お尋ねの2点あったと思いますけれども、まず65歳以

上の自己負担額と助成額については、後ほど担当課長より答弁をさせます。

私からは、これまでも何回もご質問を受けております子供に対するインフルエンザワクチン接種の関係でございます。

これ、私今こちらに小児科学会の資料も持っているんですけども、定期接種と任意接種のワクチンのことが少し書いてございます。結局、定期接種というワクチンは、予防接種法と呼ばれる予防接種の規則を決めた法律が書かれているワクチンのことでございます。任意接種につきましては、国がそれを使うことを認めているものの予防接種法で規定をされていないワクチンということでございます。これは、2つの差はあくまで制度上のものではありますが、ともに重要なワクチンであります、特にまれですが、副反応が起こったりとか、そういう場合の対応が定期接種と任意接種では違ってきます。そういう中で、小児科学会でも重要ということは認めているんですけども、ただ国のほうで定期接種になっていないという事実もあります。現実的には、任意接種から定期接種になることも当然あるわけですので、国が今後定期接種になれば当然、一部負担があるかどうか分かりませんが、その辺も含めて今のところ任意接種だということで、今後定期接種になる方向もあるかと思っておりますので、それを見極めて今後対応したいなと思っております。

65歳以上については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からは、静岡県内市町の接種金額について説明させていただきます。

議員がおっしゃるように、当町も賀茂医師会によって4,500円という形で金額が示されております。静岡県内におきましては、接種費用は幅がありまして、4,323円から5,940円という形で各市町、また医師会等で決定されております。自己負担額につきましては、一番高いところで3,000円という形になっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 一応、予防接種の部分については、子供たちの予防接種については、子供たち、一般の人たちです、お年寄りになる前の予防接種の費用については、その病院によって単価が違っている。だから、3,000円ぐらいでできる病院もあるし、5,000円のところもあるというのがやはり現実なんですよ。

ですもんで、それについては、病院の経営の中の話なんで、我々としてどうのこうのと言

うことはできないんですけれども、やはり予防接種、今、町長の話ですと、任意だから実際問題そういう話になるわけなんですけれども、やはり町の事業として、どのようにして、要は、うちの町は子育てに邁進していきますよということが大前提だと思うんで、ぜひ予防接種法等もございますけれども、任意なんで、する人はする、しない人はしない、だから受けられる人もいるし、受けられない人もいるというのは、それは仕方がないかなというふうに思います。

だから、経済的にやはり費用が相当負担がかかるんで、子育てをされている方たちにどのような負担軽減をしていくのか、それが要は今後のまちづくりにどうやって生かしていけるのか、まだまだ検討の余地があると思いますんで、ぜひご検討をいただきながら、次の子育て政策に生かしていただきたいというふうに思います。

次に、バガテル公園指定管理者公募についてお伺いをいたします。

過去2回の公募におきまして、この公募、不調に終わっているわけでございます。今回、3回目の公募において、株式会社共立メンテナンスが指定管理者候補として決まりましたということでございます。

そこにつきまして、選定した理由を伺います。また、評価点、この前300点満点で180点に満たないと駄目だったよというそういうお話がございましたんで、評価点としては何点ぐらいを獲得されたのかというところでございます。

再公募の指定管理の条件が、最初の公募の条件とは若干違ってきて、費用負担等も町のほうで面倒を見る部分もございましたんで、そこら辺も含めて条件の違いがどのようになっていったのか。

実際問題としては、町の目指す再生というんですか、今後のバガテル公園を町はどのようにしていきたいのか、していったほしいのか、そこら辺をお伺いできればと思うんです。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津バガテル公園の指定管理についてお答えします。

今後の方向ということでございますが、現在、指定管理の選定に入っているわけでございますけれども、私は、バガテル公園については、民間手法を取り入れた再生についてを目指しております。これは町直営ではなくて、指定管理制度を活用をして、指定管理者の創意工夫ですとか、営業努力によりまして、これまで以上に誘客を図り、公園の魅力創出や運営の健全化を図りたいという形で目指しているものでございます。

今回の件につきましては、候補者の選定につきましては、副町長より答弁をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、質問のありました選定理由、それから評価点は何点か、再公募の指定管理の条件について、3点ほど答弁させていただきたいと思っています。

まず、選定理由につきましてですが、施設の魅力を理解して適切な維持管理体制を構築し、他事業でも実績のある知識や新技術を導入・活用し、施設の活性化を図る内容となっておりました。財政基盤、信用力、同種及び類似の施設の指定管理実績などが高く評価された結果であると認識しております。特に、実施事業としましては、既存の温室に有機水耕栽培技術を導入し、その技術を地元農家に還元することやネット通販におきましてグループ会社の運営するネットショップの取扱いを提案していることなどが挙げられます。

次に、評価点は何点かということでございますが、選定委員の平均点でございますが、300点満点のうち230点以上を獲得したということで評価を受けているところでございます。

再公募の指定管理の条件につきましてですが、町民入園料の町負担、それから町内観光地の周遊シャトルバスの町負担、町の観光宣伝によります公園宣伝の協力、それから提案により町が認めた施設改修等の令和5年度以降の実施、この4点が挙げられます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） お話の中だと、町長の話の部分で、指定管理者の考えにおいて民間事業者のアイデアを出して取り組んでほしいと。基本的には、今のバガテル公園の体制というんですか、状況。例えば、バガテル公園はバラ公園として運営していくんだよ。名前も変えないし、だからバガテルという部分はそのまま継続した中で事業計画を立ててほしいというそういう形の中での運営というのを望んでいるという解釈をしていいのかなというふうに感じたんですけども、その選定内容の中で、水耕栽培の話も出てまいりました。水耕栽培、どんなものをどういうふうに水耕栽培するのか、ちょっと全然見えないんで、そこら辺はどういうふうにしていくのかなというふうに思っております。

そんな中で、これから指定管理の契約の方向に向かっていくわけでございますけれども、共立メンテナンスから基本的にプレゼンテーション、こういうふうにしたいよという、そういう話と、ヒアリングが行われたということだと思っておりますけれども、話せる部分として、先ほど副町長から水耕栽培の話も出てきましたけれども、どういうところが評価されたのか

なというところがちょっと見えないんでお伺いできればありがたいなと思うんですけども、それと、あと選定委員会全員のところでプレゼンテーションとヒアリングがされたのか。本当はプレゼンのときに選定委員のほうからどんな方向が出たのかお伺いしていきたいんですけども、ちょっと長くなっちゃうんで、そこら辺は省略して代表のほうでお答えいただければありがたいなというふうに思います。

現在、営業中の取扱いというんですか、要は、営業している人たちはそこは切られてしまうのか、今後そのまま継承できるのか。一応、町のほうのお話として、町と契約を結んでいた事業者が継続を望む場合は、可能な限り町との賃貸契約と同様の条件で賃貸契約を結ぶことというふうになっているんです。これ問題はないのかお伺いしたい。

それと、令和5年4月1日から指定管理の運用開始となるわけですね。この施設の運用開始に当たっては、この施設の改修だとか利用について、営業施策によっては相当変わってくる部分もあるかなというふうに思うんですけども、そのような営業施策についての要望については、町としてはどのような対応をされていくのか、そこら辺も含めてお伺いできればと思うんです。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問の中で、バガテル公園の基本的な考え方といたしますか、お尋ねですけども、これ後ほどまた質問の中でも出てくるかと思えますけれども、基本的には、これまで在り方検討委員会ですとか、再生の検討委員会の意見を踏まえた中で、今の方向にあるものと思っておりますし、そういう意見を尊重しながら進めていきたいと思っております。

以上です。後ほど副町長と担当課長から答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、評価されたところ、それから選定委員会全員でヒアリングしたのかというようなところと、営業中のテナントの取扱い、それから施設修理等の要望について答弁をさせていただきます。

まず、評価されたところにつきましては、選定理由でも申し上げましたが、必要な人員を確保し、適切な維持管理体制が構築されまして、新たな技術を導入した施設活性化の計画、財政基盤、信用力、同種・類似の施設の管理運営の実績、実施事業の提案内容などというふうに認識しております。

ヒアリングにつきましては、私を含めて管理職全員、選定委員13名でございますが、全員

が出席してヒアリングを実施しているところでございます。

営業中のテナントの取扱いですが、募集要項のほうの中に、条件としまして、「テナントへの配慮として」というようなことで、議員のおっしゃいましたような内容で条件を付しておりましたが、詳細につきましては、協定書の協議の中で検討していくということで、特に問題になることはないというふうに認識をしております。

それから、施設修理の要望等の対応でございます。指定管理者申請書の事業提案書の中には、特に施設改修の要望、提案はございませんでした。大規模な修繕等は現時点ではないものと考えておりますが、そちらのほうも協定書の協議の中で出てくる可能性もありますので、それについては、また協議の中で調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今の話の中で、実際問題としては、新しい4月1日からの施設改修については、提案はないよということだったと思うんで、だから何で業務委託受けるのにどこも直さなくてもいいのかなという、そこら辺はちょっといかがなものかなと思うんですけれども、要は、指定管理の共立さんともっとコミュニケーションをとって、今後詰めていかざるを得ない部分があるのかなというふうに思います。

そんな中で、ちょっと心配になる部分が賃貸契約。例えば継続して賃貸していく部分においては、今入っている事業者は町と契約しているわけですね。今後、継続していく場合は、町と契約していくのか、それとも共立さんとしていくのか。そうすると、共立さんが要は委託契約を結んでいくという形になるんですか。それは、二重契約というか、又貸しみたいない感じにはなっていないのかなという。そこら辺をちょっと不安に感じますんで、そこら辺また調べた中でお答えがいただければいいかなというふうに思います。そこら辺はまた後で調べていただければありがたいなというふうに思います。

実際問題、このバガテル公園につきましては、経営赤字が令和2年度が7,209万円、3年度が7,088万円の状況でございました。これから業務委託するということになると、この数字にはやはりいけないわけですね、町としては、出るお金が。指定管理運用に当たって、ちょっと予算的な金額もお伺いできればなというふうに思います。

確認ですけれども、指定管理の料金、それと土地の賃貸契約の負担は幾らで見積もっているのか。あと経費負担で町の負担が今回の部分で増えましたよね、条件の中で。町民の入園料、幾らぐらい見ているのか。あとシャトルバスの運行料金。シャトルバスについては、バ

ガテルと駅で考えて見積もっているのかな。そういう形。あと燃料、物価、肥料等高騰について支出分の増加分を支払っていくというんだけど、基礎の金額はどこで見ているのか。それとあと、プラスの肥料代として幾らぐらいを目算として見ているのか。そこら辺の費用の予算も含めてお伺いしたいということと、経費の負担が増えた分が費用の総額は幾らになるのか、それをお教えいただければありがたいなと思います。

これ再度の話になりますけれども、町長ね。ここまで費用負担をしてまで河津町としてバガテル公園を運営していきたいという必要性ですか、バガテル公園が河津町にとって必要とする理由というのをお教えいただければありがたいなと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員の質問の中で最後の部分、必要性といえますか、先ほども少し方針の中でお話をしましたけれども、これまでの経緯については、平成23年に在り方検討委員会が7人の委員さんで組織されまして、提言をいただいております。この内容ですけれども、入園者の減少問題や町民への寄与など極めて限定的な効果しかなかったとは言え、町内施設でこれだけの集客実績のある施設は少なく、また公園の存在を誇りと感じている町民も多いと。したがって、パリ市との協議に基づいて管理運営の自由裁量を拡大できる可能性を勘案すれば、公園を廃止するのではなく、コンセプトを再設定して公園全体の在り方を見直していくという必要があると、そういう提言をいただいております。

こういう提言を受けまして、その後、再生委員会の中で検討した結果が、民間を取り入れた中で指定管理をやっていかうという方向でございます。

確かに、議員がおっしゃるように、経営状態が赤字が多いことは確かでございます。今回の指定管理によって、経費の赤字の部分が大幅削減される面もあると思います。それともう一つは、この2年間は、コロナの関係で大変お客さんの落ち込みが多かったこと、もう一つは、従業員の雇用の関係で包括支援をしたということがありまして、園自体は削減したんだけど、なかなか削減が大きくできなかったという点もあるかと思います。

そういう中で今年度を見てみますと、今のところは前年よりも入園者が増えておりますし、入園料も増加しておるんで、経営の仕方によっては、新たな指定管理者に任せることによって特に私が期待しているのは、共立メンテナンスのほうから職員を常駐させるような話もあるものですから、責任者がはっきりすることによって大きく変わるのではないのかな、そういう期待もあります。

そういう中で、今後、協議の中でぜひ再生に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以下の質問については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私のほうからは、2点ほどあったかと思います。

まず、テナントの賃貸借の契約の関係、それと、あと費用額について説明をさせていただきます。

まず、テナントの賃貸契約ですけれども、先ほど議員が言ったように、現時点は町営ということで町との賃貸契約をさせていただいておりますけれども、今度指定管理をしていただく共立メンテナンスとの契約になります。共立メンテナンスの収入といたしまして、個人の公園の利用料とあと施設使用料等は、指定管理者の収入として認められているものですので、問題はないというふうに解釈しております。

あと、次に、費用についてですけれども、まず指定管理料でございますが、説明をしてありますとおり、年間3,000万円でございます。あと、土地賃借料でございますが1,053万4,000円でございます。あと、町民入園料の補助につきましては150万円、シャトルバスの運行費用が約150万円、また施設の火災保険料につきましては、これは町の施設でございますので、こちらは町のほうが掛けるということになりますので、37万9,000円を見込んでございます。合計4,391万3,000円でございます。その他30万円以上の緊急修繕で老朽化等、指定管理者の起因でない分につきましては町の負担ということになってございますので、その費用が生じると考えております。その費用についても予算化をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今のお話の中で、町長の話のほうの必要性のお話は、在り方検討委員会で検討された中で今までずっと進んできた。実際問題、在り方検討委員会も非常に大事なんですけれども、やはりここまで落ち込んでいった原因の中に、今までやっていたやり方が要は正解でなかったからここまで落ち込むわけで、やはりそこら辺を新たな共立さんのほうで、どここのところを手を入れたらどのように変わっていくのか。町としては、実際問題としてはもう指定管理出しちゃえば、もう決まったお金を払うしかないと思うんで、営業政策の中に足を踏み入れるとかよほど法的だとかそういう問題がない限り、そのところには、要は収支については、お話しすることはなかなか難しいのかなというふうに思います。

だから、町から出すお金は、今の話だと4,300万ぐらいですか、というお話でございましたんで、そのお金を払って町民が納得できるような施設運営ができればいいのかなというふうに思います。

ですから、ただ指定管理に出したからもう河津町としてはバガテル公園、もう言っちゃったからもうそれでいいよという話でもないと思うんで、ぜひそこら辺目配せしながら、今後町の施設として、町がやっている施設じゃないんだけど、指定管理出している施設なんだけど、やはりそこら辺でしっかりとした見方をしていく必要があるのかなというふうに思いますんで、そこら辺も含めて、今後、バガテルの運営については、町もそうですけれども、我々も興味を持って取り組んでまいりたいなというふうに思います。

私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

1時まで休憩します。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問を許します。

上村和正議員。

〔7番 上村和正君登壇〕

○7番（上村和正君） 7番、上村和正でございます。

令和4年第4回定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問いたします。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

私の質問は多岐にわたりますが、観光関連及び町の活性化についてお伺いいたします。

まず、観光産業については、日本の主要産業であります自然環境、森の景色、日本の森林の占有面積の割合はフィンランド、スウェーデンに次いで、先進国の中で世界第3位であります。森林大国のこの国土の中からどうやって日本のGDPをつくっていくのか。そして、アメリカや中国に勝てるものは、観光であり、森林資源等を活用した観光に地方自治体として取り組まなければならない。なぜなら、当町の基幹産業は観光であるからであります。

疫病があっても、戦争があっても、人々が新しい場所を訪れたいという旅行への欲求がなくなったことは、人類にまだ一度もなく、あのスペイン風邪の直後でも旅行が復活しています。

何が言いたいかというと、この欲求は旅をしたいという需要はなくなるということではございません。この2年間、旅行ができなかった反動が来ます。UNWTO、国連世界観光機関の調べでは、世界の旅行者数はパンデミック前の水準に戻るのには早くも2023年になると予測しています。では、今、私たちがやらなければならないことは何か、ただの傍観者にならないようにするには受け入れる態勢づくりではないかと思います。

そこで、質問でございます。

1 問目、七滝観光施策について伺います。

1 つ目、釜滝のつり橋、これは令和元年の台風災害により崩壊いたしました。このつり橋はいつ復元されるのか伺います。

2 点目、七滝町営無料駐車場にありました観光センターの跡地でございますが、ジオパークビジターセンターがあった場所でございます。何年も更地のままですが、今後どうなるのか伺います。

3 点目ですが、エビ滝にございますつり橋でございます。こちら、倒木により何年も通行ができておりません。こちらにつきましても、いつ開通するのか伺います。

4 点目ですが、カニ滝前にございます広場でございます。川への転落防止柵がいまだに単管パイプで設置されております。町の整備についての考えをお伺います。

以上、4 点でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の七滝観光施策について4点ほどございますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1 点目の釜滝のつり橋、いつ完成するのかというお尋ねでございます。

今年3月に七滝地区の観光エリア計画が策定をされました。これは前々から答弁してござ

いますが、県の助成事業、観光地域づくり整備事業補助金を活用するためには、エリア計画との整合性が求められることから地域エリア計画の策定が必要条件となっておりました。

釜滝のつり橋だけではなく、七滝全体での施設整備計画につきましては、県補助が可能となりますが、今後は必要性や地区の要望なども踏まえて七滝地区の施設整備に取り組んでまいりたいと思っております。

2つ目の観光センターの跡地の今後でございます。

七滝駐車場にありました旧観光センターについては、耐震性などの問題もあり、既に解体をしたところでございますが、地権者より借地解除による返還を求められております。後ほど詳細につきましては、副町長より答弁をいたします。

3つ目のエビ滝橋、いつ開通するのかということでございます。

先ほどの答弁と同様に、今後は必要性や地区の要望なども踏まえて検討していきたいと思っております。

4つ目のカニ滝前の町有地整備についての見解はということでございます。

この土地につきましては、過去に町が取得をしまして、その後、地区観光協会がイベント等で活用しております。今後の整備計画につきましても、必要性や地区の要望などを踏まえて検討していきたいと考えております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、観光センター跡地の今後について答弁させていただきます。

町長からも話がありましたとおり、現在、地権者と用地交渉を進めております。方針としては、借地している駐車場内の部分については、トイレを移転設置した後、原形復旧して返還、進入路部分については、町で確保するべく方向で交渉を進めているところでございます。

詳細については今、地権者との交渉中でございますので、回答のほうは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません。それでは、私のほうからは、カニ滝前の町有地について説明させていただきます。

カニ滝前の町有地につきましては、以前にも、梨本地区の要望としまして出ております。また、うちの町として、回答としましては、区としてどのような整備を希望するのか意見を伺いたいというような回答がなされております。

その後は、町では平成30年に碎石を敷設し整備もしております。

今後の活用につきましては、先ほど町長が述べましたように、またジオサイトという現状の中で、自然や風景のあったものを適切に考えたいと思っておりますので、また地区や七滝観光協会側と協力できればと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 順を追っていきますと、釜滝のつり橋については、3月エリア景観計画ができて地区の要望を入れて検討したいと。

観光センターについては、トイレを移転するということですが、これ実際に移転時期のスケジュールとか分かったら次教えてもらいたいんですけども。

エビ滝のつり橋についても、こちらも必要性を確認の上、地区の要望を確認したいと。

カニ滝前の整備についても、同じく地区の要望を確認したいと。

この地区の要望については、地域エリア景観計画をつくるときに、既に要望を受け入れているはずだと思うんです。何が言いたいのかというと、もう4年もたっているのに全然進んでいないというところ、スピード感がまるでないという、そこをちょっと訴えたい、そのように思っています。

町としてこの七滝エリアをどう評価しているのか、観光施策をどう考えているのか、そういうあたりをお聞きしたい。実際この2024年に、この外国人とかがもし戻ってくるようであるならば、もう早めに早急に手当てを打たなければいけない、そう考えます。この観光産業を主体とする河津町の第3次事業者、これ人口比率でいくと73.3%、ほとんど10人中7人は観光に携わっている主要な産業であると思っております。

そして、この第5次総合計画で基本目標にもあります。地域資源を生かし魅力と活力あふれるまちづくりと、総合計画の計画にも目標としてうたっています。そもそもこの目標が、具体性がないというのがちょっとどうかなと思うんですけども、日本一を例えば目指すような、この例えば、早咲きの桜もそうですけれども、今井浜海岸があつたり、イズーという両生類の日本一の動物園があつたり、日本一の河津のカエルの博物館があつたり、これ日本一という、例えばその目標を立ててスピード感を持ってやる、それがやっぱり今求められて

いることではないかと思っております。

にぎわいができる、この予算づけが必要であり、町長もぜひ先進地を見て歩く必要があるかと考えます。この辺につきましても、町の見解をお伺いしたいと思います。スピード感を持って対応できるかについてもお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま議員から私の考えについてお尋ねですので、お答えしたいと思っております。

これまで施設整備については、県のそういう整備計画がないとできないということがありましたので、そういう点で今年３月にできたと、そういうことでございます。これまで調整等もしてきましたので、そういう過程の中で今年３月になったと認識をしております。

それから、七滝地区の位置づけでございます。ご存じのように、七滝地区は自然豊かな景観を持っておりますし、そういう意味で河津町の主要な観光拠点であると、そういうふうと考えております。そういう中で今後、伊豆縦貫道の完成等も将来見込んだ中でいかにこの町を周遊してもらうか、滞在してもらうかというのが町の大きな観光の施策の一つであると思っております。そういう中で、今E-B I K Eですとか、町内の周遊を巡るような、そんな施策も取り組んでいるところでございます。

特に、河津町はイザーをはじめ、河津バガテル公園、湯ヶ野、七滝と、急峻な土地が多いもんですから、そういうところを巡るのに、どうしても自転車などではE-B I K Eを使う必要があるだろうということで、E-B I K Eを活用して、今後、天城の自然を生かしたり、あるいはバガテル公園ですとかイザーも周遊できるような、そんな観光施策の中で取り組んでいきたいなと思っております。

議員が感じている中で遅いということでございますが、この辺は私の気持ちの中に議員のお考え分かりましたので、今後取り組んでいきたいなと、そういうふうに思っておりますので、ご容赦願いたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） 観光センターのほうの跡地のスケジュールということでございますが、今用地交渉ということで答弁させていただきましたけれども、トイレの移転先についても、今取得を進めているところでございます。そういったことで、その取得の状況によってちょっと時間かかるというようなことでございますので、今のところ、ちょっといつという

ことがはっきりと申し述べられない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ご理解していただきたいということですが、何せスピード感がないというのをすごく感じているところでございます。

観光センター跡地のトイレの問題でありますけれども、こちらやはり時間がかかる。確かに相手がいる話で、時間がかかるのは分かりますけれども、これやはり町長がやっぱり行って話をしてくるというのも一つの手かなと、私は思っておりました。今回、トイレはその土地を更地にして返すという話でございますけれども、その間もずっと借地料が発生しているわけございまして、地主としては早急に返してもらいたい。町のスピード感を求めている話でございます。トイレが移転できなければ、その借地も戻ってこないという話でありますので、その辺について、スピード感についてどれぐらいの、時期はまだ決まらないような話ですが、具体的にいつぐらいまでに目標としてやりたいというのをぜひ伺いたいんですけれども、ほかのつり橋にしても、倒木についても、その辺についても、具体的なスケジュール、スケジュールとかいうのはいつまでにやりますということができれば、方向性ぐらいは示してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） スケジュールにつきましては、個々の問題もございまして、そこは計画もなしにスケジュールということはなかなか答弁できないと考えております。

駐車場につきましては、副町長が述べましたように、相手もありまして、交渉の仕方それぞれいろいろな形で交渉しております。そのスケジュールを見ながらというのも、一方ではないもので難しいと考えておりますので、副町長の言われましたように、スケジュールについてはちょっとお示しできないのが現状でございます。

また、カニ滝とエビ滝、それぞれ遊歩道の関係につきましては、エリア景観計画がこの3月に策定しました。ですので、まだ今年度の予算には反映されておられません。制度設計がその中でも話題には上がっております。そうした中で、今後先ほどの答弁でも述べましたように、ジオサイトや景観とか、そういったものを壊さないような形で、あとは遊歩道ですね、県の管理されている遊歩道と供用しながらできたらと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ぜひ早急に進めていただきたいと思います。今回、当初予算にも載らないという話でございますけれども、ぜひ早めの対応を取っていただきたいと思います。お願いします。副町長こうやってにらんでいますけれども。スピード感をぜひ持ってやっていただきたい。

続きまして、次の質問にまいります。

第3次温泉給湯についてお伺いいたします。

第3次温泉給湯事業についてでございますけれども、温泉のある町という面でも、当町において社会的資本となっております。公営企業としての必要性については、町民のみならず事業者も利用しております。事業の投資の面においても、中長期的な計画の中でこの温泉給湯事業について町の計画が投資判断の一つになってきます。

そこで質問でございますが、令和13年に終了する第2次給湯事業の後、第3次温泉給湯事業をどうするのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、第3次温泉給湯についてお尋ねですので、お答えします。

特に今後どうするかということだと思います。第3次の温泉の給湯につきましては、議員お尋ねのとおり、令和13年3月で終了期限を迎えます。私としては一部見直した上で継続をしたいというふうに考えております。

なお、今後の方向性につきましては、1課だけではありませんので、関係あるところが。水道温泉課と産業振興課、企画調整課を交えて調整会議を行いまして、現在、副町長を中心に検討を進めているところでございます。

その内容については、副町長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

町長も申しましたが、町の行なっています温泉の集中管理事業ですが、この3次給湯についてどうするかということです。

第2次給湯は平成28年4月1日から令和13年3月ということで15年間で配湯を行っております。本年度で7年度目です。残り8年、来年度はちょうどその真ん中に当たる年、年度になります。

温泉の集中管理事業は、配管等の老朽化問題や踊り子温泉会館の老朽化、源泉の管理、利活用など、担当課だけの判断では立ち行かない部分も多々ありますので、町長の答弁でも

ありましたように、関係各課で情報を共有し対策を講ずるべく、10月に先ほどの3課と私を含めて調整会議を開催したというところでございます。

その中で現状を把握し、それぞれで持ち寄った課題を整理して、今後どのようにしていくべきかのたたき台をつくり、それぞれの担当課の委員会等で協議し、町の方針を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

一部検討には入っているという話でございますけれども、10月に検討をされたということ。先ほど町長の答弁の中で一部見直すという話がございますけれども、具体的にどの辺を考えに入れているのか、副町長の中にも課題があったという話でありますけれども、この今後のスケジュールについてどうなっていくのか、最終的にいつ頃発表できるのか、その辺についても伺いたします。存続に当たり検討事項は多分1次給湯から2次給湯に移るときと同じような課題であったんだろうなと思うんですけれども、具体的にその検討事項はどのようなものがあるか伺いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 検討については多岐にわたると思います。現に先ほどお話ししたように利用している観光施設等もございます。それと、町民にしますと人口減少の問題とか、需要の見込みの話もあります。それから、源泉の所有の問題もございます。現在、源泉については、全てではありませんが、借りて出たものを買って給湯している状況がありますので、そういうものを含めた中で収支のこともございますし、エリアの問題もございます。今、遠くは見高方面、今井浜のほうにまで給湯している状況があります。そういうエリアの問題とか、あるいは管の老朽化の問題とか、新たな施設の投資の問題とか、いろいろな多岐にわたってきますので、今後、それぞれ担当課との調整会議の中で全体的な含めた中で1つの方針が示せればなと思っておりますので、今そんなことで調整会議始めたということでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） スケジュール的には、この二、三年後をめどに検討をまとめていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 二、三年後に検討して答えが出せるという話でございます。よろしいですね。多分、そのエリアの問題、管の老朽化もあるんでしょうけれども、こういう問題、早めに答えを出してもらわないと、いわゆる事業者が、13年で、例えば見高地区のエリアを考えると、見高地区がなくなるとかそういう話、どういう話になるか分かりませんが、事業者として投資する、修繕することもできないわけですね。そういうことも考えてやっぱり早いうちに、こちらもそうなんです。スピード感を持ってやってもらいたいと思っております。

課題は多分幾つもあると思います。それは使っているほうも課題は幾つもあると思っています。その使っているほうも投資するかどうか、今後、町の温泉が来ないとなると事業を存続できるかどうか、温泉給湯ができるかどうか分からないふうな中で事業を進めていくという、やっぱり観光というものがコンテンツというか、確たる1つの温泉ってやっぱりあると思っているんです。その温泉をやはり3年後なんて言わないで、もっと早い段階で結果を出す、やるやらないをはっきりさせるということは、やっぱり事業者にとって今後の事業の進め方も変わってくると思います。その辺についていま一度ご答弁をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後、先ほど言ったように、町の中で協議を進めながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ぜひ早めに対応していただきたい、そのように思います。

続きまして、3問目でございますが、一般県道河津・下田線についてお伺いいたします。

こちらの計画は、県の事業で平成7年から始まっております。これ、こちらもなかなか進捗が見られませんが、現在の進捗状況及び問題点、それと2点目は、これはいつ完成を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまお尋ねの一般県道河津・下田線でございます。お尋ねが進捗状況の問題点と開通についてでございます。

この計画路線につきましては、県が施工する事業でありますので、お尋ねの件につきまし

て、分かる範囲で担当課長より答弁いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、こちらの路線につきましては、県道ということで、下田土木事務所のほうで施工する県の事業になります。町ではございませんので、県に聞いた話の中でお答えをさせていただきます。

進捗状況につきましては、移転対象者の移転などが行われまして、引き続き、現在は用地交渉や工事可能な部分の工事を進めているというような進捗となっていると伺っております。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 進捗状況、具体的にどれぐらいできているかのお答えいただけなかったんですけれども、用地交渉があるという話でございますけれども、用地交渉、これも重要な問題にあると思います。そして、これ伊豆縦貫道もそうなんですけれども、なかなかやっぱり縦貫道に関しては国の事業であります。こちらについても要望するという作業がやはり首長として必要なのかなと思っています。県の交付額、縦貫道についても、町長、先ほど行政報告の中にもありましたけれども、要望に行っていると思うんですけれども、県道についても、首長の要望活動は大きく変わってくると思います。この辺につきましても、町長の見解をお伺いいたします。

あとは用地交渉につきましては、出向くということがやっぱり不足していると感じています。町長が自ら行って用地交渉をする。これ何で町長が行かなきゃいけないのかという話なんですけれども、職員だと2年ぐらいでやはり人事が替わってしまう。そうすると、何度も何度も何人も違う人が用地交渉に来る。やはり町民から選ばれた町長が用地交渉に行く、歴代の町長も行っていたという話も聞きますので、その辺につきましても、町の見解、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員のお考えと私の考えと若干差があるのかなという考えもいたします。

私は要望活動は率先をして行っているつもりでございますし、私のできる範囲のことはやっているつもりであります。ただ事業化が決まるまでの、特に伊豆縦貫なんかについては大変重要な役目があるのかなと思っています。ただ事業が決まった中で、用地については事業者が違うもんです。その中で必要があれば当然私も参りますし、ただ交渉の中で直接行く

とまずいこともあるのかなと、いろいろな事情があるかと思いますので、そういう中でこれまでもこの河津・下田線についても、要望があれば当然私は行くつもりでありますし、そういう中で県の事業ですので、県が対応している中で必要があれば対応したいと思いますし、これについては事業化が決まっている事業なものですから、用地等のことについても必要があれば伺いたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 考えが多分違っているのかなという話でありますけれども、要望があれば行くという話でございますけれども、やはり落合じゃなくて河津・下田線、これの重要性、必要性、当然必要だから造っていると思うんですけれども、町として必要だと考えているわけですね。考えているのであれば、これ早急に実際いつ頃開通するのかという質問に対して具体的な日にちも出てきませんでしたけれども、この辺についての町の考え方というか、落合・縄地線、河津・下田線の重要性についてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この路線については、前々から県が事業を進めている中で町も協力をしてきたつもりでございます。特に、今後は伊豆縦貫道の135号につなぐ路線としても重要な意味を持つと思いますし、そういう意味では重要な路線だと考えておりますし、県と一緒に今後とも実現に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 重要な路線ですので、こちらもスピード感を持ってぜひやっていただきたい、そのように思います。

続きまして、4問目に移りたいと思います。

この人口減少に対する対策についてお伺いいたします。

まず、町有地の利活用をどう考えているのかお伺いいたします。

次に、移住者向け町営住宅について、前回の同僚議員の答弁では消極的な発言でございましたが、町有地の有効活用はできると思いますが、町の見解を再度お伺いいたします。

次に、移住者向けの施策でございますけれども、家賃補助や事業支援などがあるとも前回の答弁でおっしゃっておられましたけれども、これらの実行状況、そしてこれらの評価をどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の人口減少に対する対策についてということで、町有地の利活用についての見解をお尋ねですので、お答えします。

町有地の利活用につきましては、これ私の２期目の公約でもありまして、その中で民間事業者も踏まえて推進をしたいと考えておりますし、そういうことで公約でもあります。

既にご存じのように、指定管理であったり、公募などにより動き出しているところもありますが、人口減少対策として雇用の場の創出や産業振興などまちづくりの重要な施策となりますので、町有地の有効活用も今後も図っていきたいと思っております。

それから、移住者向けの町営住宅につきましては、先般の議会で答弁しておりますが、町としては現状で考えていないというところでございます。特に、これについては、ライフサイクルコストといえますか、最終的な処分のことまで含めて町内には貸家なんかもあるものであり、その辺を有効に生かすこと、あるいは空き家も有効に生かすこと、そういう中で現状の移住者もいて補助制度の拡張により、特別に働く世代の転入者の家賃補助などの点については、今後考えていきたいと思っております。

議員のお尋ねの現状における町の助成制度については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから、移住対策補助制度ということで、前回の本議会でも答弁しておりますけれども、改めてお話しさせていただきたいと思えます。

移住者に対する現在の支援制度でございますが、空き家情報バンクやお試し移住のための体験施設の運営のほか、移住就業支援事業補助金として首都圏から移住して５年以上継続して居住する意思のある方で、中小企業等に就職した方やテレワークによる業務を継続している方等に個人で６０万円、世帯では１００万円を支援する制度があり、昨年度は１件支給し、今年度は３件の申請、２件の相談を受けているところでございます。

また、県の制度でございますが、テレワーク応援リフォーム補助制度がありまして、要件次第では事業費の２分の１、最大３５万円の補助のしずおか優良木材等補助制度の加算を設けることもでき、最大１４万円の加算を受けることができる制度がございます。

次に、空き家活用支援補助金制度でございます。

物件の改修支援事業と物件利用促進事業がございまして、改修支援事業につきましては、住宅の機能・性能の維持向上を目的とした１０万円以上の改修等事業費２０％の２０万円を上限に

助成をしております。利用促進事業につきましては、登録物件の取得経費の３％以内、30万円を上限に助成、または登録物件を賃貸した場合の家賃２分の１、月３万円を上限に３か月分助成する制度もございます。

昨年度利用者、利用促進事業では１件ございました。その他、従来からある制度で木造住宅建築等補助事業、子育て応援住宅整備支援事業なども移住者も対象となる制度がございます。

また、空き家バンクの状況及び移住支援関係の相談業務につきましては、ＮＰＯ法人伊豆の田舎暮らし夢支援センターへ委託して一括して対応をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○７番（上村和正君） ありがとうございます。

町有地の利活用について、民間、指定管理の公募をやっていくという話でございますけれども、こちら公募、昨日公募はされ始めてたんですか。今ちょっと話を聞いたんですけれども、それじゃ期間が短いんじゃないかなと非常に思います。まして、そしてこの活用については、これについては取りあえずいいんですけれども、移住者向けの町営住宅、これにつきましては、国や県のこれ補助制度があるのかどうか、町は前ほとんどやる気はないようなんですけれども、これ一応通告書の中に補助制度があるのかお伺いしていますので、お答えいただきたいと思うんですけれども。

それともう一つ、前の答弁の中で若い人たちの声を入れたいという、以前も言っておられましたけれども、この若い人たちの声を聞いてどうだったのか。実際聞かれているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

この後、空き家活用支援制度の利用状況、これ低いようですけれども、１件ぐらいですね成立したのが。制度の拡充、見直しについて町の見解をお伺いします。

先ほどの課長の答弁で夢支援センターということで、なごみの里のことですね。あれにつきましても、かなり電気がついていて、あまり見かけないんですけれども、これらを増やして人口減少に対する対策について、町は今後どのように取り組んでいかなければならないと考えているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の対策といたしますか、現在の施策についてだと思います。

若い人たちの声をどう考えているかということでございます。これは前々から言っているように、この町には働く世代を移住してほしいというのが私の基本的な思いがあります。というのは、やはり高齢者を支える部分で働く世代がどうしても重要になるものですから、そういう人たちを中心にこの町を支えてもらったらなという思いがあります。そういう意味で、若い人たちの声を生かすことが大事じゃないのかなということでございます。

いろいろな施策がありますけれども、例えば、子育て支援住宅なんかも1つのこの移住とは違いますけれども、子育て支援住宅なんかも1つの河津独自の対策だと思いますし、それで今、ワーケーションを中心として外の人たちとの交流といいますか、ワーケーション事業を通していろいろな人との交流もでございます。そういう中で若い人たちの声を生かしながら、聞きながら、今後の施策に引き続き生かしていきたいなとそんなふうに思っております。ということで、今後今ある制度を活用しながら進めていきたいなと思っております。

特に町有地の活用という点でお尋ねですので、町有施設の再検討を行う中でも、建物の底地といいますか、町の多くの施設を見ますと土地の借地問題が今後大きな課題であると、そういうふうに考えております。これまで町有施設の建設が借地契約の中で行われている例が多く見られまして、今後の地権者の高齢化や相続などの問題など考えたときに、必要な用地について今後取得する方向で考えていきたいなと、そういうふうに思っております。そういう中で町有地の活用、あるいは民間の活用等が図られるのではないのかなと、そういうことも含めて今後検討を進め、場合によっては土地を有効に生かすために売買を視野に進めていくことが大事なかと、そういうふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） すみません。まず、1点目の町営住宅の国県の補助事業ということで通告書にあったということだったんですけれども、一応直接の町営住宅への国県の補助事業というのは、特にちょっと見当たらないのかなというふうに思っています。ただ過疎指定をされておりますので、そういった過疎債等の利用なんかはできるのかなということで、その辺はまた計画ができた段階で検討していきたいというふうに考えております。

あともう一点、先ほどNPO法人の田舎暮らし夢支援センターというのは、これセンターはセンターで別の事業でして、先ほど言いましたとおり、移住者向けの相談事業とか、それと空き家バンクの管理とそういったことをやっております。その業務の中になごみの里かわづのほうの運営のほうも行っているというふうな状況でございます。

参考ですけれども、令和3年度の利用状況でございますが、一応14組、31名の方に利用していただいているというような実績がございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

夢支援センターなごみの里についての利用状況が非常に少ない。

ちょっと先ほど町長の若い人たちの声をまずは取り入れていきたいという話は前回もされているんですね。私が聞きたいのは、聞いてどうだったかという話なんです。実際聞かれているのかどうか。聞いて、若い人といってもどれぐらい若い人なのかよく分からないけれども、要するに言っている答弁と実際の行動がちょっと釣り合っていないのかなという、だからここもスピード感がないのかなという、全てにおいてそういう感じがしていくんですね。

土地については今後取得していく、また町有地が増えていく。しかし、売買もしていくという形なんですけれども、今後、例えば、笹原とか田中、いわば1等地のような小さい区画の土地、ここら辺については今後売買していく予定でいるのか、それともほかの山の中にあるような土地も今後売買していく予定なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

この空き家の支援補助、利用状況を先ほどから聞いているんですけれども、本当に数組しか利用されていないということは、この制度自体がちょっとやはり魅力がないのかなと思うんですけれども、その制度の拡充、見直しについて、町は今後どうやって対応していくのか、次年度そういうものが入ってくるのか、その辺について最後お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今大変多くの質問があったものですから、全て答えられるか分かりませんが。

町有地の活用の中で売買というお話をしましたけれども、全てをすぐということじゃなくて、やはり町として必要なものは、必要な土地があると思いますし、その辺見極めた中で売れるものは売っていこうという基本的な考え方でございます。

現に区画整理の中にもまだ残っている部分もありますけれども、売れたものもございまして、今回、この後また皆さんにご審議いただきました旧南中の跡地なんかも借地ということもありますけれども、売買等も視野に入れながら考えていこうかな。町が全て持つんではなくて、そういう売買というのでも1つの考え方なのかなと。その代わり、今まで今後必要と思われる施設についての底地については、やはり町として買うことが私は一番ベターだと思いますの

で、今後必要と思われる土地については逆に町が買っていかうと、そういうことで今後の町政運営の中で重要な部分だと思いますので、借地の部分をなるべく少なくして用地を生かしていこうというのが、今後の大きな問題であるのかな。そういう面では財政の面でも大変大きな負担がかかっていることがあるかと思います。そういう面で、いろいろな面でこの問題も大きいのかなと思っております。

それから、空き家対策の制度の問題ですけれども、今後、役場内の中で検討することがあれば検討したいと思えますし、まだちょっと具体的にこれということが決まっておりますので、状況等を調査した上で今後検討することがあれば検討したいなと思っております。

議員が全ての件についてスピード感がないというご指摘ですが、私としては一生懸命やっているつもりでございますが、これ職員と一緒にやってやらなきゃできない仕事だと思いますので、職員と連絡を密にして今後も取り組んでいかなければならないのかなと、そういうふうに、議員の質問を聞きながらそんなことを思っておりますので、今後とも職員と連携を取りながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

〔「若い人たちの声はどうでしょうかね」と言う人あり〕

○町長（岸 重宏君） 若い人たちの声というのは、議員がどういう声、イメージ持っているか分かりませんが、ちょっと会場に集めてということではなくて、実際その移住を希望する人たちも多く若い人っております。実際、担当職員に聞きますと、東京辺りの説明会といいますか、移住の相談が大分若い人が多いという話を聞いております。そういう中でいろいろな意見を聞いて今やっているということで、当然係もできておりますので、その中で進めていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 若い人というのは、町民ではなくて外の人たちの若い人の声ということなんです。分かりました。

ちょっと補助制度については、庁内会議の中でまた検討していくという、利用状況を見てというのは、利用状況は先ほど課長に答弁してもらったとおり、低いというような状況ですので、やはり制度の拡充、魅力あるものにしないとやはり来ないと思うんです。この辺も含めて再度検討していただきたい、それも早急に検討していただきたいと、かように思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

5問目でございますが、今年度末には小学校統合後に空き家になる2つの小学校跡地、こちらにつきまして、これはいつ次の利用を決定するのか、こちらについてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 統合後の小学校の跡地でございます。

ご存じのように、来年の4月より小学校が統合によりまして2つの小学校の校舎等が使われなくなります。今後の活用の検討であります。前々から申し上げてありますように、公共施設整備計画推進委員会で基本的な今後の方針について協議いただきたいと思います。思っております。

議員のお尋ねの件については、まだ未定な部分がございますけれども、町として民間事業者との関連の中で並行して学校跡地も含めた公共用地の活用について、個別にはあらゆる方面から検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） 何も取りあえず決まっていなくて、この公共施設整備検討委員会で協議をいただきたい、いただきたいんですよね。まだやっていないんですよね。これ何度も言うのもあれなんですけれども、多分2年前から何人もの人が同じような質問を何度もしていると思うんですけれども。その当時も整備検討委員会を参考に活用したいというふうに答弁をされています。この3か月前の答弁も同じなんですけれども。2年前の当時の課長さんはスピード感を持って対応したいというふうに答弁をされているんですよ、これスピード感を持った答弁、私たちのこのスピード感と町のスピード感が違うのは分からないわけでもないんですけれどもね。

学校がなくなって空き地になるということは草も生えてくれば管理費もかかってくる。逆に学校がなくなることによって交付税措置もなくなるんですよね。交付税措置がなくなるって、要するにその期間をなるべく空き家の期間を減らしたほうがいいんじゃないかということで、もう何年も前からやったり、みんなが質問されていると思うんですよね。前回コロナ禍でなかなか話ができないと、前回答弁にございましたけれども、今コロナは理由にならないと思ひまして、例えば、Z o o mとかそういったものを活用して、やはりこの会議を進めるべきであり、コロナを理由に仕事が進まないが理由にならないと思います。この遅れを町として対策をどのように考えているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 学校の跡地の活用の問題については、前に議会の議員のほうから一般質問があったと思いますけれども、用途変更にするとなかなかこれまでのような使い方ができない場合もあります。特に公道に面するところが道路を拡幅しないとなかなかできないような状況もあります。特に東小学校、西小学校については、そういう状況がございます。そういう中で用途も限られる可能性があります。そういうことで大きな問題があそこにあるということも事実でございます。

そういう中で、これは建築基準法で県の条例等の中で規定があるようですので、この間、伊豆地域サミットで県知事に直接この話をしました。そういう中で、県知事としては確約的な返事はしてもらえませんでした。というのは、ほかの地区の状況もなかなかそういうことまだないらしくて、河津だけなのかなという感じがちょっと思ったんですけれども。そういう中で、県の条例等も、法律まで変えられるかどうかというのはちょっと確約もらえませんでしたけれども、ただ県としては相談してくださいということはあるしますので、今後ともそんな大きな問題については、町だけではどうしようもならない問題もありますので、県に相談をして問題解決しなきゃならないのかなと思っております。それが特に大きな問題なのかなと思っております。

どちらにしても、跡地の活用というのは今後しなきゃならないと思っておりますし、特に議員が先ほど心配をされました交付税につきましても、3年間は緩和措置があるみたいですので、3年間は交付税に含まれるという規定がございますので、そういう中で今後検討を進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ということは、この3年間ぐらいのうちにある程度方向性を決めたい、そういう考えでよろしいんですかね。

県に相談したけれども回答がなかったということは、こちらで直さなきゃならないのか、もしくは新しく買った人が直さなければならないのか、そういう話になってくるんですけれども、これ多分この土地の問題、その道の管理の問題、この辺につきましても、多分もう前からある程度分かっていた話だと思うんですね。

南小学校も多分移転する、町長、意欲的な発言されていますので、そうすると何年後に移転になるか分かりませんが、こういう問題をね、早めに解決しないとどんどん遅れていくと思うんですね。もう私の今日の質問内容は町にスピード感を持ってほしい。ただそれ

だけなんです。

木村副町長はさっきからそうやってにらんでいるんですけれども、何でスピード感を持って進めていないのか。例えばですよ、この間の静岡新聞ですか。コロナの町の、コロナじゃない、マイナンバーカードか、マイナンバーカードの普及率が県内最下位のほうにありましたね。新聞に載っていましたよ、下のほうに。これが例えば、町の職員のマイナンバーカードの普及率も非常に低いはずですよ、低かったんですよ。ちょっと職員の気が入っていないというか、もう少し気合い入れてやってもらいたいなと、そういうふうに、副町長、思うんですけれども。このスピード感について、副町長、どうお考えですか。

○議長（遠藤嘉規君） 上村議員に申し上げます。

ただいまの発言は質疑の範囲を超えておりますので、注意をいたします。

回答のほうはどうしますか。

副町長。

○副町長（木村吉弘君） 今いろいろマイナンバーカードの話まで出ましたけれども、一応、町としては一生懸命やっているつもりではいるんですけれども、なかなかそういった面でやっぱり住民の意思等もありますので、思うように、町の思いどおりにはいかない部分が多々ありますので、この辺もご理解をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 上村和正議員。

○7番（上村和正君） ちょっとスピード感について関連しているのかなと思って質問させていただきましたけれども、例えばの例でマイナンバーカードを言わせてもらいましたが、住民の話をしているんじゃないんです、職員の話をしているんですよ。職員の普及率が悪いという話ですので、この辺につきましても、早急にスピード感を持ってぜひ対応していただきたい。スピード感を持って対応する、その町のスピードと民間のスピードの違いって多分もうスピード感につきましては、民間で言えば、今週中に町の職員は全員マイナンバーカードを持つ、そういったことがスピード感じゃないのかなと私は思います。

もう質問の回数も終わりましたので、この辺で終わらせていただきます。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問は終わりました。

2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問を許します。

桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和4年第4回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可を得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1件目、公共施設の維持について、2件目、観光地としての道路周辺の整備（きれいなまちづくりの一環）について、以上、2件です。町長及び関係課長の答弁を求めます。

それでは、質問に移ります。

1件目、公共施設の維持についてです。

私は、何度か公共施設の維持について質問をいたしました。それは町が維持していかなければいけない施設が多くあり、建築物は建設時期が同じ頃の建物があり、同じ時期に改修などの事業が重なるなど懸念されます。また、耐震工事なども進めておりますが、建物の延命をしても改築の時期が先送りになるだけではないでしょうか。この少子高齢化の中、この先維持していけるのか、今後の町の財政を圧迫しかねない問題と考え、再度考えを確認するとともに、将来へ向け建物の維持、管理、解体などにどう結びつけるのか問いたいと思います。

ここで、直近の課題である東小学校、西小学校の校舎の維持、管理についてお聞きいたします。

先だって企画調整課より校舎の今後の利用方法についての住民アンケートが実施されました。見高浜地区の意見には、憩いの場に、民間の利用の促進、地域防災の拠点、利用しやす

いような道路の整備等、様々な意見が出ておりました。西小学校区でも様々な意見が出ていますが、そのアンケート結果をどのように集約し反映されるのでしょうか。

以前の質問では、町長から公共施設整備計画推進委員会を立ち上げ対応していくと答弁をいただきました。その委員会はどのような関わりを持ち、どのような諮問をするのか、またいつまでに2小学校の方向を示すのか、先ほどの同僚議員と質問は重複するかもしれませんが、それほど町民の皆様の関心事と捉え、答弁をお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の公共施設の維持についてということで1問目として、西小、東小の両方へのアンケートの関係、それと委員会との関係、もう一つはいつ決定するのかという、この3問についてお答えします。

まず、1問目のアンケートの関係でございます。

先ほど他の議員の質問にも答弁しましたが、今後は前々から申し上げているように、公共施設整備計画推進委員会で基本的な今後の方針について協議いただきたいと考えております。

また、アンケートの内容につきましては、その委員会において地区の意見の参考として活用したいと考えております。

アンケートの内容につきましては、後ほど担当課長より答弁させます。

2つ目の関係につきましては、今答弁したとおりでございます。

3つ目の方向性の決定するのということでございます。

今後の方向性についてはまだ決まっておりませんが、委員会等の答申内容により方向性を決めていきたいと思いますが、特に今後も町が保有していくのがよいのか、あるいは先ほど意見があったように民間の事業者等の事業に活用するのか、そういう方面を決めた上で先ほど申した進入路等の幅員確保の必要性などの問題もありますので、今のところ決定時期は未定でございます。

なお、閉校後の当面の活用については、従来の広域避難場所としての活用を継続したいと思っております。

また、校舎の空き教室もエアコン設備もありますので、避難所としての活用拡大を図りたいと、そういうふうに考えております。

それでは、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、地域のアンケートの結果について申し上げます。

両小学校ともいろいろなご意見がございましたが、両校とも災害時の避難施設としての利用ができるよう、多数の要望がございました。その他、東小は、先ほど議員が申しました件のほかに企業へのリモートワーク施設や介護施設などの民間活用の利用とか、あと段間遺跡を生かした資料館、グラウンドゴルフ場等の公園などの公共施設としての利用についての提案がございました。西小学校につきましては、具体的な意見は様々ございましたが、近隣の施設等を利用した民間活用による集客施設に多くの意見がございました。その他、ドクターヘリポート、放課後児童クラブ等の公共施設としての利用などの提案もございました。

先ほど町長が申しましたとおり、公共施設整備計画推進委員会での協議事項としての参考意見として活用させていただきたいと考えております。各地区の皆様にはご協力ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） ただいまご答弁いただきまして、公共施設整備委員会、ここが肝になるということでございます。ですけれども、今アンケート等々あった中でその参考にというんですけれども、これはこの中から抽出して町民の意見の反映ですので、抽出してそれに取り組んでいただきたい。こちらから、こちらというか当局から問題というんですかね、これを諮ってくれっていうんじゃなくて、本当に具体的にそのアンケートからこれを推していつ、この中から検討課題を見つけてもらいたい、そういうふうな方向にしていいただければ民意も尊重でき活用方法ができるのではないかと考えますので、よろしくお願いします。

また、他の公共施設も、公共施設総合管理計画にのっとってこれから管理されていくと思います。内容では施設の維持管理について計画が出されております。その中でPDCAサイクルを実施していくとあります。今あくまでも計画、プランの段階ではあるので、これを予防的修繕前提の計画なのか、いつ実施するのか、どのようなタイミングで誰が判断するのか、具体化されていないように感じます。建物などは年数だけでなく立地条件、使用頻度で劣化の度合いは変わってきます。急に壊れたので使用できません。これではこの計画を立てた意味がないのではないのでしょうか。

この計画を生かすために橋梁点検のような点検サイクルを実施して、公共施設の修繕、改修、改築の時期を平準化に結びつけるべきと考えます。ご意見をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま他の公共施設についての管理計画にのっとった管理はどうし

ていくのかという質問だったと思います。

議員お尋ねのように、これからは施設の管理について事前に予防修繕という考え方もありますし、一時期に改修を集中するのではなくて、そのためのいろいろな計画的に進めなさいというのがこの計画の趣旨であると思っています。

本町の計画につきましては、平成29年3月に策定しまして2017年から2046年までの30年間の計画でございます。また、昨年、令和3年度に見直しを行っております。これ5年が過ぎたということで見直してもらっております。

新たな計画期間につきましては、2022年、令和4年から2051年、令和33年となっております。そういう中でございますけれども、計画に従って公共施設であります教育関係ですとか、コミュニティー施設などの耐震化や延命化・長寿命化事業に状況に応じて実施をまいります。

特に点検サイクルにつきましては、議員お尋ねですが、現状では今のところ考えておりません。ただ今後は必要に応じて個別に策定する中で計画を進めていく予定です。

既に橋梁長寿命化修繕計画、学校施設長寿命化計画、公共施設個別管理計画など策定済みのものもありますので、適切な維持管理を進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 今計画がたくさんあるということで、それは私も承知しております。

結局、この計画はあってもいつ誰がどういうタイミングで判断するのか、先ほども言いましたけれども、そこがこの計画に抜けているんですよ。やっぱりこのPDCAサイクルを実行するということは、プランがあり、実行する、そこで実行する内容を煮詰めて運用していかないと、これってどんどん誰が判断するので、点検、先ほど今、点検サイクルを考えていないとおっしゃっていましたが、これは重要なことだと思います。橋も建物も一緒です。年数で経過したから云々じゃないと思います。日々点検して、もう事前にやんなきゃいけない。そうすれば、だんだん建物の保全というのがどんどんずれて平準化していくと思いますので、ここはぜひともやっていただきたいと思います。

それで、またこのPDCAサイクルについて、先ほどから触れておりますが、実施の後にはチェックがあります。実施計画がなされたら、その内容が適正かどうか判断しなければなりません。公共施設の維持管理などは専門知識が必要な内容が多くあります。職員の皆さんは3年程度の頻度で部署の異動をしており、専門分野の知識、経験を養うための期間が短い

と考えます。それらをカバーするために大変な努力をしていることと思います。

そのような現状を打破するため、技術職員の養成に時間と力を入れる考えはないでしょうか。また、目先を変え現役を引退した専門職の方など臨時採用なども視野に入れるべきとは考えますが、考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、技術職員の関係についてお答えします。

その前に先ほどの公共施設の管理計画の話ですけれども、現実的に橋梁ですとか道路については、それぞれの計画に従って実施をしておりますし、特に橋梁については、今年度も初景橋をやったりとか、来年度また新たな橋も計画しているということで、そういう中で計画的に進めているところもございますので、それにご理解願いたいと思っております。

それから、技術職員の考え方でございます。特に確保の問題が大きいと思います。特に町だけではなくて、県や民間などでもなかなか確保が難しいと聞いております。町においては、特に厳しく、特に東河環境センターなどでは大規模工事に際しまして、町の職員がいないもんですから、県に対して技術職員の派遣をお願いして、これまでごみ処理施設ですとか、現在進めておりますし尿処理施設の延命化工事に際しても、おおむね2年から3年程度確保している状況がございます。これについてもなかなか厳しい状況の中で、県にお願いをして技術職員の確保をしている状況で、来年も、し尿処理施設が工事も行われるわけですけれども、これについても約束がされていない状況もございます。そういう意味で、県にとっても技術職員が少ないという実情があるようで、この辺が大変町にとっても不安材料でございます。

そういう中で、町として独自に職員採用をしたいわけですけれども、実はこれまで継続して何年も技術職員の募集をしておりますが、応募がない状況でございます。特にこれまでなかったということも踏まえて、今年度も3回ほど募集をしまして応募がございまして、追加で社会人枠の中で年齢等も引き上げて募集を行っていくことによって技術職員確保できればいいなということで、再度募集をかけているところでございます。

そういう中で大変厳しい中でございますが、職員の確保の状況においてはそんな状況がございます。これについては担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、職員の募集の関係と、それから技術職員の養成の関係について少し説明をさせていただきたいと思います。

技術職員の養成についてですが、静岡県建設技術監理センター主催の各種研修会等がござ

います。そちらのほうに職員を派遣しながら必要な知識等の習得に努めていただき、事業のほうに当たっていただくといったことを行っております。

それから、技術職員の募集の関係ですが、先ほど町長から言われたとおり、数年来、募集等を行っておりますが、採用というか応募がない状況が続いております。本年度につきましても、先ほど町長が言われたとおり、3回ほど募集をしましたが、応募がない状況でございます。

社会人のほうからということで、年齢等を引き上げる中で人材の確保といったことを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 職員のほうは、技術的研修等を積み重ねてということですが、やはり専門的な知識というのはそうまた研修やって、またすぐ異動で、次の方に研修でということにならないように、専門職をやっていただく方はもうターゲットとして上げていただいて、その方に専門に教育をしていくと、そういうぐらいのつもりでやっていただきたいと思います。私は建設業の商売やっていますけれども、日々勉強です。もう毎日新しいことになっています。それを簡単に研修が終わったからいけるとかそういう問題じゃないと思うので。

それとまた私の先輩方、先ほども目先を変えてという話をしました。退職した方、その方がまた先ほどの移住にも絡んで、移住しながら町の臨時職員になるよと、そういう募集も視野に入れて募集のほうを、社会人枠はどうしても働き盛りで相当給料もらっています。これは賄えません。これははっきり言えます。ですので、第2の人生を歩む人たちにもっと門戸を開くような、そういう目先を変えたことも考えていただければと思います。

また今後、公共施設の計画的な維持管理をお願いいたします。

それでは、続きまして2件目の質問に移ります。

2件目は、観光地としての道路周辺の整備（きれいなまちづくりの一環）についてです。

観光地として推進する町として、より一層周遊客に気持ちよく観光していただくことは重要と考えます。自然資源が豊富な町であり、より多くの人に魅力を発信するため、きれいだねと言ってもらえるまちづくりが必要と考えます。

我が町は今、新しい道、伊豆縦貫自動車道が一部開通するという半世紀ぶりの変革期となっております。半世紀前、国道135号が開通された頃、この景観に目を奪われた記憶のある

方は多くいたはずですが。新しい道ができると同時期に、以前の景観も復活することも集客の一環とされることと考えます。

ただ現状を見てみると、生い茂る樹木や雑草が生え、道路周辺の除草、伐採が行き届いていない現状が見られます。美観と視距が悪くなる交通安全の視点からも、現状の管理等が不足していると考えます。町としての考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 観光地としての道路周辺の整備についてでございます。

基本的には道路の管理者がどなたになるかということも大きな問題です。例えば、国の道路は県であったりとか町の道路であったりという場合があります。今、県のほうは予防伐採ということで、国道の部分の樹木について伐採事業を行っております。これは県道等の補助事業の中でやるということになってきたんです。そういうことで、特に近年、災害等が、風水害があつて倒木によって電線が遮断されたりということもあるものですから、そういうことで今、県のほうで集中して予防伐採というのをやっているような気がいたします。

ただ議員が言われるように、観光地として道路景観とか大変重要な部分でございます。そういう中でしっかり管理されることが大事だと思っております。そういう中で、これまではこう国道なんか見てみますと、なかなか管理されていなかったところが、私が見ても感じるところもあります。

そういう中で町や県が管理をしておりますけれども、町の道路の管理につきましては、町の業務員が1人おりまして、その方とシルバー人材の作業員とで道路の除草の部分管理を行っております。そういうことで、町の関係につきましてはそういう形で人を配置をして管理をしているという状況でございます。

それから、地域の道路、普通の地区内の道路につきましては、それぞれの地区で団体の奉仕作業等で協力してやっていただいているのが実情であるかと思います。なかなか町としてそこまで目が届かないところもあったり、容量としてもなかなか確保できないところがあるものですから、その辺は地区にお願いしているところもございます。

また、特別に地区から、例えば、伐採について地区で対応できないようなものについては、町に要望があつた場合には、町として危険性が伴いますので、町で対応する事例もございます。そういうことで地区と協力しながら、今後できるだけ観光地としての景観をなるべく対応していきたいなど、町としてはそう思いますが、今後も県と町との関係もございますので、その中で対応していきたいなど、そのように思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 管理者も県と町とある中ですが、やはり町的美観と捉え、相互に何かやり合い、お互いにこれを本当に道1本を隔てて、この1本の草を切るのに町だ、県だなんて言っている場合じゃないと思うんです。それをちょっと拡充して考えを変えてもらって、そういうところを考えていければいい、やっていただければとは考えます。

今、話がありましたように、県の事業として国道の除草作業は行っているところであります。予算等の問題がありまして常にきれいな町の維持というのは、ちょっと程遠い現状であります。

そこで、町として補助的な事案を提案できないかということでちょっとお伺いしたいんですが、例えばですね、先ほどの質問でも申しましたが、現役を引退したシニア世代の協力を得るなどをして環境保全に努める考えなどはないでしょうか。手法なども先進事例を導入して、安全に石跳ね等のリスクのない温水を利用した除草作業など導入の検討されてみてはどうかと思います。この事例は国土交通省の新技术として紹介されておりまして、ガードレールなど障害物があっても施工しやすく、また除草抑制期間が長くなるようなメリットもあります。高温の温水を使用するので、その取扱いはちょっと注意しなきゃいけないところがありますが、その防護服を着装してやっていただければ問題ないかと思います。

それでまた事例として確認できなかったんですが、この河津町は湯のまち河津とうたっております。河津町ならではの温泉を利用した除草作業を実験して効果の検証などをしてみたらどうでしょうか。先ほどの温泉3次給湯をこれからどうするかというところも絡んでくるかとは思いますが、これを利用するに当たって3次給湯のメリットが出てくる可能性もあるのではないかと。またこれが新しい産業になって全国的に温泉利用の除草作業が、これは本当に事例はありません。そういうことも検証をするに値するのではないかと思います。ご意見をお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの2問お尋ねがあったと思います。シニア世代の協力の関係、あとは温泉を利用した除草方法の関係についてお答えします。

まず、シニア世代の協力の関係でございますが、当然協力していただければありがたいわけでございますけれども、シルバー人材センターなども除草作業をやっているわけですが、聞きますと、なかなか要員の確保が難しいという現状もあるような話も聞いております。シニアボランティアの方々が道路の環境保全に協力いただければありがたいと思います。

が、現実的にそんなに確保できるかどうか、その辺が大きな問題じゃないのかなと思っております。

それから温泉の関係ですけれども、お尋ねの温泉を活用した手法があることも、私は初めて知りましたので、具体的な実証ですとか効果が発揮できれば検討することも必要だと思いますが、新たな手法については、業者なりの実績を見ての判断になろうかと思います。

そういうことで、ご提案として承りましたということで、よろしくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 今、国土交通省で新技術としているのは、あくまでも温水です、これは100度近い高温の温水を噴霧して草を枯らすという事例になっております。先ほど言った温泉を利用というのは、私がこういうことができたらいんじゃないかなという、そういう検証もしてもらいたいということで話をさせていただきました。

この質問の最初に申しましたが、国道135号が開通した頃の景観は半世紀以上も前のことなので、私自身は見たことがありません。ですけれども、写真等で昔の完成当時の写真などを見ますとすごいすばらしい景観で、この木がなければすごくきれいな景色が見られるんであろうなと想像はできます。

このところ、近隣では東伊豆町、下田市などは事業所での地域貢献の活動として、東伊豆では稲取高校下の国道の伐採を行った経緯があります。河津町でも自主的に地域貢献として景観美化に努めていただける事業所があれば、積極的に県に働きかけ、また町として理解し推進する仕組みをつくっていただきたいと考えますが、またなければ、仕組みを考える考えはないのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問ですけれども、民間企業等が町貢献事業として、そういう美化活動とかそういう作業についての仕組みづくりを考えないかということだと思しますので、これまで道路管理だけではなくてイベントなど、例えば、フラワートライアスロンですとか、そんなイベント事業、あるいはその他の事業でも、民間企業の社会貢献事業としてボランティアとして協力いただいている例もございます。特に伊豆縦貫の関係では、作業員の方が地域に入って清掃作業をしているという話も聞いたこともございますので、当然、社会貢献事業として活用できれば大変いい話だと思っております。

これは清掃作業だけではなくて、町全体の事業を含めて、イベントも含めて、今後そういう社会貢献活動という形の民間企業さんの協力を仰ぐというのは大事なことだと思っておりますし、そういう中では、例えば協定書だとかそういうのを、支援協定みたいなのを結ぶというのも1つの今後の活用の仕方かなと思っています。そういう中で仕組みづくりができていくのかなと思っています。

民間の方たちが、よくこれまでよく見るのが、例えば桜まつり前なんかの、例えば、ごみ拾い活動など清掃ボランティアですとか、自主的に行っている例もあることを知っておりますし、地元の企業さんでもそういうことをやっているということで一歩進んだ清掃作業などご協力いただければ、町としても大変ありがたい話なので、そのような場合には担当課と連携を取って、連絡を取りながら進めていきたいなと思っておりますし、将来的には連携協定みたいなものが仕組みとしてできれば効果的にお互いにそういうことが進むのではないのかな、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） これは今、町長答弁いただいたのは、町内の中の道などの整備を事業者の方々が整備、ごみ拾いなどしていただけるという、その事例は本当にいつも感謝したいという思いであります。

これがまた先ほどの質問の繰り返しなのかもしれませんが、135号、国道などのところにも手を加えてやりたいよという事業者があれば、そういうところにぜひ協力していただければ、その事業者がやるとなったらすぐにやりたいという話になると思いますので、そこら辺、先ほどの同僚議員の話じゃないですけども、話があったらスムーズな対応をしていただいて、実践にこぎつけていただければと考えます。

本当に皆さんの力できれいなまちづくりしていくのが大事なことだと思いますので、ぜひ町のほうも協力していただいて、推進のほうを図っていただければと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

2時50分まで休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和4年河津町議会第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、町当局の要望活動について。

2件目、河津川水系治水の対応と河津川水系河川整備計画について。

3件目、町に対する要望の取扱いについて。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

冒頭に当たって、今回10月2日の投開票の河津町議会議員選挙を受けまして、初めての定例会ということで、一般質問をさせていただきますが、質問の前に今回選挙戦をさせていただき、多くの町民の皆様とお話をさせていただきました。本当に多くの町民の皆様の町に対する思いや希望、今後の課題等いろいろなお話をさせていただき、いろいろな方々と出会うことができました。

その中の1つとして、五行歌をされているという方々と出会い、選挙後ですが、11月13日の日曜日の朝、ご連絡をいただき、読売新聞の五行歌の特選に河津の方の歌が載っているよということでお話をいただきました。その歌はこんな歌でした。「フラワートライアスロン 河津の海から秋風に乗って疾走ランナーの肌が朝日に輝く」という歌でした。本当に秋空の下、すがすがしい選手やトライアスロンの風景、この町の河津の情景が目につかぶ歌で、町の事業、イベントをこんなにも思ってくれ、河津の町を愛してくれる町民の方々がいらっし

やるんだと思い、まさに町長の言う共創のオール河津のまちづくりのたまものと思い、感動したので冒頭に披露させていただきました。

それでは、1 件目、町当局の要望活動についてお伺いします。

10月28日、伊豆新聞に河津町の岸町長らが、このほど県に伊豆縦貫自動車道の早期開通とアクセス道の整備促進、台風 8 号による災害復旧整備を要望したという記事が掲載されておりました。

それを踏まえ、お伺いします。

1 点目、今回の県への要望活動の目的は。

2 点目、町当局は、現状これまでの要望活動として例えば定期的であったり、今回のように災害復旧等の事案が発生した際の突発的であったり、町の事業を推進するため、国・県に対し、どういう要望活動をしているのか。状況をお伺いしたいと思います。

以上、2 点お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員のご質問でございます。

町当局の要望活動についてということで、1 つは、10月に県へ要望した目的、あるいは2 つ目の国・県に対しての要望活動の状況はということでございます。2 点お答えします。

まず、県への要望活動の目的でございます。これは10月24日に県知事、副知事、関係部局のところへ町の議長、観光協会長、商工会長、大鍋区長、大鍋地区地元議員、役場担当課職員 8 名と森県議会議員の案内で、町単独での要望活動を行いました。

目的は 2 つございまして、1 つは、伊豆縦貫自動車道路の天城峠区間の早期事業化、2 つ目は、台風 8 号による被害を受けた河津川護岸の早期改修とその他の護岸の崩壊箇所改修と点検要望を行いました。また、大鍋地区星原の河川崩落等の被害箇所早期復旧と抜本的な対策の検討を要望いたしました。

具体的な今後の県の対応などについては、それぞれ担当課長よりこの後、答弁させます。

それから、国・県の要望活動でございます。

特にこれまで伊豆縦貫自動車道の推進などの要望については、町単独ではなくて近隣の市町が構成する期成同盟会で行っております。今回のように町民生活に直接関わる要望について、直接伝えたことは今まであまりなかったので、大きな意義があったと思っております。今後も直接河津町に関わる重要な要望については、町の官民一体となって国や県に要望することも大事であると考えますので、今後とも議会をはじめ、町民の皆さんの協力を得て進め

ていきたいなとそういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから大鍋地区の星原の要望内容についてお答えいたします。

大鍋地区の要望内容につきましては、これまで行われてきております県の治山工事箇所の一部破損やその下流域に関連した堆積物や護岸の洗堀など、被害を説明いたしました。今後は県の賀茂農林事務所としましては、治山工事部については、破損部の復旧に加え、さらなる安全対策を検討していただいているところでございます。

あわせて町では、その下流域において県の単独補助事業によりまして、計画的に護岸と流量の改修を図っていく予定であり、さきの臨時議会で補正いたしましたので、今年度中に実施に向けた設計を行い、県と補助金について協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、私のほうから建設部局の関係ですね。先ほどの要望の内容について説明をさせていただきます。

河津川の護岸の災害復旧につきましては、速やかに今後、復旧作業に入るというようなことを伺っております。伊豆縦貫自動車の天城峠区間につきましては、町の都市計画審議会の審議を経て答申のほうを町当局のほうへいただきましたので、町の意見書を県に提出をさせていただきました。

今後は関係市町の意見書を取りまとめた上で、県の都市計画審議会で審議される予定となっていると伺っております。県の今後の対応については以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 主だって3つの要望を直接今回してきましたよということで、本当にぜひそういう機会をどんどんつくっていただいて、河津町の事業を推進していただきたいと、先ほどのスピード感じゃないですけども、やっぱり直接、国・県に要望するのと全然違うと思うので、逆に困っていない町なのかなと思われても困りますので、ぜひとも町長、先頭だって引き続きお願いさせていただきたいと思っております。

記事のほうでは伊豆縦貫自動車道では、本年度中に町内の河津インター、逆川インター間延長3キロが開通する見込みであることに期待しつつ、まだ計画段階に移行されていない天

城峠区間20キロについての早期の事業実施を求めたとありました。本年度中に町内の河津インターチェンジ、逆川インターチェンジ間が開通するに当たり、町なかに変化が見られていないように感じております。私の前々回の一般質問でもしたように、企業の撤退が行われたり、むしろ開通後には町なかに下りず、そのまま下田へ通過するのではないかとということが懸念されます。

そこで、お伺いします。

1点目、この2期工事区間道路が今年度中に供用開始をされるが、その道路の活用をする施策は何か考えているのか。

2点目、また、天城峠区間が開通する際に、町長の思い描く町のビジョンや全線開通に向けた道路整備を生かすまちづくりをどのように推進していくのか。町長の伊豆縦貫自動車道を生かしたまちづくりの見解をお伺いしたい。

以上、2点お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、1点目の河津下田の2期の工事区間が一部3キロでございますけれども、今年度中に供用開始されるということでございます。これについては1期区間は、河津町内の仮称の河津インターから逆川インターまでの間の工事の関係です。今年度中ということでございますので、時期ははっきりしませんけれども、3月までには供用開始になるだろうということでございます。

これについては、まだまだ将来一部な区間なものですから、先が見えない部分がございます。現状では今、期成同盟会などとは花木の里づくりとあって、逆川地区を中心として樹木を植えたりして、そういう部分でやっていこうという話がございます。ただ、町としては、今後は学校の跡地の活用の問題とか、そういう問題もありますし、私としては、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、天城峠区間をいち早く事業化することも成果が大きいのかなという気がします。そういう意味で、特に今回、供用開始の部分については、具体的なものがまだ示されていないわけでございますけれども、そういう意味では、今後の事業を早く進めることが将来のためにいいのかなと思っております。

また、先日の県の要望の中では、河津インターの関係の国道414号との取付道路の関係でございますけれども、それについては年度内にアクセスの関係といいますか、基本的な道路の供用が土木のほうで県事業として開始できるような話も聞きましたので、着々とそういう面では狭いところが広がったりして、そういう改良もされていくのかなと。県の要望の中で

は縦貫道だけではなくて、アクセス関係の道路についても、そういう改良等の事業もお願いしてきましたし、特に、国道135、414につきましては、ご存じのように雨が降るとすぐ止まってしまうような道路で、中には崩落の危険なんかもあるものですから。縦貫道と併せてやっぱり周遊するにはアクセス道路が重要になってきますので、そんなことも要望してきましたので、今年度につきましては、そういうことで供用開始になりますけれども、そういうことでアクセス道路を中心とした改良と今後の活用についても、先ほどの答弁にも重なりますけれども、振興策について考えていきたいなとそういうふうに思っております。

それから、次の天城峠区間の関係でございます。

これは先日11月19日に伊豆縦貫自動車道の下田河津Ⅰ期の起工式が下田市の箕作で行われました。これには国会議員ですとか、県知事、地元の首長ですとか、産業団体の会長が出席をして盛大に行われました。その中で、知事をはじめ多くの来賓の方々の挨拶の中で、事業化されていない天城峠区間20キロの早期事業化を望む声が多く寄せられました。

河津町にとって天城峠区間の事業実施は、1日でも早い完成を願うところでありますので、追い風を受けて積極的に事業化に向けて取り組まなければならないと意を強くしたところでございます。

河津町にとって、伊豆縦貫自動車道路はご存じのように、医療、産業、防災の面で大変大きな効果をもたらします。特に観光業にとっては、これまでの渋滞のストレスから解消や時間短縮による現地での滞在時間が増加など、見込まれるところから将来に向けて町の中に観光客を呼び込み、滞在時間を延ばすような仕組みや魅力づくり、情報発信が重要でありますので、魅力づくりと拠点づくりを進めていきたいと考えております。

それから、先日、国交省等に私も縦貫道の要望に行ってきたわけですが、特に私が強調したかったのは、やっぱり命の道としての天城峠区間の早期実現、実行でございます。

皆さんご存じのように、救急車が、ドクターヘリが昼間はあるわけですが、夜間ですとか早朝等については、救急車で天城峠を越えなければならないというそういうことがございます。現実的に下田地区消防組合に聞きますと、出動件数の約16%ぐらいが天城峠を越えているようです。ドクターヘリを加えますと、21%が天城峠を越えているということになります。救急車がやっぱり1時間以上かけて、この天城峠を越えていくということになると、命の危険といえますか、助かる命も助からないということになりますので、今後は特に国にはその命の道として、あるいは災害の道として縦貫道の天城峠路線を早期実現に向けて要望を強めていきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 今、命の道ということで、これができるとできないとでは本当に町民の生命、安心・安全も担う道路だと思いますので、ぜひこれも事業化を本当に早期にしていただいて、少しでも早く道の着手をお願いしたいなと。ぜひともこちらも含めて、お願いしたいと思います。

アクセス道路のほうも本当に町内も進んでいないというか、先だっても説明会でもありましたけれども、やっぱり、今町長のほうからアクセス道路のご発言があったんで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、やっぱりこの田中の中心部を走るまだ供用開始、事業化もされていない、設計もされていないような状況なんですけれども、ここら辺も含めて町長の見解をもしいただければ、お願いしたいんですけれども。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、大川議員の話は、一般的に中央道と言われる伊豆縦貫道につながる路線の話だと思います。これについては、地元の理解がこれまでなかなか得られなかったわけなんですけれども、今、地区の役員さんたちとの話合いも進めてきておりまして、先日集まってくれた多くの方は進めてほしいというような意見も聞きました。そういう中で、来年度予算の中でどんなことが予算化できるのか。それも含めて今後地元も含めて相談をしながら進めていきたいなと、そんなように思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 私も自民党のほうに所属させていただいていまして、東伊豆のほうからもアクセス道路に関しての要望もあるんですけれども、東伊豆の場合は国交副大臣までやられた方が今、首長さんやられていますので、本当にこの河津の町なかを抜けるアクセス道路を造らないと待ってられなくて、上を越えちゃうんじゃないかと個人的にはすごく心配で、町なかに下りるすべのアクセス道を早期やっぱり開通をしてもらわないと、河津の町なか本当に死んじゃうと思うので、そこら辺も含めてぜひとも町長も先頭に立って、町を引っ張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、2件目、河津川水系治水の現状と課題についてお伺いします。

8月13日の未明、台風8号の通過による河津川増水で激しい流れにより、私の地元の田中地内で護岸が削られる事案が発生いたしました。多くの区民の方からも声をいただき心配されております。

先ほどの質問もさせていただいたんですけれども、県要望の1つに含まれておりました。台風8号の影響を含めた河津護岸の損傷、1つ目、田中地内の左岸、2つ目、峰地内の来の宮橋付近の右岸、3番目、峰地内の踊り子温泉会館付近の右岸、それぞれの現状と今後の対応についてお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほどの要望活動の中にも護岸の部分については県に要望してきたところでございます。ご存じのように河津川は2級河川で県の管理となりますので、県に要望してきたということでございます。特に私が今回の台風8号について感じたことは、台風が3時半頃過ぎたわけですが、実はその後、線状降雨帯が出て夜9時頃大きな雨が降ってきたという状況がございます。これまでと違って台風が過ぎれば収まると思ったら、実はその後が多く降ったということがありまして、現実的に河津川の水量を見てみますと、夜9時頃が一番多く水量が上がっておりまして、これがあと1時間続くと、私は越水するのではないのかなと、そんな心配したぐらいで、だから昔とちょっと雨の降り方が違ってきているなというのが台風についても一つの思いを持ちました。

そういう中で、河津川の護岸というのは、狩野川台風以後に護岸が造られて、約60年もたっております。河川が洗堀されたりして、そういう中で、護岸が崩れたりという例があったもんですから。大変私も町民の皆さんのほうにも聞きましたけれども、危険性を感じました。そういう中で、どうしてもこれは町民の代表として、県に要望活動をしていち早く進めなければならないということで、そんなことで直接要望しようということで、私自ら提案をして早急にやってくださいと。それでもう一つは、ほかのところも調査をして、やってくださいということで県をお願いをして、県のほうからはそれなりの回答をもらったという思いがありますけれども、そういう中で、今回の護岸の洗堀については大変心配がされました。

特に河津川はご存じのように、護岸が皆さん住んでいる土地より高いもんですから。あそこが越水したら大変大きな被害が出るということが分かっておりますし、そういう意味で、大変危険性を感じたということがあって要望活動をしました。その中で、県知事に直接お願いをして担当部局をお願いをしているわけですが、その状況については、担当課長に今後の話については答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、県管理河川になりますので、下田土木事務所のほうから聞き取りをさせていただきましたので、そちらについて答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁と一部重複しますが、河津川の護岸の災害復旧につきましては、11月17日に請負業者が決定したということで、復旧作業に入ると伺っております。また、温泉会館の付近、あと来宮橋の付近の右岸側の護岸についてなんですけれども、国の5か年加速化対策事業というものの補正予算を県のほうで要望しているそうです。そちらにつきまして、予算がつき次第、対応するというように伺っております。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） これ業者の方にも聞いたんですけれども、この災害復旧、これ本当に町のほうが直接要望してくれたおかげなのか分かりませんが、業者の方もかなり早い動きですよということで、田中地内の部分の整備に関してはおっしゃっていました。本当にこうやってやっぱり危険を感じる部分というのは、動いてもらってありがたいので、今後とも引き続き、お願いしたいと思います。

私たちの町の中心を流れる河津川ですが、2級河川でももちろん管理者も静岡県ということで、十分に私も承知をしております。先ほども申し上げておりますが、近隣でも同じく台風8号による松崎の太田川の氾濫や9月の台風15号による静岡市清水区の冠水等、全国においても近年想像を超える降雨等により災害が実際起きています。

町民の生命・財産、安心・安全を守るべき役目を担う町当局としても、管理者である県と一緒に国土強靱化の観点から事前防災に取り組む観点からも町当局としては、河川管理者である県と連携を図り、どのように共通認識の下、河川整備に取り組んでおられるのかお伺いしたい。

①静岡県は平成28年6月に河津川水系河川整備基本方針を出されており、河津川水系河川整備計画策定に向け、河津川水系の治水に関し、このような4点に着目をされております。

1つ目、河津川の地形的特徴により下流部の被害ポテンシャルが高く、流下能力不足区間が存在する。

2つ目、過去の災害等を契機に河川改修や土砂流出、防災対策による整備が行われてきた。

3つ目、地域住民の災害に対する危機意識の低下が懸念される。

4つ目、第4次地震被害想定を踏まえた地震津波対策が求められていると。町はこの課題をどのように対応されてきているのか、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津川の水系の基本的な課題とその対応ということについて、私のほ

うから答弁したいと思います。

先ほども申しましたが、河津川というのは、やっぱり町の中心部を流れる大変災害等が起こったら大変危険な状況に陥りますし、多くの町民の方に被害が出るというそういう状況がございます。当然、県の管理の川でございますが、町の中心部を流れるということで河津川の治水対策が何よりも重要であると考えております。今回、護岸の崩壊等があったものですから、これらの住民の不安解消を図りまして、やっぱり町民の命と暮らしを守るために、私としても早期の状況調査と被害箇所の早期復旧事業の実現に向けて、今後も県下田土木事務所と連絡を取り合い、また、要望活動についてもしていきたいなと思っております。

そのほか、お尋ねの点については、担当課長より答弁いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 河津川水系のその他対応策ということなのですが、町の場合は河津川に流れ込むほかの支線について整備などを行っております。今回も田中地区などの洞川、河津川の合流部分などの護岸の高さがちょっと足りないという要望等ございました。台風15号のときに越水しまして、河津川本線の水位が高かったため、支線の水が出なかったことが原因によるものと考えられますが、そちらの護岸のかさ上げ工なども今年度行うということで、予算をいただきまして補正予算になりましたが、今年度これから実施ということになっております。

その他の河川につきましても、下佐ヶ野の佐ヶ野川合流部につきましても、同様なかさ上げを昨年度行いました。あとしゅんせつ関係ですね。河川のしゅんせつにつきましても、国の緊急浚渫債というものを令和6年までの再来年までの期限があるものですが、そちらにつきましても、今年度ですが、縄地と沢田川、そちらにつきましても縄地につきましては、河津川水系ではありませんけれども、河津町の管理する普通河川ということで、そちらの浚渫債を利用しまして、緊急に行うということで今年度予定しております。その他の河川につきましても、随時悪いところにつきましては、パトロールの上、予算化して対応をしている状態となっております。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に治水対策ぜひとも引き続きパトロール等を強化していただいて、大雨の後にはすぐに悪いところとかを見ていただければと思います。

続きまして、河津川水系河川整備計画を策定する上で、こういう問題点を県と町と地域住

民と協議する場として河津川水系流域委員会を設置し、協議をされております。過去に2回、その委員会が開催されており、第1回流域委員会が平成24年3月21日に開催され、河津川に関する流域及び河川の概要、河川整備基本方針の原案の概要が検討されました。平成28年11月1日には第2回流域委員会が開催され、河川整備計画の現況と課題について検討をされております。それを踏まえ、お伺いします。

1つ目、第2回から6年間を経た今、河津川水系流域委員会の現在の活動状況はどのようなになっているのか。

続いて、これまで私やほかの同僚議員も一般質問の中で、令和2年3月に策定された河津町河津桜まちづくり計画に触れ、町当局からは県が策定する河津川水系へ河川整備計画がされていないので、実行できないと答弁をいただいております。

それらを踏まえ、お伺いします。

2点目、河津川水系河川整備計画について、現状と今後の策定に向け、県への働きかけはしないのか。町は今後、この計画をどのように推進していくのか。この河川整備計画が策定できない以上、河津町河津桜まちづくり計画は推進できないのか。計画期間も令和2年度から令和11年度までの10年間となっている。

また、第5次総合計画の中で、町長の挨拶の中でも、「住みたい・来たいまち河津」を将来像とし、6つの基本目標の下、“自然、文化、そして笑顔があふれる河津桜の里”の実現を目指すとうたっております。

3点目として、河津川水系河川整備計画が計画された後、河津川沿い、桜並木の影響と河津町河津桜まちづくり計画との整合性を図りながら、川沿いの河津桜の桜並木を河津桜の里を維持管理していくのか。

以上、3点お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今お尋ねの件の河津桜まちづくり計画と河川整備計画について、私からお答えします。

その他については担当課長より答弁させます。

まず、河津桜まちづくり計画の推進について、これまでも何回か説明をしておりますけれども、策定に至るまでの経過もありまして、河津川の河川管理者であります県の土木事務所との関連の下に作成をしたものでございます。

計画策定の趣旨につきましては、計画の中で記載されておりますが、河津川沿いの河津桜

が平成10年制定の国の植栽基準を満たしておらず、今後、倒木や枯れた場合には、同じ場所に植栽できない状況が生まれます。これらの状況を踏まえまして、平成30年に河津川流域における河津桜並木基本方針が策定をされまして、河津川流域に限定した河津桜維持保全のための方針でありまして、河津桜のまちづくりの全般の対応ではなく、令和2年3月に河津桜の総合的なまちづくりの計画として新たな河津桜まちづくり計画を策定した経緯がございます。

当初の計画ではメインであります河津川堤の河津桜の関係につきましては、並行して進んでいた県による河津川河川整備計画の策定に合わせて重点的に進める方針でございました。しかし、お尋ねのように、県の河川の整備計画策定に当たり、下田土木事務所からのヒアリングもあり進んでおりましたが、現在の状況では完成に至ることができていないとそういうふうに聞いております。

計画策定の進捗状況が進んでいない中で、町として重点的な検討を進めることができず、現状ではボランティア団体などの協力を得ながら全体的に維持管理を重点的に進めるほか、原木の維持管理などを行っている状況であります。お尋ねの点についても、県の河川整備計画や道路事業等の関係が大いにありますので、今後も協議を進めていきたいと思っております。

その他については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、河津川の河津川水系流域委員会の現在の活動状況という部分と河津川河川整備計画についての現状と今後の対応はという部分なんですけれども、こちらも下田土木事務所のほうを聞き取りましたので、そちらからのものを回答したいと思います。

これまでに先ほど議員のおっしゃられたとおり、平成24年3月に第1回、平成28年の11月に第2回の流域委員会のほうを開催しているそうです。河津川流域及び河川の概要あと河川の現状と課題についてそちらで諮っているということでした。それ以降は開催されていないという状況になっておりまして、次回につきましては、現在は未定というように伺っております。

次に、河津川の河川整備計画についての現状と今後の対応はということで伺ったところ、これまでに河津川流域及び河川の概要、河津川の現状と課題を取りまとめて、現在、整備計画の根幹となる計画目標規模と整備目標流量稼働計画の基本的な考え方、津波対策の方針を

取りまとめているとのこと。前回の流域委員会で桜並木と洪水対策の共存について意見があり、桜並木の具体的な計画の明記と河川整備計画との整合を図るため関係機関と今後も協議をしていくというようになっております。

以上のように聞いております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） そうなんですよね。第2回の今後のスケジュールというのが流域委員会の最後にありまして、この流域委員会自体が、本来であれば第3回をもって原案のまとめをするという形になっているんですよね。6年間それがされていない。

町のほうは先ほど町長もおっしゃったように、並行的に河津桜の保全をするために計画を立てている。もう本当にこれ町がお尻をたたくぐらいしないと、県のほうも流域委員会まず開かないと、多分これ河川整備計画できないのかなというのがありますし、やっぱりそこら辺はうちの町のことなんで、そういうところをもうちょっと本当に本腰入れて連携を取っていただきたい。河津桜並木がなくなったら、うちの町本当に生命線の1つだと思いますので、やっぱりそこら辺は危機感を持って町のほうも対応していただければと思います。

続きまして、3件目、町に対する要望の取扱いについてお伺いします。

1件目、2件目は、町サイドが県や国に対して要望する場合についての現状をお伺いしました。逆に3件目については、町当局も立場が変われば、いろいろな方々から要望を受ける側になるということになります。

そこで、お伺いします。

1点目、現在、町に対する要望の状況とその対応は。

2点目、コロナ禍での各種団体からの要望に対しての対応はどのようにしてきたのか。

以上2点、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町に対する要望の取扱い2点については、それぞれ担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） まず、町に対する要望の状況でございますが、令和3年度のちょっと要望の関係だけ説明をさせていただきますが、地区要望に対しては259件、それから各種団体、個人からの要望が一応9件ございました。要望のあった内容については、関係課で内

容を精査しながら内容によっては庁内での協議等を行い、できるだけ要望に応えられるよう対応に心がけているものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からはコロナ禍での各種団体等からの要望対応についてということで、一応新型コロナ関係の地方創生給付金の担当をしておりますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

コロナ禍の各種団体からの要望については、各担当課局で受けていただきまして協議し、必要項目について担当課局から予算要求を受け、国からの地方創生臨時交付金が充てられる事業であれば、活用し事業を行ってきたというところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当にうちの町は臨時交付金を活用した中でプレミアム商品券もそうですし、工事券もそうですし、各種団体ではないんでしょうけれども、各種団体ですよ。水道料金の減免なんかも旅館さんなんかは事業者結構使いますから、そういう形で全体を見てやってきていただいているのは本当に感じております。直近の電力、ガス、食料品、価格高騰重点支援地方交付金の対応策として、町民個人に対しては、昨日プレミアムガソリン券の発行が行われ、3,000枚が即日完売、私自身も多くの町民の皆様から苦情やお叱りの言葉をいただきました。

そこで、お伺いします。

1点目、プレミアムガソリン券について、第2弾の考えの検討はあるのか。また、一部業界団体からの例を挙げさせていただきますが、トラック協会から町に支援の要望をされたようですが、取り合ってもらえなかったというお話をいただきました。

冒頭にも申し上げたように、5月に運送業者の事業所撤退などがありました。事業者の皆様がこの町で事業をやりたい、続けたい。そう思ってもらえる町にしていかなければいけないと思う。やはりそれを少しでも防ぐ施策の必要性があると思うが、それら事業者、各種団体の要望に対する対応は。

2点目として、町内の産業保護や雇用維持を守るためにも今後、各種団体の要望への施策の必要性があるように感じるが、その対応の必要性をどのように考えるか。

以上、2点の回答をお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員お尋ねのプレミアムガソリン券の関係と今後の産業団体等の援助の関係だと思います。

プレミアムガソリン券につきましては、第2弾の関係については、現状では考えておりません。第1弾のときに議員の方々にも説明した中で、当初2,000名分だったものを、町として利用が見込まれるということで1,000人分増やして3,000人に対応した経緯もあります。それでも議員お尋ねのように、商工会に補助金を出して事業実施をしたわけですが、好評を得て発売3日間の予定が1日目の11月27日には3,000人分の完売となりました。私も当日朝早く行って現状を見てまいりました。数百人の方が並んでいたというような状況も承知をしております。自分が思っていたよりも好評であったのかなという気がしましたけれども、なかなか制度上、この交付金の使う期限等の問題があったりして、なかなか2弾の状況が発行できる現状ではないのかなと、そんな思いがしております。

そういう中で、この制度も使用期限が1月末となっているということで、大変制限がされている券でございますので、町民の皆さんにはぜひともご注意願って使っていただきたいなとそんなふうに思っております。

それから産業団体の助成につきましては、またほかの議員の質問にも答えますけれども、いろんな産業団体あるわけでございますけれども、それぞれの産業団体で事情も違ったりもしますし、また、国のほうでも独自に助成事業をやっているものもありますので、それとの兼ね合いもあってなかなか町として対応が難しいものもございますので、それが併せて県としても助成事業があったりとかと、複雑な部分がございます。そういう中で、産業団体の協力を得てできるものはやっていこうというのが今の姿勢でございます。

基本的に町としては、交付金を使って先ほど言ったような水道料ですとか、そんなものを免除ですとか、底上げをして町民の皆さんの生活を、そういう意味で援助していこうということでございます。その中に当然水道料なんか産業団体も含まれるわけでございますので、大きな影響があって、そういう面では底上げができていますのかなと思いますので、そんなことでございます。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは電気、ガス、食料品価格高騰重点支援地方交付金の要望対応ということでお答えさせていただきたいと思います。

今回の事業については、年度内の執行事業というようなことで通知がございましたので、一応課局へ要望調査を行いまして、その結果、ガソリン券事業とグルメ新春キャンペーン事業を行ったということでございます。

議員の言われたトラック協会の要望の関係ですが、8月に要望を受けましたけれども、1つ目に、燃油高騰により経営難になっている事業者はですね、運送業のみではなく、土木業者等、広い範囲で起こっておりまして、限定的な範囲での支援となってしまうというようなことで、影響を受ける費用の算出根拠もなかなか難しいということ。

2つ目に、公共交通機関と違いまして、燃油高騰の影響を運送業への費用転嫁を容易に行うことができるということで、報道でも言われておりますとおり、物価価格の高騰の一因にも報じられているところでございます。

周辺市町では、支援を実施する市町が少なく、当町が支援したとしても当町民だけの運送料が減額されるというようなこともないと思われまして、効果は限定的ということで判断をさせているところでございます。

また、県単位等の広域での実施を要望を行っていきまして、県の支援も決定していることから、町としては町民並びに事業者等への事業規模に沿った価格高騰への支援策ということで、水道料の一部期間減免事業等を行っているところでございます。

今後関係団体の要望につきましては、事業担当課局と事務内容を協議、精査をして事業決定を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 確かにトラック協会さんのほうの一部だけ見ますと、県のほうから後から補助というか、そういうの出たようです。近隣市町でも東部でも幾つかトラック協会さんに出している部分はあるんでしょうけれども、ぜひとも事業者の皆さんがこの町でやっぱり事業をやりたい、続けたいと思ってもらえるまちづくりにすることは、本当に今後とも必要だと思いますので、これからいろんな団体から要望とかあるかもしれませんが、本当に実行できなくても聞く耳を持つような対応策をぜひしていただければと思います。

先ほど、町長が第2弾のプレミアムガソリン券は、やる予定はないよということでご答弁いただいたんですけれども、私も商工会が町長に宛てた今回のガソリン券の販売の報告書も見させていただきました。ここではちょっと時間もないので披露しませんが、当日の経過であったり、多くの方からの苦情とも思える内容であったり、販売方法への不満等を書

かれておりました。どうですか。実際町にも多くの苦情が来たんじゃないんでしょうかね。これだけの町民から声が上がるということは、今回の物価高騰対策は、物価高騰に対しては本当に家庭の家計を直撃し圧迫しているんですよね。皆さんも感じていると思います。

令和３年度の財政調整基金、町の判断で自由に使える家庭で言えば預金みたいなものです。それをこのコロナ禍において令和３年度では約３億５,７２２万円積んでいるんですよ。それで基金残高も１１億３,１０８万円になった。この物価高は本当に町民にとってはかなりの大打撃なんですよ。

そこで、町長にお伺いします。

プレミアムガソリン券第２弾のそんな状況なんで、ご検討はいただけないんでしょうか。臨時交付金じゃなくて町のお金でできないんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ガソリン券の話でございます。商工会からその現状については、私も報告を受けてございます。大変人気が高かったということも承知はしております。

ただ第２弾の話になりますけれども、今後の町の方針として、当然必要なら交付金に頼らなくても出すことはできると思います。ただ今のところ、ガソリン券については考えていないという状況もあります。ただ、交付金については有効に今後も使いたいという考え方もありますので、まだ年度末でどういう感じになるか分かりませんが、交付金がまだ使えるものがあれば再度交付金を活用した何か事業を考えたいなという思いもございますので、またそれについては、ガソリン券ではなくて別の対応をしていきたいなと思っております。場合によっては私も議員と同じように、財調の予算を使っても必要とあれば使うことは惜しみなく対応したいなと思っておりますので、交付金だけに頼らなくてやっぱり本当に必要なものが考えられれば、今後も検討していきたいなとそのように思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○３番（大川良樹君） このガソリン券なんですけれども、本当にほかの市町の方から河津はすごいね、うらやましいねという声を、苦情も多かったんですけれども、そういう声も上がっています。でも、それを買えなかったからの苦情を要望と捉えるのであれば、第２弾の実行を考える必要もあるんじゃないかと思うんですよね。想定を超える販売だったからこそ、次にこう対応したよと。施策のトライアンドエラーじゃないんですけれども、そういう活用で、本当にこのプレミアムガソリン券がすばらしい施策に代わると思うんですよ。

冒頭に申し上げましたとおり、町長のおっしゃられるオール河津共創のまちづくり、これは、町も頑張るから町民の皆様も一緒に頑張りましょうというものですよね。そういうことも踏まえて、町長、買えなかった町民の方々をそのまま見捨てずに、あとこれをもう3,000人には行き渡っているわけです。あと1,000人か1,500人か、それぐらいだと思います。そういう声をぜひ吸い上げる町政であっていただきたいなと思います。

先ほども申し上げましたけれども、今回の物価高騰は本当に家庭の家計を直撃し圧迫しているんですよ。だから、暗いうちから並ばれたという方もいらっしゃるんじゃないですか。そう感じませんか。ぜひ検討してください。

第5次総合計画の将来像、住みたい町、来たい町河津実現のために本当に町民の声を忘れないでいただき、要望に関しても真摯に取り組んでいただけたらと思います。本当に改めて町長のオール河津共創のまちづくりを、わくわくするまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました2番、北島正男議員、5番、渡邊昌昭議員、1番、正木誠司議員の一般質問は、明日7日に行います。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月7日（水曜日）

令和4年河津町議会第4回定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第17号 河津町教育長の任命について
- 日程第 3 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第52号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第53号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第55号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事変更請負契約について
- 日程第 8 議案第56号 河津町指定金融機関の指定について
- 日程第 9 議案第57号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第10 議案第58号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第59号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第60号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 発議第 6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 1 広報常任委員の選任について
- 追加日程第 2 議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（10名）

1番 正 木 誠 司 君

2番 北 島 正 男 君

3番 大 川 良 樹 君

4番 桑 原 猛 君

5番 渡 邊 昌 昭 君

6番 遠 藤 嘉 規 君

7 番 上 村 和 正 君

8 番 渡 邊 弘 君

9 番 稲 葉 静 君

10 番 宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

町 長 岸 重 宏 君

副 町 長 木 村 吉 弘 君

教 育 長 鈴 木 基 君

総 務 課 長 川 尻 一 仁 君

企画調整課長 稲 葉 吉 一 君

町民生活課長 土 屋 典 子 君

健康増進課長 臼 井 理 治 君

福祉介護課長 土 屋 勉 君

産業振興課長 中 村 邦 彦 君

建 設 課 長 山 本 博 雄 君

防 災 課 長 村 串 信 二 君

水道温泉課長 渡 辺 音 哉 君

教 育 委 員 会 長
教 務 局 長 島 崎 和 広 君

会 計 管 理 者 長
兼 会 計 室 長 鈴 木 亜 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 田 吉 光

書 記 山 田 祐 司

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には一問一答ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

2番、北島正男議員、5番、渡邊昌昭議員、1番、正木誠司議員。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、2番、北島正男議員の一般質問を許します。

北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は3件。

その1つは、2025年問題の介護事業への対応について。

2、景観行政の河津町について。

3、障害者雇用についての3件です。

町長、副町長、ご担当課長様にお尋ねしていきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、1件目です。

2025年問題の介護事業への対応についてです。2025年以降に備える高齢者施設への施策についてです。

ご存じのとおり、団塊の世代の人口ボリュームゾーンは2025年から後期高齢者に突入していきます。必然的に要介護者の急増が予測されます。

現在も特養のサンシニアさんは満床で、待機者60人、ネットの調査だと待機者140人という調査もあるようですが、ハローワークでも介護士の募集も常にやっている状態です。現在でもこの状態で、2025年以降、要介護者が爆発的に増えたらどうなるのでしょうか。静岡や関東の都市部で入所の希望者があふれた場合、地方の高齢者施設になだれ込むという予想もあります。これは介護保険の行政負担がそうしやすくしているからによるものです。

これらに対して、河津町を支えてきた高齢者の皆様が寂しいつらい思いをしないように、高齢者施設の受入体制の強化や増床、また、民間と共に造る新規開設など、あと2年後以降を見越した想定と対策による計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島正男議員の質問にお答えします。

2025年問題の介護事業への対応ということで、2年後以降に備える高齢者施設への施策についてお尋ねですので、お答えいたします。

議員おっしゃるように、高齢化は町の大きな問題でもあります。2025年には、先ほど議員

が申し出ていたように、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になりまして、介護医療ですとか、社会保障費の増大が予想され、その対策に向けて、2025年問題として社会的な問題となっております。

現在の町の高齢化率、令和3年度になりますが、43.3%、県平均が30.6%ですので、県平均より12.7%、国の平均が28.9%ですので、国の平均より14.4ポイントの高い数値となっております。高齢化によりまして、医療や介護、保険、交通機関の確保など課題も大きいと考えております。

2025年問題につきましては、特に社会保障費の増大についてお答えをしたいと思います。

2045年に、河津町の人口は人口約3,800人と、国の推計で示されております。

町では、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略で対応策を進めております。現状では自然減による影響がとても大きくて、急に人口増に転ずることは難しいと考えられまして、できるだけ、移住・定住など、転入者などを増やす社会増で、少しでも歯止めをかけたいと思っております。

特に、高齢者を支える働く世代が重要ですので、家族が住みやすい、子育てしやすい、産みやすいまちづくりが大事であると考え、昨日も申し上げましたが、数々の施策に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの2025年問題につきましては、2045年問題と同じように課題もあり、同様に組み込んでいかなければならない問題も多くありますが、議員がおっしゃるように、特に社会保障費の増加、あるいは、医療介護などによる費用負担の増加も見込まれます。

基本的な解決としては、支える世代をいかに増やし、就労の機会を増やすことであろうと思いますが、現実的には、予防医療や予防介護といった事業などにより健康寿命を延ばすことが大事であろうかと、そういうふうに思っております。

町では、お尋ねのように、令和3年3月に高齢者福祉計画、介護保険事業計画、介護給付適正化計画をつくりまして、現状や将来見込みなどを分析をして、今後3年間、令和5年度までですけれども、施策を進めてきております。

また、独り暮らしの高齢者について、どうしてもいろいろな事情で高齢者だけの数が多いなりまして、老老の介護であったり、さらに、年齢が進むと独りになることも多いかと思えます。孤独死の問題もあろうかと思いますが、日頃のご近所付き合いなど、防ぐことや生きがいなどにもつながると思っておりますので、できるだけ近くの人が寄り添って見守ってくれると

ありがたいと思っております。

また、ボランティアの活動や民生委員さんに協力いただき、感謝するところでございますが、河津町にとって高齢者を支える大変大事な人材であると思っております。

お尋ねの高齢者施設等への施策につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私のほうから高齢者施設の施策についてご説明をさせていただきますと考えております。

河津町においては、現在、71歳から75歳までの年代が最も人数が多い年代となっております。議員がご指摘されるように、今後数年は介護サービスを利用される方が増加することが見込まれております。

しかしながら、河津町において既に65歳以上の人口は平成29年より減少傾向にあります。河津町や近隣市町において、生産年齢人口についても減少を続けておりまして、担い手の問題も含め、増床、新規開設には慎重にならざるを得ない状況かと考えております。

現在の介護施設等の維持・強化はもちろんですが、介護予防や保健事業を一体的に実施していく体制を整え、強化していくことにより、2025年問題に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

今、課長からもお話ありましたけれども、71から75歳がボリュームゾーンが多い。しかし、65歳以上の人が減少しているという、この町の特色があるというふうにありましたけれども、だからといって、2025年問題が爆発するようなことが少ないんだよというお考えはないと思います。なぜならば、町長も言ったように、長寿化、健康長寿を目指しているということであれば、その方たちが今度上にいったときに、入所期間が長くなるんですよ。下から来る人が少ないといっても、また上がってきますから、爆発はどうしてもこれするのですので、何か対策を打たないと大変なことになると思います。

南伊豆町にある杉並区との共同の高齢者施設の例のように、都市部の自治体と河津町の共創のまちづくりとか、こんなのすぐにできるとは思いませんけれども、検討する必要があると思いますし、統合後の小学校の課題がいろいろ出ていますけれども、学校はもうインフラ

がもうできているので、介護施設への変換の可能性もあるんじゃないかと思います。

昨日の町長の説明でも、アンケートの結果で、避難所が多くて、次は介護施設はどうだというアンケートの結果のご披露がありましたけれども、それもいいと思っております。当然、避難所と備蓄倉庫と相乗りでそういうことを考えたらいいいと思います。

それともう一個、違う見方をすると、高齢者の方が要介護になって、他の市町の施設に入ってしまった場合、介護保険の給付金と個人の負担金が河津町以外に流出するということになるわけですよ。そうすると、河津町の経済に循環しないという損失になるということも、違う見方をすればある。だから、要介護になった諸先輩方が河津町の中で、住み慣れたところで暮らしていただくというのが、経済的な面から見てもいいなと思っています。

町を支えてきてくれた先輩たちが行き場を失うことがないように、何らかの対策が組める施策と予算措置をお考えいただきたいと思います。

次の質問にいきます。

介護士不足の改善及び介護予防活動の維持についてです。

介護士の不足が現在も問題視されていますが、2025年以降は、さらに深刻な問題になると予測されています。町は在宅介護を奨励しているようなんですけれども、介護士不足で家族に負担がかかり、介護離職を招けば、町の経済にも影響が出ます。これからの介護士確保のお考えをお伺いすることと併せて、介護士不足を軽減するであろう介護予防の活動も一層重要になる。現在もフレイルに進行しないための活動や介護家族の支援活動は、福祉介護課、地域包括、社会福祉協議会、教育委員会、観光協会、今井浜病院などなど、そして、多くのボランティアさんによってたくさんの活動が行われていて、頭がこれは下がります。

これらは、2年後以降もますます重要な活動になると思っていまして、町が発行する高齢者版社会資源マップ、これです。みんながこれもらえます。社会資源マップに掲載されている、特に介護予防のボランティア系活動の内容把握と存続維持を併せてお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の介護士不足の改善とか、介護予防の関係についてお尋ねですので、お答えします。

まず、第1問目の件で、北島議員のほうから、専門的な立場で、今後の予想される数々の点についてご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、2つ目の点にお答えしたいと思います。

先ほども述べましたが、介護の必要性については、介護士の確保や介護予防施策の重要性

も、私も感じているところでございます。

介護士確保の施策については、現状では民間によるところが多い状況であると思っております。町としては、介護が必要でない状況を長く維持するための介護予防や健康づくり、生きがいづくりが大切であり、地域包括ケアシステムとして地域包括支援センターの機能を充実させることが重要であると考えております。

また、介護予防センター的な施設として、現在は、湯ケ野にあります旧ふたば幼稚園舎をいきいきセンターとして活用しておりますが、私は将来的には、もう少し利便性のよいところに施設を建設して、介護予防の充実を図るべきではないかと考えております。

いずれにしても、今後も高齢者福祉計画、介護保険事業計画、介護給付適正計画に沿って事業推進を図ってまいりたいと思いますし、先ほど議員がおっしゃった社会資源マップなども大いに町民の方に活用していただいて、大いに社会参加と、あるいは介護予防、あるいは健康予防について、皆さんにお教え願えたらなと思っております。

なお、お尋ねについては担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から介護士の不足の改善や介護予防等の維持についてご説明をさせていただきたいと思っております。

介護士の確保については、各事業者とも重要な課題となっており、現在においても人材確保に苦労されている事業所が多いと認識しております。

町といたしましては、静岡県や静岡県社会福祉人材センター等で行っている介護人材育成事業等の紹介ですとか、ハローワークの求人情報等の情報提携を行っているほか、今後も介護職の魅力や介護者の負担への理解が進むよう関連団体と協力しながら、多方面の機会を捉えて啓発に取り組んでいきたいと考えております。

また、介護予防ボランティアに関しては、多くの団体に活動いただいております。ただ、どの団体においても、会員の高齢化や新規会員の確保が課題となっている団体が多くあります。こちらのほうも様々な機会を捉えて、ボランティア参加への啓発に取り組んでいきたいと考えております。

また、町といたしましては、地域ケア会議を年に4回程度開催し、地域における多様な社会資源の統合調整を行うため、関係機関が集まり、会議を行っております。高齢者の生活上の支援体制の充実及び強化を図るため、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

過去に、河津町でも介護資格の取得講座というのが開設されたと聞いておりますけれども、そういうものをもう一度やるとか、既に介護資格をお持ちの町民の掘り起こしはどうかとか、ご存じのとおり、静岡県は高い広告費を払って、テレビCMで介護資格保持者の掘り起こしをしています。それも40万円の支度金付の制度を用意してやっています。これに河津町がちょっと上乘せして、さらに掘り起こしをするとか、そういうようなものも考えていただけたらと思います。

それから、高校授業への介護資格取得の組入れとか、そういうことも考えていくといいと思う。

今、ご説明いただきました介護予防については、ボランティアさんの確保と利用者拡大のための活動のPRをさらに強化していただけたらと思います。人口減少の現状から、介護やボランティアさんに従事する人はこれから増えないと思うことが常識であれば、何らかの対策を様々な角度からお考えいただいて、実行していただけたらと思っています。よろしくお願いします。

次の質問です。

民間の介助系事業者の経営状況把握とその措置についてです。

町の第5次総合計画にも多種多様な介護ニーズに応えられる介護サービスの充実、高齢者施設の設備改善や移動手段の確保を行う必要があるとあります。

現在も介護士不足とコロナ禍の影響で利用者が激減したデイサービスや訪問介護の事業者が廃業に追い込まれるケースがあります。今年は過去最多の倒産で、100社以上の予測があります。

河津町の民間による介助系サービスも、2025年を待たずして廃業に追い込まれることのないように、利用者にも事業者にも負担が大きい自費利用の生活介助サービスや移動支援サービス、これらの事業者の経営状況の把握と、それによった支援策のお考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、民間介助系事業者の経営状況の把握と措置ということでお尋ねですので、お答えします。

特に、町として事業者の経営状況については把握をできていないわけでございますけれども、町と民間の役割を考えながら状況把握をしている状況もございます。

お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 私のほうから、民間介護事業者の経営状況の把握と措置についてということでご質問がありましたので、ご説明をさせていただきます。

自費利用型のサービス提供の事業者については、近隣の事業者や、その事業者のサービス内容の把握については行っておりますが、ご指摘のあった経営状態の把握までは現在行っていない状況があります。

把握している事業者やその事業者のサービス内容については、高齢者版社会資源マップ等に掲載し、地域の事業者が提供するサービスを必要とされる地域の方々が受けられるよう、情報提供や利用を促しているところであります。

今後も様々な形で民間の方がサービスを提供できるよう、事業者が行っていく可能性がございますので、こちらといたしましても、情報収集と適切な利用者への情報提供に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） 今、ご説明いただきました自費利用の生活介助サービスや移動支援サービスについては、そのサービスの内容は町も把握しているというお答えでした。

もう一步踏み込んで、これらのサービスというのは、特にこれからも町民のためになくはないサービス事業だと思っています。ですので、今、活動されている事業者、会社ではなくて個人でやっているような人たち、こういう人たちの、もう少しヒアリングをして、苦しい現状をもうちょっと町は把握したほうが、僕はいいと思っています。よろしくお願いします。

利用者への支援は事業者への支援につながるということです。いわゆる、そういう移動サービスとか生活介助サービスに向けての利用券の発行とか、そういうことも含めて考えていただけたら嬉しいなと思います。

だって、障害者にはタクシー券やガソリン券の支給があるように、または小学校への送迎用のガソリン代の支給があるんでしょうか、そういうことも町はやっていますので、生活に

困難な方たちへのそういう何かサービスの利用についても、いろいろ考えていただけたらいいと思います。

事業者への経費の一部補助なんかというのも、現状によっては考えていただけたら助かります。なぜならば、これから重要なサービス事業になるから。2025年待たずして廃業に追い込まれるようなことがないように、少しフォローしていただけたらいいと思います。

この介護系の課題については、過去の町の回答として、令和2年においては、2025年に向けて施設整備はできない。居宅介護を進める傾向にあるという回答がありました。翌年、令和3年では、介護職員の不足について、処遇改善、資格取得、介護ロボット、ICT活用、外国人人材受入れなど、国や県の施策と併せて努力していくという回答があり、同3年、予算審査のときでしょうか、介護従事者の確保は総合的に検討していくとある。年を追うごとに、2025年近づくに向けて、町はやってくれるという期待ができる回答があったと思います。したがって、2023年、次年度、その次には、それぞれの課題解決のための実行に移していただけたらと思います。

高齢者とその家族、そして、寄り添う介護従事者を大切にする政治をよろしく願いいたします。

では、次の件名、景観行政団体の河津町についてです。

アンケート実施の目的と景観計画策定の概要についてです。

今年の9月末に、2,000人という大規模なアンケートが実施されました。このアンケートの目的と、アンケート集計の結果の公表と、景観計画策定の予定的な概要が出ていればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 第2問目の景観のアンケートについてのご質問ですが、お答えします。

まず、先ほどの大きな1問目の介護の関係でございますけれども、これについては北島議員の数々の指摘もございます。これはぜひとも、今後の計画の中で、やっぱり需要見込みとかそういうものも今後は影響してきますので、そういうことも含めて総合的に考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、大きな2点目の景観計画策定のアンケートの関係をお答えします。

町は、さきに景観団体として県に届出を行った上で、現在、景観計画の策定に向けて、今年度から2年間をかけて取り組んでいる状況でございます。

この景観計画につきましては、国で平成15年7月に美しい国づくりの政策大綱が策定をさ

れまして、美しい国づくりを目指す方向性が示されました。

その後、平成16年6月に、景観に関する総合的な法律として景観法が制定をされまして、それぞれの自治体が自然や歴史と文化を基盤とした個性豊かな町を適切に保全し継承していくことが求められておりまして、全国各地で地域の景観特性を生かした景観まちづくりの取組が進められている、そんな状況でございます。

そういう中で、河津町も現在進めているわけですが、そのアンケート等を含めた内容につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、私のほうからアンケートの実施目的などについて説明をさせていただきます。

アンケート実施の目的としましては、景観計画を策定するに当たりまして、町民の意向を反映させるために実施をさせていただきました。

今後につきましては、河津町における自然や歴史等の景観資源、あるいは景観を阻害し得る問題等を整理しまして、町民の景観形成に向けた意識の向上を図るとともに、全町的な景観まちづくりの取組を推進する基となるように、景観計画の策定及び景観条例の制定をしていく予定になります。

アンケートにつきましては現在集計作業中ですので、現在で公表できるようなものには、まだ形はなっておりません。また、計画のほうには、景観計画の区域、景観まちづくりの基本方針、良好な景観形成のための行為制限に関する事項などが構成要素となる予定となっております。計画の概要についても以上ようになります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

アンケートの集計結果はまだ集計中、9月末に実施したものがまだ集計中というお話でした。

景観についての重要性を知っている町の人に対するアンケートの結果や進捗による情報公開は、しっかり今後やっていってほしいと思います。

なぜならば、こういう話もアンケートじゃなくて、町が実施する身近なアンケートなので、皆さん非常に一生懸命書いたと思うんですよ。その途中経過なりアンケート結果の発表は

されたほうがいいと思います。気にしている人が町の中には結構多いです。

それから、アンケートの一部に、太陽光と風力の設備についてという項目がありました。これは、ちょっと語弊があるといけませんけれども、よいも悪いも増設につながるようなことは景観上影響が大きいということですから、アンケートの回答で、この太陽光や風力についての設備の、もし増設、または減らすみたいなのことがあるのであれば、アンケートの回答でコンセンサスを得たことにしないで、景観計画とは別のテーマとして扱うようにしたほうが僕はいいと思うんです。

これ、うがった見方かもしれませんが、景観いいな、風力発電かっこいいなと思っている人は、ごく一部いるかもしれませんが、多分アンケートの結果ではよくないと。それから、樹木で隠れて見えないようにすればいいかなという設問もありましたけれども、それがもし、それならいいよというアンケートの結果がもし出たとしたら、それはGOではないというふうに思っておいていただかないと、危険だと思います。

次の質問にいきます。

景観計画策定の進捗により、町民や事業者から提案を受ける予定について伺います。

町民の皆様とともに景観まちづくりの取組を展開していくため、町は景観計画を策定していくとあり、景観計画は住民や事業者が提案することができるわけです。今後の進捗で、町民及び事業者から提案を受けたり、ヒアリングを実施するなど、実施計画の進行について伺います。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の提案等を受ける予定はあるかということでございます。

2か年でこの計画を進めておりますので、今回のアンケートなどを聞く機会や、また、今後も計画についてパブリックコメントを求めるようなもの、そういう機会を設けたいと思っております。

それから、先ほど議員が、景観の中で自然エネルギーの関係、例えば風力発電ですとか太陽光発電の関係もございます。これについては私も、この景観法を中心とした太陽光だとか風力の抑制力になる可能性もあると思っておりますので、景観法の中でも重要な考え方と捉えております。

これまで県内においても、河津町はこの景観条例がないために事業者等の入りやすい状況もあったような気がしますので、このことが今後できることによって、相手から来る抑制力

にもなることもありますし、町としても規則等、条例等の中で、この辺についてもしっかりと自然景観を守るという立場の中で、この自然エネルギーの点についても対応していきたいなど、そんな目的もあることで、今回のこの策定に至ったという経緯もございますので、今後それについても配慮していきたいなと思っております。

私から以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

今の回答にあったように、自然エネルギーの施設については抑制力になる、いわゆる景観に対しての抑制力になるというお話と、その辺は拡大していくときに条例に入れることを考えるという回答、ありがとうございます。ちょっと町の人は安心すると思います。

何か回答の中で、計画の進行をお伺いしてるんですけども、策定はいつ頃かということをお聞きしているので、普通、業務スケジュールのスケジューリングができていれば、いわゆる町の皆さんが考えた青図があつて、それに対してアンケートをやって、結果を参考にし、こういうふうにやって、策定はここでというスケジューリングがあると思うんですけども、何となくそういうスケジュールみたいなもの、アンケートの発表はいつ頃になるのか、策定は2年先のここら辺になるのかというような業務スケジュールがあると思うので、その辺はまたおいおい教えていただけたらと思います。

町の人や事業者と共につくる共創のまちづくりのコンセプトで、これを進めていただけたらと思います。

次の質問です。

3つ目です。外国資本の不動産取得の制限を計画に盛り込むかということについてです。

国は、外資による安全リスクのある土地取得について土地規制法を定めました。日本は所有権が持てるので、限りなく自由に土地建物を活用できてしまいます。広大な土地、山、海沿いの一等地、さらには、水源地、温泉源池の買占めが起こらないよう、当町においても、外資や外国の人の不動産取得の制限を町の条例より強い効力を持つ景観協定に盛り込むことのお考えについてお伺いします。

なお、景観は現在の町の人財産であるという観点でお聞きするもので、決して外国の人を差別するものではないことをちょっと付け加えておきます。では、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 外資ですとか外国の人たちの不動産取得の関係で、景観協定の中で制

限を設けることができるかというご質問だったと思います。

お尋ねの件で、先ほどから景観法の中の景観協定の中で、外資や外国人に限り不動産取得の制限を盛り込むことは法的な問題もあり、私は難しいのではないのかなと思っております。

詳しい内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、今の外資や外国人の方への不動産取得の制限を計画に盛り込むのかということで、景観協定でそれは制限をとというような、今、お話でしたけれども、私のほうでちょっと景観法について調べてみました。

景観法の中における景観協定についてなんですが、景観協定というものは、景観区域内の一団の土地の所有者や借地権者、全員の合意で結ばれた良好な景観の形成に関する協定ということになっております。こちらにつきましては、建築協定などと同様に、まちづくりの手法の一つとなっております。景観協定締結後、景観行政団体の長の認可を受けることとなっております。ここでいうと河津町が景観行政団体になりますので、その一団の土地の所有者たちの全員の合意で良好な景観に関する協定を結びましたということで、町で認可するというようなものになっております。

また、景観協定が締結されている土地の所有権が移転した場合に、景観協定の効力は次の所有者にも継承はされるんですけども、土地の売買というものを制限するようなものにはなっておりません。これは景観法上になっておりまして、土地の売買制限を景観協定として盛り込むことはできないと考えております。

先ほど、北島議員のほうからありました重要な土地、そちらに関してもちょっと調べてみました。法律のほうですと、重要施設周辺及び国境、離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律というものがあります。こちら自衛隊の周辺とかその辺りを、国が特別注視区域というものに指定した場合に、そちらの場合、その法律の場合も、売買や取得を制限するというものではなくて、そちらの所有権の移転等を行う場合については、締結をするときに売手と買手双方から届出を求めることになっておりました。

それと、その後に土地の利用、そちらに建てる利用についての制限というのがあるんですけども、売買については、やはり先ほど議員のほうで、ちょっと注釈でもありましたけれども、外国人差別につながるということが恐らく懸念された中で、法律のほうでも売買自体を直接制限されるものとなっていないというようなことではないのかなと思います。

それもありまして、景観法の中である景観協定、こちらに基づいて景観計画を立てるわけですが、直接売買制限を景観協定として盛り込むというようなことは、こちらではできないものですので、考えておりません。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

景観協定に盛り込むことが、そのままでは難しいというお話でしたけれども、条例のほうで何とかできるのか、それは土地売買を禁止するみたいなことではなくて制限するようなことであれば、協定の中に入るというふうに僕も勉強していましたけれども、何らかの措置を打たないと、野放し、野放図にするようなことでは、ちょっと何か河津町が危険になるかなと懸念しております。

諸外国の不動産売買というのは、ご存じのとおり、借地権が多い。日本は所有権であるから、所有権持ったら自由に何でもできるというふうに、今なっているわけです。

それから、話ちょっと戻りますけれども、国の土地規制法は、安全のリスクということで、安全が脅かされる場合においては口を挟むよということを言っているわけですが、河津町には安全を脅かされる場所というのはそんなにないと思いますけれども、水源地とか温泉源池、その辺を押さえられれば、それは危機になるということで、頭に説明をいたしました。

京都や大阪でもリゾートの爆買いがありますし、円安を背景に都心のタワーマンションの投資買いなどが、結構ニュースでいっぱい出ています。語弊を恐れずに言うと、既に当町のある地区で古い宿泊施設が購入されて、全然オープンもしていないんですけども、地域ではごみ問題が発生したりしています。そんなようなこともあるし、河津町に限らず、ニュースではそういう話はよく出ます。何らかの形で規制なり、町と相談して何かが行われるみたいなことを、策を講じないと、野放しでやられてはいけないなど、僕は思います。

海、山、川、滝、それと桜が景観のファクターとして大切にしている河津町の危機にならないようにご留意いただき、ご検討いただけたらと思います。

同時に、外国資本、外国の方という話を今しましたけれども、規制をかけるためには、反社会的勢力というのも同時に規制をかけるような、条例なり協定の中に何か入ると一番いいと思います。

3件目の質問に移ります。

現在、12月9日まで、障害者週間が行われておりますから、障害者雇用についてお伺いします。

役場の法定雇用率は、令和元年では未達成でしたが、現在は法定雇用率2.6%をクリアしているのでしょうか。もしクリアしていない場合は、その理由をお尋ねします。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの障害者雇用につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、役場の法定雇用率についてのご質問ですので、説明をさせていただきますと思います。

役場の法定雇用率でございますが、令和4年6月1日現在で2.19%でございます。

これは、国が示す地方公共団体の法定雇用率2.6%には達しておりません。法定雇用率を算定するに当たっては、常時勤務する職員から適用除外される職員を除いた職員数を基に算定を行います。令和4年度の算定では、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数は91.5人となります。現在2名の方の採用を行っており、これらのことから実質雇用率は2.19ということになります。令和2年度については、障害者の雇用については1人ということで、法定の雇用率についても1.18という形で、かなり低い数字でございました。

これらのことを踏まえ、令和3年度には会計年度任用職員を雇用して、法定雇用率の達成に向けて努力をしているところでございます。

それから、法定雇用の障害者数といったものもでございます。こちらにあつては、算定基礎の職員数に法定雇用率を乗じた数を計算をした中で、1人未満の端数を切り捨てるという形になります。これによりまして、採用しなければならない障害者数はないということになっております。

先ほども言いましたとおり、法定雇用率には達していないことから、今後についても障害者の雇用に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございました。

ご説明いただいた中で、役場の職員は91.5人に対して2.19で、計算上は足りているというお話でした。

役所は障害者雇用のお手本になるべきで、2.6%以上で、最低でも人数的には3人。3人というのは、例えば重度障害者なら3人、軽度障害者なら6人です。そういうふうにとっていくという形で考えるのが一番いいと思います。

役場はバリアフリー化が整っていると思っていますので、ぜひ採用がしやすいのではないのでしょうか。町のお手本になるような採用をお願いします。

採用が不足していると、毎月1人当たり5万円の給付金を支払わなきゃならない。採用が大きく足りていれば、報奨金として毎月1人当たり2万7,000円を頂けるというので、頂いたほうが僕はいいと思うので、役場としては業務を切り出して、障害者でもできる仕事をつくって、町のお手本になるようなことを考えていただきたいと思います。

なぜか賀茂郡の町は、総じて障害者雇用に積極的でないような様子があるようです。ある町では、募集しても応募がないなどと堂々と言っていますけれども、これはおかしいと思います。民生児童委員やふるさとの支援員の方とお話すると、障害をお持ちの人は、今、この人たちはお子様の対応している人たちですが、障害をお持ちの人がお子さんの中に増えているという実感は、お話いただきました。

河津町障害者活躍推進計画では、積極的な採用活動をすると思いますので、その推進者は総務課長であり、さらなるミッションを果たしていただければと思います。よろしくお願いします。総務課長、いいですか。

次の質問です。

障害者の通所や就労などの支援策についてです。

現在、賀茂地域の障害者アンケートを、岸町長のお名前も連名で現在進行しているようです。無作為で手帳保持者2,000人という大サンプルで、障害をお持ちの方がたくさんいらっしゃるわけですね。当町には障害をお持ちの方が400人ほどいらっしゃるのでしょうか。その方たちが施設や就労先が整っている地域へ家族で引っ越すケースがあると聞き、人口減の一因になっていると聞きます。

今後、通所施設や就労及び自宅介助など、支援策の計画はあるのでしょうか。伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 北島議員の障害者の通所や就労などの今後の支援策はということでお尋ねですので、お答えします。

障害者雇用につきましては、先ほど議員がお尋ねのように、今後、雇用については努力を

していきたいなと思っております。

今後の障害者支援につきましては、賀茂地区、今、全体で進めている状況があります。連携して取り組んでおりますので、今後も連携して取り組んでいきたいなと思っております。

また、事業所としても、先ほど申しましたが、雇用機会など創出に努めて、理解を深めていきたいなと思っております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私のほうから障害者の通所や就労等の今後の支援策についてご説明をさせていただきたいと思います。

賀茂地区において、障害のある方々の生活を広域連携によってサポートしていくために、賀茂地区の1市5町で連携しながら合同で計画を策定し、計画に基づき各種事業を行っているところであります。

現在、今年度、来年度の2か年で、令和6年度からの3か年の次期計画を策定しております。その中で、障害者手帳所持者や一般住民を対象としてアンケート調査を行ったりですとか、事業所からヒアリング等を行いながら、障害のある方も障害のない方も誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指して取り組んでいるところであります。

賀茂地区においては、小規模の自治体ばかりですので、広域で連携することにより、障害のある方々への様々な施策やサービスの提供の充実につながっていることと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

賀茂地域広域連携していろいろ対応していくということで理解いたしました。よろしくお願いします。

河津町は、障害者への経済的な支援は結構しっかりしていると思うんですけども、就労や社会参加型支援は少ないような気がします。河津町第5次総合計画には、障害者の就労機会の確保、社会参加の機会を充実とあるので、これらの達成に向けて行動をお願いいたします。

今年の障害者週間のテーマは、「みんなでつくる共生社会」です。

私ごとになりますけれども、私は以前、50人ほどの障害者と働いたことがありますが、新

入社員の初給料の日、所得税控除を見て、税金が払えるなんてうれしいということを言いに来た子がいました。これはどういうことかということ、国民の義務が果たせたということです。

障害があっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、障害者、家族、寄り添う介助者を支援する優しい政治をよろしくお願いいたします。

議員になって最初の質問で、大変ご無礼もあったかもしれませんが、お許してください。

これで私の質問を終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

令和4年第4回定例会が開催されるに当たり、一般質問を通告したところ議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、次の3件です。

1件目、農業者に対するコロナ禍における「原油価格・物価高騰等緊急対策」について。

2件目、犬・猫（地域猫）について。

3件目、河津桜切り枝の出荷支援について。

以上の3件です。

町長、副町長、担当課長の答弁を求めます。

それでは、1 件目です。

農業者に対するコロナ禍における「原油価格・物価高騰等緊急対策」について質問します。

前回、令和4年第3回定例会に質問で、農業者に対する交付金事業の計画について質問させていただきました。県を通じて国に提出して、予算の枠取りは確保してあるということですが、制度設計など時間を要することから、今後の補正予算での対応を考えている、このような答弁でありました。

前回も申し上げましたが、農業者は肥料、重油などの生産資材、これの高騰、スチールや段ボール箱などといった出荷資材の高騰により、厳しい経営状態にあると言っても過言ではありません。政府もこれに支援をするように、コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策を打ち出してくれました。今回の定例会での補正予算の中に、このコロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策が計上されております。

そこで、質問となります。

農業者、一概に農業者といってもいろいろな形態があると思われます。専業農家、兼業農家、農業申告をしている農家、農地を所有している家などと、農業者にはそれぞれいろんな形態があると思います。

また、それをどのように捉えるかということですが、販売実績によるのか、ファーマーズマーケットや無人売店などだけに出荷している農家、これもあると思いますし、農業用資材の購入者、これも農業者と言えるのでしょうか。様々な農業者が考えられますが、町の考える支援の対象となる農業者、これについてはどのような農業者を考えているのでしょうか。

そして、農業者に対する支援の対象の期間となります。令和2年度からコロナ禍により需要、販売が低下しております。本年にはロシアによるウクライナ侵攻が始まり、物価の高騰に拍車をかけました。生産者の支援をどの期間で考えているのでしょうか。例えばですけれども、令和2年度と令和4年度の比較や令和3年度と4年度の比較、これを期間を年度と考えるのか、この数か月を考えるのか、その辺についてもお知らせ願いたいと思います。

そして、支援については、JAの実績や資材、燃料の値上がり、このデータを集めている、このようなことだったのですが、対応策はまとまったのでしょうか。JA以外での農業資材の購入は対象とならないのでしょうか。肥料、飼料などはJA以外の量販店や広く販売店など活用している農業者も多くおります。これらは対象にならないのでしょうか。そして、これらの支援は今年度中の実施は可能なのでしょうか。

対象となる農業者の範囲、支援の期間、支援の方法、これらについて、考え方及び支援の

方法について答弁願います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員から、農業者に対するコロナ禍における原油
価格・物価高騰等の緊急対策について、3問質問が出ておりますのでお答えいたします。

詳しくはこの後、担当課長から答弁させます。

この支援策につきましては、農協さんの協力によりまして制度設計ができましたので、詳細については担当課長より答弁させます。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、今回の補正に上げさせていただきました制度について説明させていただきます。

まず、資材の高騰ということで、対応ということで、6月にJ Aからの要望で協議を行ってまいりました。

また、この事業の概要としましては、市場出荷での生産資材等を中心とした価格高騰へ確実な支援をすることで、農業所得を維持することを目的としております。国や県などの支援を補完するものとして、制度を考えました。

対象者につきましては、J Aふじ伊豆の正組合員であり販売実績のある方、もしくは正組合員が属する町内法人を対象としております。

また続いて、支援の対象となる期間、支援の方法はということでございます。

支援の方法につきましては、令和4年中のJ Aで購入した代金を決済した飼料、肥料、農薬、資材、農機具、石油等を対象品目としております。また、対象の金額としましては、令和4年中の値上げ率を確定し、品目ごとに差額を計算し、値上げ額の70%を乗じた額を助成するものでございます。

今回はJ Aからの要望事項に応える形での制度となりました。助成金の申請につきましても、来年1月中以降、J Aを通した形で効果的に速やかな助成ができるものと考えております。

また、9月議会の答弁でも申しましたが、様々な分野での助成とかぶらないような制度設計とするために、算出する際は国や県の助成制度と重複しないよう、農協のほうを通して精査した中で、申請してもらえよう形となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 先ほど申し上げたとおり、町内には多くの経営体の農業者がおります。多くの農業者に支援が行き届くことをお願いします。

そして、当地区での農産物の多くは首都圏を中心に出荷されております。その運賃、コロナ禍の前と比較して2割くらい上がっております。これに対する支援、これは先ほどの中にもなかったんですけども、運賃に対する、出荷運賃、これの支援はないのでしょうか。品目によっては異なりますが、令和2年度との対比で15から20というくらいの値段が上がっております。運賃の値上げ、これすなわち収入に直結いたしますので、これらの差額の補填、これについての支援はありませんか。

そして、先ほど肥料についてということで、ちょっと触れてはくれているんですけども、肥料の値上がり、これについては非常に激しいものがあります。国の支援対策で対応することですが、単年度での対応しかないということになっています。今後ずっとこの値段が維持されるのであれば、長期的な対応、これ難しいのではないかと思います。

これ肥料と今、一言で言っておりますけれども、肥料の中にも化成肥料、配合肥料、鶏ふんや牛ふん、さらには堆肥など、これ多くの種類がありますが、その細かい種別、これなんかもあるのではないかなと考えております。国の肥料高騰対策、これについては、申請が複雑だというような声も聞かれております。申請の指導は各種の団体にお任せして、町では積極的には行われないのでしょうか。

J Aや経済連を通じての系統販売、市場の中心は首都圏となっていますが、運賃の高騰も著しいのが現状です。カーネーションなどの花卉、これはハウス、寒くなることから、これから暖房が必要となり、重油等の石油類も必要となってきます。中晩柑やイチゴはこれからの出荷がピークを迎えます。ワサビ、キヌサヤなどは正月商戦に向けて、これからがピークとなっていくと思います。運賃の補助、肥料についての町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、ご質問の点ですが、まず出荷運賃についてでございます。

出荷運賃につきましては、今回の支援では出荷賃など検討したのですが、運輸分野へ助成は対象としておりません。運輸分野につきましては、昨日の企画調整課長の答弁にもありましたが、それぞれの業界で助成など効果的に行っており、運賃を農業者に限って今回抑えるということはなかなか難しい。そういったものはあります。

また、そういった助成で、もう既に抑制されている部分もあると認識しております。ですので、運賃については現状では支援は考えておりません。

また、肥料の高騰対策、国のほうの支援対策ですけれども、これについてはもう既に受付等、始まっておりまして、農協さんを通じて皆さん申請するような形になっていると思います。肥料につきましては、農協のほうで購入した物以外にも、農協さんのほうで対応するようなことも考えられるということです、これについてはJAの窓口とかそういったことでご相談いただければ、比較的分かりやすく対応していただけるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） やっぱJAの窓口で言ってくれば相談できているよというんじゃないくて、町が積極的にうちへ来てくれれば答えられるよという対応が望ましいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、運賃について運送会社に補助は出しているといひても、それで2割から上がっているといひことを考えれば、ぜひその辺も農業者は苦勞しているんだよといひことを分かっていたきたい、このように考えます。

それで、今年度、農業所得の実績がなかったり、たまたまできなかつたとか、災害があつて出荷がなかったよといひような人もいるかと思ひます。実績が極端に少なかったりする農業者、これもおります。専業農家とか、先ほどの農協の正組合員等を対象にといひことを考えているようですけれども、私のこの河津町では支援の対象になりにくい農業者、これも多いのではないのでしょうか。これら農業者に対する町独自の支援の対策、これはないのでしょうか。

最初に話したとおり、町内の農家、これにもいろいろな経営があります。これらの農家がこれからも安心して農業を続けていけるような対策、これについて町は考えていないのでしょうか、お答えを願ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私のほうから町独自の農業者支援といひことで、今回は国の公共事業で、農業者への支援を農協をとおして行っているといひことで対応しております。

また、これまでも行ってきたんですけれども、公金を活用して行っている事業として、観光協会の補助事業によりまして「泊まってくれてありがとう！」キャンペーン事業として、

抽選で宿泊者に地元の産物をプレゼントする企画で、1人3,000円分の農産物を贈るものでございまして、観光連携でこういう連携によって農産物を扱っている事業者の支援をしていこうということで、観光協会の事業ですが、こういう形で町独自でも支援していこうということで、現在行っている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 観光のキャンペーンということで、農産物を使ってくれる。これについては、非常にうれしいことだと思います。これが各生産者につながっていけばいいと考えます。

農業を取り巻く環境、日に日に厳しくなっております。安心して農業経営ができるように、この町しかできない農業者に対する支援、今後もさらに検討していただきたい、このように考えておりますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、2問目の質問に移りたいと思います。

犬・猫についてということですが、猫といっても私の言いたいのは地域猫のことなんですけれども、その前に1件目として、飼い犬について質問させていただきます。

昨年度末、町内で343頭の畜犬、いわゆる飼い犬の登録があった、このように出ております。これら犬の343件のうちの登録漏れ、これはないのでしょうか。近年、いわゆる野良犬、野犬といったような被害があまり私のほうでは聞かれておりませんが、それら野犬による被害や相談、これらは町の役場のほうには入っているのでしょうか。

そして、毎年4月に狂犬病の接種、これがワクチン接種というんですか、これが行われていますけれども、元年度は76.5%、2年度が73%、昨年度は71%とだんだん減少しています。犬の登録件数の343件、これ戸籍と違っているもので把握が難しいこともあるかと思いますけれども、全体の4分の1が接種されていないという統計になってまいります。その原因と対策についてご答弁願います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 犬・猫の特に地域猫についてお尋ねです。

1問目の飼い犬については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） それでは、私のほうから飼い犬について、狂犬病の予防接種等の関係についてお答えさせていただきます。

直近の令和4年11月末現在で、町内の犬の登録頭数が301頭となっております。狂犬病予防接種済み頭数が233頭で、接種率が77.4%となっております。また、高齢な犬とか持病などがあって、接種を見送るように獣医師の証明書が提出された犬というのがおありまして、そちらは9頭。そちらを除いた接種率を計算しますと、79.8%となります。

登録頭数の減少の要因というか、理由なんですけれども、犬の死亡とか飼い主の転出等の際に届出がされず、登録されたままになっていると思われる犬についての現在、実態調査を進めているところでございます。飼養実態のない犬の登録を整理したことにより、台帳上の登録頭数が減りまして、それに伴い、接種率が数字上は上がっております。犬の死亡とか飼い主の引っ越しに伴う犬の所在地の変更等の際にも届出が必要ですよということについて、今後も引き続き周知していく必要があると思っております。

犬の登録漏れについてですけれども、生後91日以降の犬を新たに飼い始めた場合というのは、30日以内に登録が必要となっております。静岡県獣医師会の賀茂支部所属の動物病院で個別接種を行うと、接種情報が町に届きますので、それによって登録漏れを発見する場合がありますけれども、その際は飼い主に連絡して、登録するように指導しております。飼い主の方には予防接種を受けさせるというだけじゃなくて、町への登録も責任を持っていただくように、重ねて周知を行っていきたいと思っております。

予防接種率の低下なんですけれども、予防接種率については先ほどご説明したように、台帳の整理を進めているところでございます。実態調査の際には、予防接種の記録が途切れている犬についても併せて確認しておりまして、犬がいるということを確認した場合には、予防接種を受けさせるようにと個別に指導しております。11月には未接種の犬の飼い主さんを抽出しまして、賀茂保健所と合同で連携して戸別訪問、指導を実施して、接種を呼びかけたところでございます。

また、賀茂地区以外の動物病院で予防接種を受けさせたけれども、町へ届出することを知らなかったとか、忘れてしまったというケースもありましたので、さらなる周知が必要と考えております。

ほかに室内飼いの犬で外に出さないし、ほかの犬と接触もしないから、予防注射は必要ないと考える飼い主の方もいるようでございますけれども、狂犬病の予防接種は狂犬病予防法に基づいて、年1回接種を受けさせることと定められておりますので、自己判断によらず法に従って予防接種を受けさせるようお願いしております。

また、やむを得ず接種できない理由がある場合には、町へご連絡くださるようお願いして

います。

それから、野良犬や野犬の被害相談ですけれども、そちらについては数年前に1件ありまして、地域の通学路に野犬が出没するため心配だという相談でございましたが、その後、捕獲して解決済みとなっております。

それ以降は、相談はありません。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 取りあえず野犬の被害は今のところない。以前にあったものは解決しているということで、それは非常によかったなと思います。

犬の登録、これ飼い主がなかなかしてくれないという点もあるでしょうから、なかなか接種率が上がらない。これも分かりますけれども、何とか広報をしっかりと実施していただいて、狂犬病の未接種がゼロというふうに目標にしていきたい、このように思っております。

続いて、今回一番言いたかったことが次の質問になるんですけれども、猫についてなんです。

飼い猫について、これについては町は把握していないのではないのでしょうか。犬のように登録制度がないので分かりにくいとは思いますが、頭数その他、実態について分かっている範囲があればお答え願いたいと思います。

愛護動物とされておりますので、猫は捕獲、処分が禁止されています。特に地域猫について、地域猫というとても素晴らしい言葉なんですけれども、いわゆる野良猫、これなんですけれども、近年、道端で何匹か集まっているのを見ます。地域猫というのは、地域の住民が認知し、管理されているこの猫を言うのであって、ただかわいそうだとか、かわいいからなどといって、餌を与えていいじゃんというような形でのその辺にたむろしている猫、これは地域猫ではないと、野良猫であります。その周辺の野良猫の被害、これに困っている人はいっぱいいると聞いております。各地で野良猫が集まっている場所がある、このようにも聞いています。

猫は先ほども言ったように、愛護動物ではありますが、部屋で飼わなければならない、このようにされております。野良猫に餌を与えている人、これに対して注意等の実施は行われているのでしょうか。地域猫の実態把握が難しいと思われませんが、把握しているものがあればお教え願いたいと思います。これに対して、地域猫に関する苦情、これは役場には届いているのでしょうか。また、それに伴う対応はどのようになっているのでしょうか。

そして、猫に対しての去勢、不妊手術、これが助成、今されております。毎年40件くらいの去勢や不妊手術実績がありますが、そのうちの地域猫と言われている猫に対しての助成、これはどのくらいあるのでしょうか。

手術実績で元年度46、2年度が43、3年度41と減少していますけれども、この数字なんですけれども、予算枠を設定して、予算枠を超えた時点で、今年のもう補助金額は終わりましたから、今年はまだ去勢の手術の助成は行いません、来年度にしてくださいという形で回しているのか。このような形で回っているから40件前後、このような数字で止まっているのか、この辺もお聞きしたいと思いますので、回答をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、猫についてのご質問ですので、回答させていただきます。

まず、飼い猫を把握しているかというご質問ですが、町内に飼い猫が何匹いるかについては、町のほうでは把握してございません。

地域猫を把握しているかということでございますが、町では地域猫について議員のおっしゃるような認識と同様に認識しております。地域の方々によって節度ある餌やりやふん尿の始末などがなされ、不妊・去勢手術によりむやみに数が増えないように管理され、そこに生息することに対し、地域住民の理解と合意が得られている猫というふうに認識しておりますが、それがどの地区にどれぐらいいるのかといったことについては把握しておりません。

また、その地域猫という認識ではないんですけれども、町内に飼い主のいない猫を世話している方が複数いらっしゃるということは承知しております。ただ、誰がどのようにどこに何匹といった具体的なことについては、苦情があった案件以外については確認しておりません。

猫に関する苦情なんですけれども、令和4年度に入って5件ありました。内容はいずれも近所に餌やりをする人がいて猫が集まり、ふん尿の被害で困っているというものでした。ご近所の方から餌やりをしている人に直接苦情を言ったけれども、聞き入れてもらえないというケースもございました。その苦情を受ける都度、町民生活課の職員が賀茂保健所の職員と一緒に現地を訪問して、近所迷惑になるような無責任な餌やりをやめるように、その方に直接指導を行っております。指導後も改善されないときは、再度、訪問指導を行うなどしているところです。苦情があった場所は町の職員が定期的に確認していますけれども、一時的に改善されてもしばらくするとまた元に戻ってしまうということがあるなど、対応に苦慮して

いるところでございます。

それから、不妊・去勢手術の費用の補助の予算なんですけれども、補助を始めた令和元年度から変わらず年間36万円の予算で事業を行っております。これは年度ごとに予算枠を取っています。初年度の令和元年度は、予算額を上回る申請希望があったようでございます。次の年に回ってもらうということもあったようですけれども、2年度、3年度と件数としては徐々に減少してきておりますけれども、それについての原因までは特に把握しておりません。

ただ、今年度は例年の同時期と比べて申請件数が今のところ少ないので、11月の回覧で補助制度について改めて町民の皆さんに周知したところでございます。

不妊・去勢手術の補助事業のうち、飼い主のいない猫がどれぐらいいるのかについてですけれども、補助開始から現在まで約3年半ちょっとで37匹、全体で154匹のうち24%が飼い主のいない猫でした。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 猫の去勢・不妊手術の予算が36万円、最初のときにはそれを超えてしまったということで、なかなか難しいのかなと思いますけれども、これらをキープしていただいて、要らない余分な猫というか、飼われないような猫は生まれないような、不幸にならないようにしていただく体制を取っていただきたいと思います。

野良猫が道路周辺で遊んでいたり、交通の妨げにもなります。農地を荒らすこともありますし、幼稚園の砂場、学校の砂場などでふんをしたりということで、非常に迷惑がかかっているところもあります。広報を徹底していただきたいと思います。

このように、役場のこれ入り口にあったんですけれども、地域猫活動ということで、このようなリーフレット、これも置いてありました。なかなか皆さんに周知できないというところがあるとは思いますが、これを皆さんに周知していただきたい、このように思います。

そして、犬と猫、これ犬が好きかとか猫が好きかとかっていろいろ分かれるんですけれども、マイクロチップ、これについて質問させていただきたいと思います。

犬や猫、これにマイクロチップというものが、本年6月からブリーダーや販売者、これには義務化されております。一般の今まで飼っている方の飼い主には努力義務、このようになりました。マイクロチップとは直径1.4ミリ、長さ約8.2ミリの円筒形で、15桁の数字が記録された電子標識器具ということになっております。これを体内に埋め込む。これによって、

その犬・猫の保護されたときの身元の確認、飼い主の証明、これになってまいります。

町では今年から実施されたわけですがけれども、犬・猫のマイクロチップについて、これについては把握しているのでしょうか。マイクロチップの活用、これについては飼い犬や飼い猫の把握、これには有効であると思います。

先ほども言いましたけれども、ブリーダーや販売者には義務となっておりますが、一般の飼い主には努力義務でしかありません。マイクロチップ装着には大体3,000円から1万円かかる、このように言われておりますけれども、一般の飼い主に対し装着経費の支援、これは考えられないのでしょうか。

犬の予防接種、これ4月によく行われておりますけれども、その際に犬にチップが入っているかどうか、これを確認して、入っていなければその時点で指導を実施する。これなど積極的な実施ができれば、広報、これができれば、犬の標識をつけろといっても、なかなか今のしゃれた首輪にはやばな標識はつけないというものが、これ犬の飼い主の考え方だと思いますので、それらについてもご検討願いたい、このように思いますけれども、これらに対しての広報、これはどのようになされていくのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今お尋ねの犬・猫のマイクロチップの支援につきまして、私のほうから回答させていただきます。

現状では、マイクロチップの装着の件についての支援については考えておりません。そのほかのお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、マイクロチップ装着済みの犬・猫を把握しているか等についてお答えさせていただきます。

マイクロチップ装着済みの犬や猫が町内にどれぐらいいるのかについて、町では把握していません。県に確認したところ、データベースに登録された犬・猫を所有者情報から抽出することはできない仕様と聞いております。なので、河津町にどれぐらいのチップ装着済みの犬・猫がいるかということについては、抽出できないということでございました。

ペットが迷子になったときとか、災害時に飼い主とはぐれてしまった場合に、マイクロチップを装着していることにより、ペットが飼い主の元へ戻る確率が高くなります。以前から飼っている犬・猫やペットショップ以外から入手した犬・猫に対しては、マイクロチップの装着は努力義務でありまして、町ではその装着経費に対して補助をする考えはありませんけ

れども、犬・猫の飼養責任者である飼い主がそのメリットを理解して、できるだけ装着と登録をしていただくことが望ましいと考えております。

議員のおっしゃるように、狂犬病予防接種の際には飼い主の方々と直接お会いしますので、マイクロチップ装着の有用性について広報、周知することは大変有効と思いますので、積極的な広報に努めたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

今、回答にもあったんですけれども、犬とか猫、これに対しての適正な飼育というか飼うということについては、これもう指導というか広報、これしかないと思うんですよ。猫に対しては本当に何もできないというのが現状で、飼い主の良識に委ねるところ、これが非常に多いというのが現状だと、これ私も思います。積極的な広報、これを実施していただいて、野良猫や野良犬、これがこの辺にいないような環境をつくっていただきたい。

私も犬も猫も好きなんですけれども、これが迷惑をかけているというのは非常に心苦しい点もありますので、積極的な広報、これを実施していただいて、犬・猫とともに生きて楽しい環境ができればいいな、このように考えますので、どうか広報のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3件目の河津桜切り枝の出荷の支援について、これについて質問させていただきます。

3年前に河津桜切り枝、これを新たな河津町の特産物にしようということで、補助制度を開始してから3年たちました。当初の話では、3年ぐらいたったら出荷できるくらいの大きさになるんじゃないかということで、この3年をそろそろ迎えようかなというところに来ていると思います。

これまでは河津桜といっても切り枝用に栽培した河津桜ではなく、堤防堤とかの河津桜を剪定して、そこで落とした枝を切り枝として試験販売、これをしていたと思うんですけれども、定植後3年たったということで、ある程度出荷が可能になった頃なのかなとも思いますけれども、それについては普通に植えるのではなく、賀茂の農林事務所、これの指導により、ジョイント仕立てという連結させて平らにつくっていくという切り枝をつくる栽培方法だったんですけれども、そして販売するようになるといって栽培されていますが、その実際の植え方、剪定の仕方、これについての指導というのはどの程度できているんでしょうか。町

の新たな特産品として定植の補助をして、町としてそれらの把握はありますか。

生産者任せにしているという声も聞こえますが、せっかく補助を出しているのですから、その指導についての回答をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜の切り枝の出荷支援について、その中で育成の指導等の状況についてお答えします。

これについては研究会をつくりまして、河津桜の切り枝の商品化を目指しているというものでございます。現状の河津桜の切り枝ですと、先ほど議員がおっしゃったように商品価値がなかなか上がらず、単価が上がらず苦慮している状況がでございます。しかし、新たに出荷用に植えた苗が、先ほど議員は3年と言いました。もう数年かかるということを聞いておりますので、その出荷用に植えた苗が開花をして出荷できるようになると思いますので、今後の状況を見極めたいと思っております。

なお、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、現在の切枝研究会の活動としてご説明させていただきます。

現在、切枝研究会の活動としましては、県の農林技術研究所伊豆農業研究センターの指導の下、議員の言われたように樹帯のジョイント仕立てを、逆川で栽培実施を行っているところでございます。令和3年、4年と、逆川実りの会と町と研究センターで剪定や接ぎ木を講習会的に行っております。剪定の時期や誘引など、研究を進めているところでございます。

商品化としましては、1.2メートルから1.5メートル程度の商品を目指しております。現在ではまだ出荷できるまでには至っておりません。現在の育成状況からですと、出荷まではあと3年程度はかかると推定されているところです。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、あともう数年かかるんじゃないかということですけども、町長も大鍋の切り枝のところへ数回様子を見に来てくれているよということは聞いておりますけれども、せっかく町で補助金を出してやっている事業ですので、ぜひうまく回っていくようにこれからも指導をよろしくお願いしたいと思います。

あと二、三年で出荷ができるようになる。このように考えれば、出荷に向かって開花方法、

これについての確立が必要ではないかと考えます。早咲きの河津桜ですけれども、1月のお正月頃に咲いて商品価値を上げる、このようなことも考えられますし、早期にただ早く咲かせればいい、このように考える意見もありますし、1月、2月中の東京とか首都圏でのイベントに対して、それに合わせて使うというような方法が非常に有利販売につながる、このように考えますけれども、早期の開花方法の確立、これができているのか。

また、消費者の希望する時期、ピンポイントでこの日に満開になるような枝を送ってほしい、このような開花のコントロール、これの方法、これの確立というのはできているのかなと考えております。できていれば、その指導は実際には行われているのか。

桜の切り枝というのは、花卉の中でも一つの分野がありまして、その大半を占めている山形地方の啓翁桜というんですか、ちょっと白っぽいような小さい桜なんですけれども、これについては結構多くの桜として出荷されておりますが、予冷を外で行っております。外といっても、予冷というと聞こえはいいんですけれども、雪の中に切り枝を放つとくというのが予冷だそうなんですけれども、それを開花させたい時期に合わせて、加温したハウスというかそこへ持って行って、何日温めることで開花するという事で、開花の促進を温室で行って、開花時期をぴったり開花させたい時期に合わせて出荷するというようなことができているそうですけれども。

予冷というのが非常に難しいのかなと考えておりますが、山形県などと比べて気温の高い河津では、予冷期間が短いとも思えるんですけれども、これについての研究等は進んでいるのかなということをお聞きしたいなど。連絡体制、研究施設である農林事務所、役場、生産者、販売者との連携、これが必要だと思いますけれども、これらの連絡体制や情報交換、これができているのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、開花の技術ということでございます。

開花の技術につきましては、ハイフローラ等薬品を使用する方法、議員が言われたように冷蔵した後に、その後、冷蔵後に温度の高いハウスなどで管理する方法、様々について研究しております。その中で既にもう切り枝を一度出荷しておりますので、そういった中で開花の方法については、一定のものは確立しているものと思っております。

ただ、議員の言われるように出荷の時期、そういったものに合わせるに当たって、こういったものはコストになっていきます。その辺も短縮できるのか、もう少し手軽にできるのか、そういった面はまた今後研究していかなければいけない点かと思います。

それに加えて、あと花芽の数の量、そういったものも商品化に向けた中で必要になってくるということです、そういった情報を今言われた研究会の中で、情報交換しながら行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 予冷もかけて開花の時期も調整できるということであれば、あとは出荷するだけです。今年はできないにしても、今後はこの出荷をして、市場の欲しがる時期にうまく出荷をする。これに合わせていけばいいのかなと考えておりますけれども、これまで実際には試験販売したのは、先ほども言いましたけれども、剪定した後の枝、これをJAを通じ、花卉市場に出荷してきたということです。これではこちらが送りたいときに送っているということで、そんなに需要性というのは考えられないんですけれども、イベント、これなどの合流、これなどとの効果的な販売方法、これはまだ見つからないのでしょうか。

今のところ生産量が少ない。これはしょうがないことなんですけれども、市場での認知度も薄いということから、市場価値が上がってこない。市場を通じて、もう毎日行けばあるよということになれば、それなりの平均価格的なものは上がってくるだろうし、突発的に出荷するというのであれば、それに市場の要望に合わせた出荷、これが必要になってくると思いますけれども、イベントなどとのタイアップ、これらや売り込み、これも必要だと思いますが、どのような対策があるのでしょうか。

今後の販売として、河津町産の河津桜というのは、これ利点になると思います。河津桜というのはやっぱり河津町の名前がついておりますので、河津町産の河津桜ということをアピールしていく、これも必要なのではないかなと考えております。町内産の明示があれば、今後のブランド化、これもつながっていくのではないかと考えております。他産地の河津桜、これと区別のためにも、河津町産をアピールする表示があってもよいのではないのでしょうか。河津町産のタグまたはシール、これを添付することによって、他産地との差別化、これがあってもよいと考えられます。それらタグやシールで表示することで、発祥の地河津町産の河津桜というブランドが確立されるのではないのでしょうか。

ブランドといっても、そのブランドの価値を高めるのは生産者の努力、アピールの仕方、これによるものだと思いますけれども、町でそのタグやシール、これをつくって生産者への後押しになるのではないかと考えております。これについての町長の考えをお聞かせ願いたいと思いますし、町内産農産物の首都圏の出荷されている多くの農産物は、それぞれの系統

出荷ごと、努力によりそれぞれのブランドを保持しております。しかし、町内や近郊で消費される町内産の農産物は小さな生産者表示があるのみで、いわゆる旅物と言われている他産地の生産物が市場経由で流通しているものなんですけれども、これとの区別は分かりにくいのが現状です。河津町産の河津桜の出荷を機に、町内での町内産の農産物に対しても活用できるのではないかと考えております。

静岡県の食のセレクションで、町内の多くの食材が紹介されています。河津桜の切り枝の出荷を機に、町内産をアピールするためにも、ファーマーズマーケットなどではシールを添付するようにしたらどうでしょうか。生産物の個々の生産者や販売者の責任でそのブランドを守っていただければよいのではないかと考えますが、町の考え方をお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の販売等についての議員のお尋ねですので、私の考えを答弁いたします。

この河津桜の切り枝の商品化という事業は、やはり河津桜の発祥の地として農業者にも恩恵を受けることもありますし、その特異さを生かすことが私は町にとって有益なことであると思う中で研究会をつくり、始めた事業でございます。

ただ、始めた当初は、やっぱり枝が曲がるだとか短いだとかいろんな問題がありまして、県の協力を得て、今、出荷用の仕立てをしていく中で、もう少し商品価値が上がるんじゃないのかなということで、ちょっと苦慮しておりますけれども、そういう中で、今後ぜひ河津桜発祥の地としてこの切り枝の商品化を目指して、今後も関係機関と一緒に進めていきたいなと思っております。

お尋ねのその他の点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、まず販路と市場についてでございます。

まず、市場に出荷した経過でございます。

議員の言われたように、令和元年に一度、桜の切り枝、剪定したものの中からよいものを選択しながら、薬品を使いまして、さきのハイフローラ等を使いまして、ハウスで加温したものを開花させ、切り枝を2つの市場に出荷いたしました。花卉に強いJ A伊豆太陽を介して、試験的に出荷したものでございます。市場の反応につきましてはあまりよいものではなく、コスト的にも品質的にも適していない商品として扱われた経過がございます。

このことから、先ほど町長述べましたように、現状では一般市場では難しいということで、

研究を続けております。また、研究センターの指導の下、そうした中でジョイント仕立て等の研究が考えられております。品質向上や販売コストも含め、今後も継続して桜の切り枝研究は維持、継続していきたいと考えております。

また、販売のイベント等の販売は考えないのかということでございますけれども、そうしたものが研究所の中であと三、四年で出荷できれば、そういったものをタイアップ的にどこかの市場ではまた出してみたい。また、イベントでも販売の機会があれば、行ってみたいとは考えております。

そして、ブランド化ということでございます。

先ほど町長の答弁やこれまで述べましたことを含めまして、桜のブランド化を検討する上では、やはりシール表示、アイコン的なマーキング、そういったものは必要性は感じているところでございます。既にワサビなどは世界農業遺産でありまして、認定商品にはマーキングがされたり、また、世界的には地理的表示保護制度を使った地域ブランドの保護なども行っているところでございます。

そういった中で、今後は町としましては、生産、販売、流通、各方面と情報交換しつつ、河津の生産物また加工食品など、できればマーキングやシールなどの試みもどこかでできたらと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） シールなどのマーキング、これも考えていくよということですが、でも、ぜひそれらをうまく使ってくれることで、町内産のもの、これについてのアピール、これがうまくできていけばいいなと考えております。

河津桜もこれから時期を迎えます。なかなか生産者、仲間が増えないということで、出荷数量が確保できないということではありますけれども、ぜひある程度のまとまった出荷数量が確保できるように、町も一生懸命後押ししていただいて、これがさすがにやっぱり河津町産の河津桜は違うなと思うようにしていただきたい、このように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

1時まで休憩します。

休憩 午後 零時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、1 番、正木誠司議員の一般質問を許します。

正木誠司議員。

〔1 番 正木誠司君登壇〕

○1 番（正木誠司君） 1 番、正木誠司です。

第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は次のとおりです。

1 件目、町長の施政方針である「共創」について。

2 件目、公共交通の維持・向上について。

3 件目、町有地の活用について。

以上、3 件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、まず1 件目、町長の施政方針である「共創」について伺いたいします。

私はこの10月より町議会議員となり、多くの町民の皆様と話す機会が増え、新人議員ということで、頑張ってくださいという激励の言葉や河津町をよくしてくださいという期待の言葉をいただくことが多々あります。その会話の中で多くの町民から、町長の施政方針である共創について、このようなご意見も伺っております。字のごとく共につくっていくというのは分かるけれども、我々は具体的に何をすればいいのか。また、当選証書付与式で町長から議員に対し、共創に協力いただきたいと言っておりました。議員なら当然その意味を理解しているだろうと問われることがありました。

私なりにこの共創という言葉について、河津町は7,000人を切った小さな町であり、町の

運営を行政が一方的に進めるのではなく、町民の皆様の意見を聞いて、町民全員が一体となってよりよいまちづくりを行っていくことであり、また、町民が健康で生き生きと楽しく過ごすことが行く行くは保険会計の支出減となり、町の財政基盤が強くなっていくと思いますので、毎日を健康で楽しく過ごしていただきたいというような意味合いのことをお伝えしております。

ぜひとも町長の共創についての思いというものをここで教えていただきたいということが1点。そしてこの令和4年度についても、この12月でもう4分の3が経過しておりますが、今年度、共創の成果、また共創について実施中の取組等があれば教えていただきたいことが1点。以上2点についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員の町長の施政方針である「共創」についてということで説明を求められておりますので、お答えしたいと思っております。

お尋ねのように、私の施政方針は「共創」、共につくるというまちづくりでございます。現在、新型コロナウイルスの感染拡大ですとかそういうことで、私たちの暮らしですとか考え方、生活を一変するような大きな変化をもたらしております。特に次の時代に向けて、私たちはもう一度ゼロベースの考え方を持って、何をすべきか、何が大事か、価値観等の変化に対応したまちづくりが求められていると思っております。

私はこれまで町民参加とオール河津の絆をさらに一歩進めて、民間の力を活用しながら町民と共につくる、夢のある新しい時代のまちづくりに挑戦するものでございます。具体的な共創のまちづくりの考え方について、もう少し詳しく説明をいたします。

新たなまちづくりの考え方として、目標の設定段階から町民ですとか団体、企業、大学、地域、行政などが連携をして、異なる視点や価値観の下で、多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行い、実践的な取組を展開することによりまして、新たな町の魅力や地域の価値を共につくり上げることができるのではないかと、そういうように思っております。

これまでも行政と町民の役割と責任を分担しまして、協力しながら、私はこれまで町民参加とオール河津でまちづくりを進めてきましたが、将来にわたり人口減少や少子高齢化が進みまして、地域の活力の低下が予想される中で、民間を加えたワンチームとなり、なお一層の力を合わせた取組が必要であると、そのように思っております。

先ほど少し申し上げましたが、これまで私の1期目については、情報公開と町民参加のまちづくりを目指し、先ほど言ったオール河津のまちづくりを進めてきました。

まず、町民参加を得るためには、まず基本となる情報を町民に伝えることが大事であると考えまして、町民への説明会、あるいは懇談会、広報やテレビを使った情報提供や議会への説明会の開催など、情報提供に努めてまいりました。そうした中で、町民の皆さんにも町政への関心とともに各事業へ協力して働いていただけるように、「協力して働く」の理念の下に、「協働」の理念の下に、本来の地方自治の趣旨であります「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった方向に向けたらと思い、行政運営を進めてきました。

2期目については、これらの根本的な施策を踏まえた上で、これからはもう一歩進んで、先ほども申しましたが、町民の方々がいろいろな施策に関心を持ち、意見を述べ、参加や協働に移すことが「共創」という理念の根本であると考えております。これまで町をどちらかというと行政主体だった施策を民間の柔軟な発想や経営力も取り入れて、行政、町民、民間といったそれぞれの役割を生かしながらやっていこうとするのが、共創という意味で考えております。

今後とも行政として知らせる努力を行い、町民の皆さんにも知る努力をしていただき、今後のまちづくりを進めたいと、そういうように考えております。

それから、2点目の令和4年度の実績についてお答えします。

昨年2期目の出馬に当たりまして、「共創のまちづくり」を掲げ、外部との調整係、秘書交流係を兼務ですがこの4月より立ち上げて、事業推進をしているところであります。これまで東京などの出先の県事務所ですとか関係先などを訪問して、事業展開を模索し、移住・定住に向けて、東京での移住フェアの参加など拡大してきております。また、バガテル公園内にコワーキングスペースを設けて、元地域づくり協力隊員であります和田さんに事業委託を行いまして、管理運営とワーケーション事業の取組を始めたところでございます。

お尋ねの実績としては、ワーケーションへ向けて企業担当者によるモニター事業や渋谷区の服部栄養専門学校との料理教室なども行い、今後この学校とも提携に向けて、今、準備を進めているところでございます。そのほかにも、企業と協定締結や各種イベントや民間事業者への誘致活動も積極的に行っております。おかげさまで、この秋には観光交流館周辺ではトライアスロンやキッチンカー、姉妹都市交流事業など毎週のようにイベントが開かれまして、また、E-BIKEを使った事業も、民間事業者の協力を得て新たな交通手段として活用しております。

また、町有地活用による事業者募集ですとか、バガテル公園の指定管理制度に向けまして、民間の力も活用しながら、町民と共につくる、次世代に引き継ぐことができる、夢のある新

しい時代へのまちづくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

やはりこうやって町のトップである町長自らの口でこういうお答えいただくということは、非常にうれしいことだなと思いますし、また、この議会定例会におきましてもテレビ中継されて、多くの町民の皆様が中継を見ていると思います。ですので、やはり町民の皆様にご説明、ご理解を賜るということは、直接言うのが一番いいかと思いますのでありがとうございます。

また、実績につきましても、実際、私もいろいろとトライアスロンにも見学に行きましたし、キッチンカーイベント、そういうところにも参加させていただいております。やはりここ何年かは、こういう形でいろいろ民間の力を使って楽しい催しとかもできておりますので、本当に共創が進んでいるのかなと思います。

今後、引き続きよろしくお願ひしたいということと、あとは我々議会も昨日の同僚議員の話じゃありませんが、いろいろと様々な提案や意見を町に対して出させてもらっております。議会としましては、議会改革という中で一生懸命取り組んでいこうということでやっております。

私自身、当選証書付与式で町長が言われた「共創についてご協力を願いたい」というこの言葉を重く受け止めております。今後も同僚議員と共に多くの提案や意見を出して、様々な課題、問題を素早く取り組んでいくことが我々議員としての、議会としての共創だと思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。

それでは、2件目の質問、公共交通の維持・向上について質問をいたします。

河津町の公共交通について、令和4年第2回定例会にて同僚議員より質問がされ、その際に、自主運行バス、町営バス、町バスと新たな移動支援事業での対応を考えている。また、町長からは、一度全体を見直して交通空白地域対策をしていく必要があると。対応を協議して、公共交通会議に諮っていくというような回答がありました。

今後の公共交通の在り方、また、交通弱者を救う具体的な方策について、第2回議会の後、どのように検討がされ、現時点で今後の方針はどうなっているのかについてお伺いするのが1点。また現在、河津町では公共バス路線のバス停までの距離がある上河津地域の複数の区については、公共バス路線のバス停まで町バスを運行して、買物等の足を確保しております

が、私が住んでおります見高長野、見高入谷地区においても、バス停があるけれども自宅から距離があって、利用するのに不便である。また、買物して重い荷物を持って自宅まで運ぶのがつらいので、バスが利用できない。しょうがないので、近所の人に声をかけて、買物に行く際には一緒に乗せてもらっているというような意見を承りました。

町として、既存のバス停から遠いのでバスを利用しない、利用できないという町民がどのくらいいるのかを把握して、また、どのような対策を考えているのかについて1点。合わせてこの2点についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員の公共交通の維持・向上について、2点ほどお答えします。

まず、公共交通の関係でございます。

議員がおっしゃるように、公共交通の対策については、過疎地域にとっては特に重要な課題だと認識をしております。特に高齢者をはじめ地域住民にとって大切な交通手段でございまして、暮らしに直接影響しますので、町もこれまで先ほど議員がおっしゃったように自主運行バス、町営バス、町バスなどいろいろな事業を展開してきておりますが、なかなか有効な解決策が出てきていない状況でもあります。

また、最近では福祉的な事業として、社会福祉協議会でも送迎事業も行っておりますし、また、運転手などもボランティアの方がやっていると聞いておりますが、なかなか確保が難しいという点も聞いております。

そういう中で、先ほど議員がおっしゃったように、私ももう一度この交通対策について考えを新たにして、もう一步進める必要があるのではないのかなと、そういう思いがあって前回も答弁したつもりでございます。特に現状のバス路線への運行規制、あるいはタクシー事業者の減少などの問題がありまして、大変その活用が難しい状況もあります。

ただ、私の思うのには、タクシー事業者についても、前はデマンドタクシーみたいなことはできないかということで、タクシー業者に話をしたことがございます。その中では、乗員がなかなか確保できないために難しいというような話も聞きました。

今の担当課に再度調査をさせているのは、タクシーの事業の経営者が最近替わりました。御殿場の方だとたしか思ったんですけれども、その方に替わったということもありますし、現実には町のワクチン接種の送迎をタクシー会社へお願いしてやっている例もございます。そんなことも踏まえて、もう一度タクシー会社にデマンドタクシー的なことが予約制なりで

きないかということで、そうすると地域の皆さんのお宅まで行けたりすることもできるものですから、そういうことでもう一度踏み込んだ対策ができないだろうかということで、今後とも検討してみたいなと思っております。

なお、そのほか詳しい点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、今後の公共交通の在り方についての具体策案、あと自主運行バスのバス停までの遠い町民への対策等、まとめてお答えさせていただきたいと思えます。

今の現状の公共交通対策につきましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、自主運行バス、民間のバス会社の乗車率の悪い部分について、町のほうで補助して行う事業、それとあと逆川線の町営バス、それと上河津地区の町バス事業を実施し、基幹バス停までの送迎事業ということを行っております。町バスの事業につきましては、利用者が限定されているということで多くの意見をいただいているところでございます。

そういった中で、自主運行バスのバス停までの遠い町民への対策ということでございますが、現在、介護保険の地域支援事業として、運転ボランティアによります移動支援事業を今年度から立ち上げて行っております。買物支援と銀行への送迎事業を行っております、運転ボランティアの協力がなければできない事業ということであり、今後の事業拡張にはなかなかちょっと難しい点もあるのかなというふうに考えております。今後は民間事業者との共生を図りながら、事業の在り方等を検討していく必要があると考えております。

先ほど町長からの答弁がございましたデマンドタクシーということで、ドア・ツー・ドアへの対応として考えられる事業でございますが、予約型の乗り合いタクシー制度ということで、受けるタクシー事業者の問題やエリアでの個人負担金の問題、あと民間バス事業者との問題等、様々な問題点があることを承知しております。そういったところを検討して、今後とも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の答弁いただきまして、前回の質問以降も公共交通の運行については検討しているということ、また、デマンドタクシーについても考えているけれども、ちょっと今うまくいっていないという点、また、運転ボランティアの方による買物支援、移動支援が行われているということ、これ今回聞きまして、前回よりは少し進んでいるのかなとい

うふうに思います。

それでも今の意見としてありましたように、とにかくいろいろな大変なところ、さすがに一般事業者の方との、仕事をやっている方との調整等、いろいろ難しい面があるかと思いますが、日本には同じような課題を抱えた自治体が多くあり、今現在、いろいろな手段を講じて町民の足を確保しているという自治体もあると思いますので、また議会の第一常任委員会のほうでも公共交通の在り方について引き続き検討して、また提案等をさせていただくことになると思いますので、ぜひともこれについて一緒に考えて取り組んでいきたいと思います。

さらに少し古い資料になりますがけれども、平成27年度に警察庁が行った運転免許証の自主返納についてのアンケート、こちらによりますと、自主返納せず運転を続けている高齢ドライバーの3割が、自主返納を実は考えたことがあります。でも、考えたことあるんだけど、その多くの人が結局公共交通が充実していないため、生活が不便になるから返納できないというような回答をされているとアンケートのほうで掲載されておりました。

また、今年の5月より道路交通法が改正されまして、一定の違反歴がある75歳以上のドライバーについては、運転免許更新の際に実車による運転技能検査が義務づけられました。静岡県警からは、この半年間での合格率が90.5%というふうに公表され、つまり、約10%の免許証を持っている方が、免許証の更新ができないというふうな実態が浮かんでおります。この数字が年が進むにつれてよくなるのか、逆に1回受けた人間がもう1回試験を受けますと悪くなると考えますと、どんどん免許証を返納しなければならない人が増えてくるんじゃないかと思います。

また、この河津町におきましては、やはり少子高齢化が進んで、現状で運転免許証のない、車のない高齢女性の1人世帯も多くて、お話を聞きますと、なかなか居住しております地域から出ることも大変だというふうに伺っております。

以上のようなことを考えますと、将来において特に高齢者の皆様が移動手段がなくて、非常に不便な生活を強いられているということが予想されます。

さて、この河津町では令和5年度より小学校が統合となり、現在の東小、西小管内の児童につきましては、スクールバスにより通学することが決まっております。統合に当たって保護者説明会の中で、幼稚園児のスクールバス利用というような要望があったと聞いておりますが、その際は定員の問題や法律の関係で、現状では利用できないという回答があったと伺いました。

しかし、将来的に児童が減少すること、また、役場の皆様の頑張りによって法律の問題が

解決されて、幼稚園児のスクールバス利用が可能となれば、現在、私ども見高のほうですと、自主運行バスのほうも幼稚園に通っている子が乗っているのがほとんどです。そうなりますと、いずれ自主運行バスも廃止問題というのが必ず上がってくると思います。

ということから、現在運行している自主運行バス、町営バス、町バス、また先ほど言いましたタクシー利用等につきまして、また新たに導入されるスクールバスについての併用、これをどういうふうにしていくかなど、将来的な方向性についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまスクールバスとの併用についてお尋ねです。

先ほどこの質問の前に正木議員が町の交通体系のお話を少しされていましたんで、それについて私の考えを少し述べたいと思います。

お年寄りを中心として、特に交通手段がない方が大変多くいることも承知をしております。最近、私もよく耳にするのが、実はこの平地区でもなかなか移動が大変だという話も聞きます。例えば谷津から役場へ来るのにとっても大変なんだよという話も聞きますし、近くでは峰からここまで来るのも結構大変だと、足がなくて大変だと。そういう中で、今のところは近所の人だとか親戚だとか知り合いを通して、送迎、送り迎えしてもらっていますけれども、なかなか町全体でこの問題、大きい問題になっているのかなという、そんな気がします。

特に山あいの地域については、先ほど言ったように大型バスなんかが入れないものですから、やはり私はタクシー等の利用で、うちの前まで行けるということが一つの課題解決になるのかなと思って、これは民間事業者の協力が必要なんですけれども、あと法的な問題もあるかもしれません。そういう中で、何とか皆さんが困っている一番大きな原因でありますし、今後、町にとっての重要な課題だと思いますので、それはまた議員さんと一緒に研究をしながら、進めていきたいなという思いでございます。

それから、今お尋ねのスクールバスの併用についてでございますけれども、これはご存じのとおり、来年の4月から小学校が統合することによって、そのことによってスクールバスの運行が始まるわけでございます。既に発注をしまして、行政報告にも述べましたけれども、既に運転の委託の事業者も決定しておりまして、着々と準備が進んでいる状況でございます。

そういう中で、国の補助金を使って購入したわけでございますけれども、その用途についていろいろな要件があったりしているわけでございますけれども、お尋ねの今後子供たちの送迎、幼稚園の送迎等にも使えないかということもありますんで、それについて担当課長より答弁をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、スクールバスの幼稚園児等の通園への利用ということでございますが、文部科学省の補助金を使ってスクールバスを購入しているということで、文部科学省の承認が必要となるということでございます。承認されれば、住民利用ということで運行することが可能となるということでございます。文部科学省が定める住民の利用に関する承認要領では、バス等の交通機関のない地域、または交通機関の運行回数が著しく少ないことにより交通機関の利用が著しく困難となっている地域と定められております。

現在、運行している自主運行バスとの兼ね合いもございますので、今後、調整が必要となるとおもわれます。幼稚園児の送迎がスクールバスに移行した場合についても、自主運行バスの運行につきましては乗車率、経費率等を勘案し、地域公共交通会議で議論していくものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答の中で、まず幼稚園児のスクールバスの乗車については文科省の承認が必要であり、それが通ればいずれ可能になりますよと。また、あと定員の問題もあります、年数過ぎていけばだんだん今児童が少なくなっているというのも現実で、いずれはスクールバスに幼稚園の子供たちも一緒に乗っていくのかなというふうに思います。

やはりそのときに今運行しています自主運行バス、どうしても前回の第2回のときの答弁聞きますと、もう利用率が低くなれば廃止になるというような形でもって、どうしても検討がなされていくと思います。そうなりますと、今回の幼稚園児がスクールバスに乗った場合も、本当に廃止、これ業者さんのほうの話もありますが、廃止になっていくことがどうしても大きくなるんじゃないかと思われま。

少ない方でありまけれども、やはり今の自主運行バスに乗って買物やいろいろ出かける方もおりますので、そういう方々の貴重な足、大事な足がなくなるということは、やっぱりこれは町にとって一番ちょっと町民にとって大きな問題だと思います。

また、先ほど町長のほうからもありましたが、今現在、買物支援のボランティアの方や、また、最近ですと買物の代行業、こちらを始めた方がいらっしゃると伊豆新聞のほうにも載っております。

高齢化が進む河津町において、公共交通の在り方というのはもう本当に喫緊の課題だと思います。ぜひ今の頑張っていられっしゃる民間のボランティアの皆様や民間事業者の頑張りが

けでは、解決していかない問題だと思います。

また、先ほどもお伝えしましたが、我々議会としても第一常任委員会のほうで公共交通の在り方についていろいろ検討して、何がいいのかという形でもって多くの議論もされております。ぜひいずれ提案させていただくと思いますが、今後、公共交通の維持・向上について引き続き、これスピード感のある対応ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、3件目の町有地の活用についてお伺いいたします。

まず最初にちょっとこちらのほうを言っておきますのが、まず私この質問を通告したのは11月の中頃であり、その後に議員説明会の場で、旧南中学校跡地の活用について公募型プロポーザル方式にて事業者を募集して、にぎわいの創出を図っていくというふうな説明を受け、おととい、12月5日に河津町のホームページ等でも募集が掲載されて公開されました。

そういう前提もあるんですけれども、また、町有地の活用につきましては、昨日、同僚議員のほうからも質問がされ、町長からは、今、借用している土地についてはなるべく買い上げ、また、使っていないような土地につきましては売却も検討して、売却も有効活用の一つだと思われそうですが、活用していくというような回答がありました。

特に今回のプロポーザル方式の募集の要項を見てみますと、用地の売却、貸付け、どちらでも可能という募集要項となっていますので、それを含めての売却もありだなというような回答だったかと認識いたします。

ここから質問になりますが、この公募型プロポーザル方式の採用を決める際、民間の活用方法の検討がどのようにされたのか。また併せて、今年の9月に実施されましたみらいワークス様とのワーケーションツアーなどで、いろいろとこの町のにぎわいについて提案がありました。町外の方の目線で提案されたこと、こういうものをこの募集を決めるときに活用されたかについてお伺いしたいのが1点。

続きまして、この旧南中学校跡地は一部が県により津波災害警戒区域に指定されており、また、場所的に河津駅に近く交通の便がよく、また、河津桜まつりの際には多くの観光客が通る箇所であり、過去には文化会館の建設の計画等もされた本当に河津町の中心地の一角だと思います。ここににぎわいの創出という形でもって今回募集がされたんですけれども、その際に観光ですとか、また防災機能ですとか、また文化的な側面を持った建物等を要望して、そういうことを検討されての募集がされたのかについて1点。

最後に、民間の力を活用する方式にはいろいろあると思い、今回プロポーザル方式が採用されましたが、その際に同じように民間の資金を活用して、自治体と民間が一緒になって取

り組んでいくPFI事業というものがあります。こちらのPFI事業についても考慮され、検討されて、その結果として今回の方式になったのかについて1点。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま今後の町有地の活用という中で、旧南中跡地の点についてお尋ねだと思います。ちょっとお尋ねしていることの回答になるか分かりませんが、私の分かる範囲でお答えしたいと思っております。

実は旧南中跡地には、前回、説明会のときにも議員の質問の中でお答えしたことがあるんですけども、これ前々からずっと検討してきて、当初は地元の商業者の方たちに活用してもらうということも考えたりとか、その中で外からスーパーマーケットの事業者が来たときの話もあって、そのときに地元の方たちと調整できなかったということもあって、いろいろな経緯がございます。

基本的にはやっぱり近隣商業地域という都市計画法の中で、そういう部分も前々にあるものですから、基本的にはそういう商業的な施設が私はいいのかなと思っております。そういう中で、令和3年1月でしたか、公共施設整備委員会の中に諮問をして、答申をもらっていることがございます。その中で、民間活用によるぎわい施設の誘致ということで答申をもらっております。

実はもっと早くこの点について生かして、町として活用方法を考えればよかったんですけども、コロナの関係もあってなかなか事業者さんの状況も、当時はまだこの2年ぐらいはそういう状況にはなかったものですから、やっても不発に終わるという言い方はおかしいんですけども、難しいのかなという思いもあったものですから、そういう中で、今回この答申を生かした中で、町として新たなプロポーザル方式による民間の募集をしようということでございます。

その中で、議員がお尋ねの例えば町に有益な観光の面ですとか、いろんなことが考えられると思いますけれども、それについてはまだプロポーザルの中で活用できるものもあるんじゃないのかなという感じもしますし、事業者さんの提案の中で町としても一緒にできるものがあれば、その中でご協力をお願いすることもできるのかなと思います。

そういう中で、先ほど言った民間の事業者さんがどんな方式を考えているのか、それもありますんで、議員のおっしゃるような提案の仕方もあるかもしれませんので、それについては今後のプロポーザルを見ながら審議をしていきたい、検討していきたいと、そういうふう

に思っております。

それから、現在のプロポーザルの内容等については、担当課長からもう一度、こちらで答弁させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから旧南中学校跡地の売却、それから貸付けに係る公募型のプロポーザル公募要項について、概要についての説明をさせていただきたいと思えます。

まずこの土地でございますが、昭和55年河津中学校開校に伴いまして、南中学校が解体されたことにより更地となりました。朝市や桜まつり駐車場、それから幼稚園児、小学校の児童の送迎として活用をされてきた土地でございます。

先ほど町長からありましたとおり、令和3年1月に河津町公共施設整備計画の推進委員会から、にぎわいの創出を条件とした開発を目指し、民間の力を活用することが望ましいとの答申を受領しました。これを受けいろいろな検討をしたんですが、民間事業者の柔軟な発想、企画による提案を募り、事業用地の有償貸付けまたは売却を行い、新たなにぎわい創出や地域住民の生活利便性の向上を図る計画を募集するものとしているものでございます。

令和4年12月5日、先ほど議員からもありましたとおり、12月5日に公募要項の公表と配布を行っております。この後でございますが、令和5年1月23日から2月10日まで提案書類の受付、それから提案内容を審査し、2月下旬までに最終的な審査を行い、令和5年3月以降に契約を目指すといったこととしております。

審査でございますが、河津町のプロポーザル選定委員会が審議及び評価を行い、最も適した提案をした者を優先交渉者として選定を行います。ただし、審査及び評価の結果、優先交渉権者がなしとする場合もございます。審査には事業の内容、それから地域への貢献、事業者の事業実績等を確認しながら選定していくこととなります。多くの事業者から河津にふさわしい町の活性化につながる提案をお願いしたいというふうに思っております。

応募の内容については以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今のプロポーザル方式の募集要項についてでもご説明がありましたが、これの議員説明の際にも一番ちょっと懸念事項として出たうちの一つですが、特に12月5日に募集してやっていきまして、来年4月1日からの契約、また実際、受付期間が1月ということで、実質企業からすると、この1か月でこれだけの条件を満たした計画案というものが

実際にできるものなのか。

私ももともと民間会社にいましたもので、やはりこういう新たな事業なり新たなことをやるときには、やっぱり慎重になってやっていかないといけないと、どうしても時間がかかってしまいます。そういうこの期間を決めるときに、来年4月1日を目指してというところでもって、何か検討したときにそういったことの不安等が出なかったか、こちらよろしいでしょうか、回答を。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 期間を選定するに当たりましては、いろいろな検討をさせていただきました。その中で、あの土地の関係を様々な事業者からも提案等もいただいている部分もございます。そういった中で、先ほども申し上げましたが、募集を12月5日に行いまして、その後、計画書をもらうのが1月23日から2月10日ということで、少し期間が短いのかもしれませんが、その中で精査をした中で提案していただきたいというふうに思っております。

提案内容、詳細等、また後ほど詰めた中で、最終的に交渉権者との交渉といった中で詳細等を詰めていくこともございますので、そういったことがございますから、契約についても3月以降という形で、最終的に少し延びた形の契約になるかもしれませんが、その点については、今後、調整をしながら進めていくといった形でお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（遠藤嘉規君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 契約につきましては3月、募集が1月ということで、事前に幾つかお話しも来ているというようなことも伺いまして、そういういろいろな事柄を加味しての今回の決定だったと思います。

この後、ちょっと私のほう、質問のほうを事前通告しなかったもので、私からのちょっと意見という形の言葉になりますが、特に議員説明会の際には多くの懸念事項として、こちらにいる全員の議員ほうがいろいろ意見を出して、その一例を挙げますと、特にいわゆる土地の売却、賃貸、両方ありますけれども、売却となると、その後の状況により土地が転売されて、反社会的勢力が関わる会社への転売ですとか、また、そういう方々が事業を実施するという懸念、また、事業がうまくいかず本当に空き家として放置されるという懸念、また、当初の目的である町のにぎわいになる事業という形でも最初はやるかもしれませんが、これが遠い将来にわたっても続いていくのかどうかという懸念、こういう形で多くの懸念事項もありましたが、議員説明会の際には募集要件の中で厳しく制限されていますと。

また、選考委員会の皆様が十分に検討して、先ほどもおっしゃいましたが、事業者がいな
い場合もあり得るというふうな形も聞いております。

ですので、今後この事業というものは特に2年、3年の短期ではなく、10年、20年先、こ
こまで続くものでありますから、そういうことも考慮すれば、その頃には質問している我々
もご回答いただいている皆様も、10年先、20年先、ここに座っていないと思います。その頃
には皆様の後輩であります次の世代や次の次の世代の役場の方々、また町民から選ばれた議
員がこちらに座って、いろいろ検討するようになると思います。そのときにぜひとも懸念事
項とならないように、本当に10年、20年先を考えた上での選考というものをお願いしたいと
いうことで、やはり河津町第5次総合計画の中でも若い人が来たいまち、住みたいまち、ま
た、若者が活躍するまちをうたっておりますので、我々年代が行った政策が将来の懸念とな
らないように、一生懸命一体となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願
いしますとともに、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全議員の一般質問は終わりました。

2時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、同意第17号 河津町教育長の任命についてを議題とします。

議場に鈴木基氏がおりますので、退場をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

〔教育長退席〕

再開 午後 2時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第17号 河津町教育長の任命について。

下記の者を河津町教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、河津町峰653番地の31。氏名、鈴木基、昭和29年2月7日生。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

鈴木氏は1期目を平成29年12月23日より前任者の残任期間である令和2年1月12日までを務め、現在2期目であります。これまで小学校統合事業など丁寧に進めてきて、この4月には統合の運びとなりました。

今後も統合後の教育内容の充実のためにも、人柄や人望も厚く、その手腕を期待し、継続してお願いするものであります。

なお、任期は令和5年1月13日より令和8年1月12日までの3年間でございます。

同意についてご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第17号 河津町教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

鈴木基氏の入場をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

〔教育長入場〕

再開 午後 2時09分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に任命したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、河津町見高1902番地。氏名、遠藤照之、昭和21年8月9日生。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

遠藤氏は1期目を平成29年3月8日に就任しまして、令和2年3月7日に1期が終了し、

継続して令和2年3月8日より令和5年3月7日までが2期目で終了いたします。

人柄や人望も厚く委員として誠実、公正に務めていただいております、引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、任期は令和5年3月8日から令和8年3月7日までです。

同意についてご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第52号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団条例（平成24年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、議案第52号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について説明をします。

まず、提案理由ですが、消防団については昨年度より消防団改革として、分団統合について協議を進めてきましたが、第1分団と第2分団、第11分団と第12分団が統合することになったため、団員の定員を削減する改正を行うものです。

あわせて、公務災害補償責任共済に係る掛金と退職報奨金支給責任共済に係る掛金に算定する定員を定める条文の追加及び字句の訂正をするものです。

次のページをお願いします。

条例第5、河津町消防団条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料1ページをご覧ください。

議案第52号関係資料、条例改正の概要になります。

1、趣旨としては、消防団は現在265名の定員で活動を行っておりますが、若年層の減少や団員の高齢化等により今後の消防団の組織運営が困難になることが見込まれているため、第1分団と第2分団、第11分団と第12分団について、団本部、分団、地区と協議を行った結果、統合することとなったため条例定数を改正するものです。あわせて、機能別団員に係る退職報奨金の掛金を控除する条文を追加するものです。

2、定員の改正内容ですが、現在の第1分団17名、第2分団31名、合わせて48名を統合し、33名とし、15名の削減、第11分団24名、第12分団17名、合わせて41名を統合し、28名とし、13名の削減、合計で定員を28名削減する内容となっております。

次ページが新旧対照となっておりますのでご覧ください。

議案にお戻りください。

河津町消防団条例（平成24年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中、「265」を「237」に改め、同条に次の2項を加える。

第2項、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）（以下政令という）第4条第1項第1号の規定に基づき、消防団員等公務災害補償責任

共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定員とする。

第3項、政令第4条第3項の規定に基づき、消防団員退職報奨金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から当該定数のうち、機能別消防団員（以下、機能別団員という）である16人を控除した数とする。

第4条第1項中、「機能別消防団員」（以下、機能別団員という）を「機能別団員」に改める。

第10条第3項第1号中、「挺して」を「ていして」に改める。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第53号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、河津町消防団員の報酬等に関する条例（昭和44年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、議案第53号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明をします。

提案理由ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、国及び地方公共団体は、消防団の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとするとされていることを踏まえ、消防庁長官通知により、非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたため、基準額に合わせた改正を行うものです。あわせて、字句の改正も行います。

次ページをお願いします。

条例第 号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料3ページをご覧ください。

議案第53号関係資料、条例改正の概要になります。

1、趣旨ですが、4行目をご覧ください。

令和3年4月13日付の消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等についてにより、非常勤消防団員、消防団の報酬等の基準額が年額報酬3万6,500円、階級は団員、出動報酬8,000円、1日当たりと示されたため、基準額に沿った改正をするものです。

2の改正内容ですが、基本消防団員の班長、現行2万7,000円を3万7,000円に、団員現行2万円を3万6,500円に、別表第2の出動手当1回現行2,200円を4,000円にし、4時間を超える場合は8,000円とする内容となっております。

次ページが新旧対照となっておりますので、ご覧ください。

議案にお戻り願います。

河津町消防団員の報酬等に関する条例（昭和44年河津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「当る」を「当たる」に改める。

別表第1、基本消防団員の項、年額の欄中、「2万7,000円」を「3万7,000円」に、「2万円」を「3万6,500円」に改める。

別表第2、出動手当の項、金額の欄中、「2,200円」を「4,000円」に改め、同項摘要の欄中、「団員を対象とする」を「4時間を超える場合は8,000円とする」に改め、同表訓練手当の項摘要の欄中、「ポンプ操法、訓練礼式、体験入隊等の訓練に出動する特定された団員を対象とする」を削る。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第 6、議案第 54 号 河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第 54 号 河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、河津町立学校給食センター設置条例（昭和 55 年河津町条例第 24 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 12 月 6 日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、議案第 54 号 河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、対象学校について、小学校統合に伴い、東小学校、西小学校及び南小学校が令和 5 年 4 月 1 日から、新たに河津小学校となるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例。

河津町立学校給食センター設置条例（昭和 55 年河津町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「河津町立学校給食センター、河津町峰 1021 番地の 2、東小学校、南小学校、西小学校、河津中学校、さくら幼稚園」を「河津町立学校給食センター、河津町峰 1021 番地の 2、河津小学校、河津中学校、さくら幼稚園」に改める。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

定例会資料 5 ページに新旧対照表をつけてございますので、参考としていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第55号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入
1号線（初景橋）橋梁改修工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初
景橋）橋梁改修工事変更請負契約について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、議案第55号について説明をさせていただきます。

令和４年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入１号線（初景橋）橋梁改修工事変更請負契約についてです。

提案理由です。

こちらの契約につきましては、９月定例会の補正で承認をいただきました水道管などの管類が初景橋に共架されているため、そちらの移設をする切り回しの内容になります。そちらの補正の変更契約となっております。

本文に戻ってください。お願いいたします。

令和４年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入１号線（初景橋）橋梁改修工事変更請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

１、契約の目的。令和４年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入１号線（初景橋）橋梁改修工事。

２、契約金額。変更前、６,４６８万円、変更後、６,８５８万５,０００円。

３、契約の相手方、静岡県賀茂郡河津町峰２２番地、東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和４年１２月６日提出。河津町長、岸重宏。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第５５号 令和４年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入１号線（初景橋）橋梁改修工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第56号 河津町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第56号 河津町指定金融機関の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、令和5年4月1日から令和7年6月30日まで三島信用金庫を河津町指定金融として指定する。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（鈴木亜弥君） 議案第56号 河津町指定金融機関の指定についてご説明させていただきます。

現在の指定金融機関である三島信用金庫との契約が令和5年3月31日に満了することに伴い、町内に支店を置く静岡銀行、ふじ伊豆農協、三島信用金庫の3金融機関に選定にかかる意向、条件の確認を行いました。その結果、三島信用金庫が唯一受諾できるとすることから、引き続き指定させていただくというものでございます。

なお、契約期間は令和5年度の令和5年4月1日から令和6年度出納閉鎖後の令和7年6月30日までの2年3か月とし、後ほど一般会計補正予算の債務負担行為においてご審議いただきますが、年間330万円、期間中742万5,000円で指定金融機関をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 問題はないんですけども、この56号の議案のときに、基本的に今までもその表示は、こういう表示でされていたと思うんですけども、例えば金額とか、要はそういうものが変わったりしたときの表示というのは、ここにはできないのでしょうか。

これはもうそのまま提案されて承認するわけですけども、例えば前の55号のように、要は改正前が幾らで、改正後は幾らになりましたよ。要は三島信用金庫になりましたという、そういう表示というのは、実際問題としてはこれはないんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） これは、指定に関するものの提案議案です。金額については、予算のほうでまた明示されると思いますんで、そちらのほうで変更等が出た場合には、当然債務負担行為等の変更も出てくると思いますので、そちらのほうで金額等は提示されると思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かるんですけども、ここに書いておいてくれると、要は後々見るのも楽かなというふうに思ったんで、一応発言をさせていただきました。

なるべく分かりやすいような議案提示ができればありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 河津町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第57号 静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって太田川原野谷川治水水防組合が静岡州市町総合事務組合から脱退し及び静岡州市町総合事務組合規約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第57号 静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

磐田市、掛川市、袋井市、森町の3市1町で構成する地方公共団体である太田川原野谷川治水水防組合が令和5年3月31日付にて解散することに伴い、静岡州市町総合事務組合から脱退するものとし、静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合同規約（平成18年市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「太田川原野谷川治水水防組合」を削る。

附則、この規約は、令和5年4月1日から施行する。

定例会資料、6ページ、7ページ目に新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第58号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第58号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度河津町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,798万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,450万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座して説明をしてください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第58号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大による原油価格、物価高騰対策、燃料費高騰に対する対応や事務執行に当たっての所要額の補正、また、事務事業執行に伴う財源更正となっております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金1,260万7,000円 2 項国庫補助金、同額でございます。

15款県支出金203万1,000円 1 項県負担金 1 万5,000円、2 項県補助金201万6,000円。

17款寄附金100万円 1 項寄附金、同額でございます。

18款繰入金△145万1,000円 2 項基金繰入金、同額でございます。

21款町債3,380万円 1 項町債、同額でございます。

歳入合計4,798万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費43万2,000円 1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費761万2,000円 1 項総務管理費739万1,000円、2 項徴税費22万1,000円。

3 款民生費69万9,000円 1 項社会福祉費66万9,000円、2 項児童福祉費 3 万円。

4 款衛生費180万2,000円 1 項保健衛生費、同額でございます。

5 款農林水産業費1,200万円 1 項農業費1,200万円、2 項林業費ゼロ、3 項水産業費ゼロ。

6 款商工費561万4,000円 1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費731万8,000円 2 項道路橋梁費615万1,000円、3 項河川費116万7,000円。

8 款消防費 7 万8,000円 1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費1,243万2,000円 1 項教育総務費152万6,000円、2 項小学校費382万円、3 項中学校費204万5,000円、4 項幼稚園費20万6,000円。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費ゼロ、6 項保健体育費483万5,000円。

歳出合計4,798万7,000円。

次のページをお願いいたします。

それでは、こちらから座って説明をさせていただきます。

第2表 債務負担行為補正。追加でございます。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務委託料、令和5年度5,844万8,000円。

指定金融機関事務手数料、令和5年度から令和7年度、742万5,000円。

合計6,587万3,000円。

可燃ごみ・資源ごみの収集運搬業務につきましては、令和５年４月からの業務を委託する
ものでございます。

指定金融機関の手数料については、令和５年４月から令和７年６月末までの指定金融機関
をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第３表 地方債補正。追加でございます。

起債の目的。防災拠点施設整備事業限度額１,３７０万円。

起債の方法。証書借入。

利率。５％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行っ
た後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法。借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、
もしくは繰上償還または、低利債に借り換えることができる。

なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

治山事業７６０万円。

起債の方法、それから利率、償還の方法については同じでございます。

次に、変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明させていただきます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

海岸保全施設維持事業２,５９０万円、３,１５０万円、道路維持事業２,３００万円、２,５７０万円、道路
新設改良事業１,５３０万円、１,０００万円、橋梁維持事業３,５００万円、４,６８０万円、新小学校統合事
業１,４７０万円、１,４３０万円、図書館施設管理事業４,５１０万円、４,３２０万円。

次の６ページ、７ページにつきましては歳入歳出補正予算事項別明細書１、総括は省略を
させていただきます。

８ページをお願いいたします。

事項別明細書２、歳入でございます。

款、項、主要な事業について説明をさせていただきます。

１４款国庫支出金２項国庫補助金１目民生費国庫補助金でございますが、こちらは生活支援
事業の補助金ということで、障害者の自立支援給付システムの改修、それから、手話通訳者
の増加に伴うものでございます。

それから、４目教育費の国庫補助金でございますが、学校保健特別対策事業の補助金のも

のでございます。

5 項総務費国庫補助金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、それから、同じく原油価格高騰対策事業の充当事業の見直しによるものでございます。計1,260万7,000円。

15款県支出金 1 項県負担金、こちらは 1 目民生費の県負担金としまして、ひとり親家庭の就業支援負担金の追加でございます。計 1 万5,000円。

2 項県補助金 2 目の民生費県補助金としまして、生活支援事業費の補助金でございます。手話通訳者の事業追加に伴う補助金の増でございます。また、8 目消防費県補助金です。こちらは、道路新設の補助率の増によるものでございます。計201万6,000円。

17款寄附金 1 項寄附金 4 目衛生費寄附金としまして、再生可能エネルギー等の事業者から寄附金を頂くものでございます。計100万円です。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金 2 項基金繰入金、こちらは、財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。財源調整によるものです。計△145万1,000円。

21款町債 1 項町債、農林水産業債として海岸保全施設の維持事業でございます。見高地区の護岸かさ上げ工事に伴うものです。治山事業としましては、大鍋地区の星原の治山事業に伴うものでございます。

4 目の土木費としまして、道路維持事業です。こちらについては、鍛冶屋沢線、佐ヶ野 1 号線の舗装補修工事に伴うものです。道路新設改良事業につきましては、浜笹原地区の道路側溝改修、沢田の側溝の改修等のものでございます。橋梁維持事業につきましては、初景橋の改修に伴うものでございます。

5 目の教育債新小学校の統合事業にあつては、スクールバスの購入に伴うものです。図書館の施設管理事業にあつては、文化の家の長寿命化によるものです。

7 目の消防債、消防拠点整備事業につきましては、長野地区の防災拠点施設の設計に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費としまして需用費でございますが、議員の防災服、防寒着の購入、それから、使用料としましては、白馬村への表敬訪問、それから、第 2 常任委員

会の視察といったものでございます。合計で43万2,000円でございます。

2款総務費1項総務管理費4目財産管理費としまして、こちらは公用車の燃料、それから、庁舎の電気料のものでございます。また、企画費としましては、施設の修繕料としまして、上佐ヶ野小水力の撤去修繕を行うものでございます。計739万1,000円でございます。

2項徴税費税務総務費としまして、こちらは町税等の還付金に伴うものでございます。計22万1,000円でございます。

3款民生費1項社会福祉費障害者福祉費としまして、手話通訳者の増加、それから、委託料としまして、障害者の自立支援給付等システムの改修を行うものでございます。国保連との帳票の変更に伴うものでございます。

5目の国民健康保険費でございます。こちらは会計年度任用職員の費用弁償でございます。次のページをお願いいたします。

計669万円でございます。

2項児童福祉費でございます。ひとり親家庭の福祉費としまして、ひとり親家庭就学支援事業の追加でございます。1名の追加に伴うものでございます。計3万円。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費でございます。こちらは、国庫の返還金でございます。子どもの医療、それから、風疹追加対策の国庫返還金でございます。

4目環境衛生費、こちらにあつては簡易水道組合への施設の修繕に伴う補助。それから、積立金としまして、寄附金をもらったものに対する積み立てをこちらのほうで行います。

5目母子衛生費としまして、こちらも国県支出金の返還金でございます。母子保健教育、それから、相談事業に対するものでございます。計180万2,000円。

5款農林水産業費1項農業費です。農業振興費としまして、生産資材等価格高騰対策事業費の補助金でございます。JAふじ伊豆と町で連携して、コロナなどの影響による物価高騰対策の支援を行う補助金でございます。計1,200万円。

次のページをお願いいたします。

2項林業費2目林業施設費としまして、こちらは財源更正でございます。一般財源から地方債への切替えをするものでございます。

3項の水産業費、こちらも財源更正でございます。一般財源から地方債のほうへ変更するものでございます。

6款商工費1項商工費観光費としまして、こちらは七滝町営駐車場用地の一部を購入する登記費用、土地の購入費用でございます。

6目バガテル公園管理費としまして、電力の追加をするもの、それと、施設修繕料としまして、リモート配線の地中障害の復旧、それから、合併浄化槽の機器の取替えといったものでございます。計561万4,000円でございます。

7款土木費 2項道路橋梁費 1目道路維持費としまして、こちらは町道見高松山上松山線のL字側溝、それから、町道縄地の平滑線の土留めの修繕といったものでございます。道路維持の関係でございます。

次のページをお願いいたします。

2目道路新設改良費としまして、こちらでございますが、工事が完了したことに伴う減額でございます。町道沢田線の側溝改修工事、それから、県の道路改良工事の負担金の減でございます。県の道路改良工事の負担金については、今年度負担なしという形で来ております。

3目橋梁維持費でございます。こちらについては、初景橋の改修工事に伴う増加分でございます。改修工事を行っていく中で、鉛の含有塗装膜の除去といったものが必要となりました。それに伴いまして、安全衛生保護具の購入が必要となったことに伴い、追加をするものでございます。計615万1,000円でございます。

3項河川費 1項河川維持費でございます。こちらにあっては、施設修繕料としまして、普通河川山田川の護岸改修といったものでございます。また、河川維持の手数料を計上しております。116万7,000円でございます。

8款消防費 1項消防費でございます。こちらにあっては、防災公園の予定地の境界確定の境界の立会いに関わるものということで、費用弁償の計上でございます。7万8,000円でございます。

9款教育費 1項教育総務費 3目学校教育振興費としまして、南小学校姫宮のところに防護柵を設置するものでございます。130万円でございます。それから、学校管理事業としまして、緊急地震速報の配信装置の手数料を計上しているものでございます。計152万6,000円。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費 1項小学校管理費、それから、3目の西小学校管理費、5目南小学校管理費の一部でございますが、そちらにあっては、電気料の追加分でございます。また、南小学校のほうにあっては、太陽光パワコンの修理、それから、受電用のメーターの修理等を行います。計382万円でございます。

3項中学校費でございます。1目の中学校管理費として、これも電気料の値上げに伴うものでございます。204万5,000円でございます。

4項幼稚園費、こちらにあっても1目の幼稚園費としまして、電気料の値上げに伴うものでございます。20万6,000円でございます。

5項社会教育費3目図書館費としまして、こちらも財源更正を行うものでございます。一般財源から地方債を取りやめ、一般財源への切替えをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費1目社会保健体育総務費でございます。こちらは、下田・河津駅伝競走大会のコロナ対策分として負担金を支払うものでございます。学校給食費でございますが、こちらにあっては光熱費としまして、電気料の増加に伴うものでございます。計483万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

3時10分まで休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

15ページの学校給食費のこの電気料という話だったんですけれども、金額的にかなり率が高いと、1割以上上がっているかと思うんですけれども、学校給食費に与える影響とか、そういうのあったらご答弁をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 学校給食費の算定に当たりましては、食材費のみという形になっておりますので、調理に係る経費、人件費とか、電気代とか、施設代については、算定の基礎になっておりませんので、給食費はこれでは上がることはありません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ちょっと基本的なことで大変恐縮なんですけど、例えばですけども、12ページの林業施設費とか漁港管理費の財源構成が、一般財源から利率のいい地方債に変わるのかなというのは何となく分かるんですけども、例えば14ページの図書館費の地方債から一般財源に変わったというのは、これどういうあれなんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 図書館費の地方債から一般財源に変わったということでございますが、これは工事が終わったことに伴いまして、工事に伴う起債の上限というか、借入れが終わったものですから、その分を一般財源としているものでございます。今後、補正の中で、図書館費の削減等の中で減額していく一般財源という形で考えてもらえればなというふうに思っています。

○3番（大川良樹君） 分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

8番、渡邊弘議員

○8番（渡邊 弘君） 2点ほどをお伺いしたいと思います。

まず、5ページの過疎債の部分で、借換えというか、変わっていくわけですけども、金額的に3,300万円ぐらいですか、要は変更になるということで。この変更になるのはいいんですけども、2億6,000万円の中の3,300万円ということなんですけれども、こういう部分は、要は過疎債を借りる前に、こういうことで金額的な表示が国なら国のほうに出されているのかということと、過疎債なので、それを変更するにはそれなりの承認をもらうのか、それが何回行われてもいいのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 過疎債の借入れの関係なんですけど、年度当初に、一度過疎のヒアリングというのが行われまして、過疎の河津町の割当てといったものが表示されます。その中で、国のほうで全体を見た中で、河津町の枠は、例えば全体事業費のうち7割しか該当しませんという形の初め通知が来ます。その後、全体の国の中の過疎債の枠を見た中で、多少もう少し余裕があるから追加といった形の受入れが可能となります。その受入れが可能になるのが秋のシーズンに行われまして、その中で、過疎債の枠を少し追加ができるといったことの中から、今回過疎債のほうの適用を受けるという形を取らせてもらっております。

過疎債の金額の決定の仕方については、補正等で事業費が追加になったりということもございまして、そういった中で、どの金額を借りるべきかといった河津町の中で精査をした中で、金額を決定しているということでございます。事業費が変更になったことに伴い、過疎債の金額を多く借りるとかそういった形の調整をしてもらい、この金額という形にさせてもらいたいというふうに思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員

○8番（渡邊 弘君） そうすると、基本的には年のうちの2回ぐらいが、要はそういう対象になるよという解釈をしてよろしいのでしょうか。分かりました。

それで、あと、11ページの先ほど農業の事業費1,200万円、コロナ対策の部分でございすけれども、先ほどのお話の中で、これはJ Aからのお話で、要はJ Aのほうから資料が出た部分で、J Aの組合の対象の支援という解釈をしたわけでございますけれども、そうすると、要はそのほかの町の農業者、例えばJ Aに出していない人だとか、いろんな人がいらっしやると思うんですけれども、そこら辺が片手落ちになっちゃわないのかちょっと心配なんですけれども、そこら辺の解釈はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 今回の資材対策につきましては、答弁でも申したとおり、6月のJ Aの要望を受けたような形と、あとは、まず、農業所得のある方に適切な支援をということで、J Aのほうを通して、速やかな形で給付するというような形を取らせていただきました。

今、質問にあったことに関しましては、国の支援や県の支援、そういったものの補完という形で今回の制度をつくってございます。ですので、その他の農業の方につきましては、できる方につきましては、さっき言った国の農業の肥料の支援とか、そういったものをご利用いただいているような形になっております。今回の交付金につきましては、J Aの組合員、また農業所得のある方をメインに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員

○8番（渡邊 弘君） やはりこういう支援事業というのは、片手落ちにならないほうがいいと思う。確かにJ Aにお願いするので、要はJ Aに言わなければ、ごく一般的な農業者は支援が受けられない。だけれども、農業所得がなければ受けられない。だから、そういう部分で首振っているけれども、実際問題そうじゃん。だって、J Aを通さなきゃ駄目なんだよ。

だから、そういう部分で、要は不平不満が出るのは芳しくないんじゃないかなということな
んだけれども、もし反論があればお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 今回のＪＡのほうをメインにということですが、あくまで
もこれは国とか県のものの残った残についての補完をするものという形ですので、ほかの方
がほかの制度を受けられないという形ではございません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） ８番、渡邊弘議員

○８番（渡邊 弘君） よく分からないんだけど、実際問題としては、ＪＡが要はそこに
関与しているから、ＪＡの部分の人だけが利益を被るというのはあまり芳しくない。さっき
の話でも、渡邊議員さんの質問のときにも、そういう部分が見えたので、だから、やはりご
く一般的な農業者の支援というのも、基本的には考えてあげないといけないんじゃないかな。
だから、じゃ、その方法として、農業所得が幾らあるんだとか、そういう話が出てくるわけ
だけでも、実際問題としては片手落ちがないように、その政策を実行してもらいたいとい
うふうに思うので、そこら辺をよろしく願いしたいと思います。

ぜひ公平な配布ができるように知恵を絞っていただきたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号 令和４年度河津町一般会計補正予算（第７号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第59号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第59号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）、以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第59号についてご説明させていただきます。
令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で述べさせていただきます。

支出です。

第1款水道事業費 1億8,607万1,000円、623万7,000円、1億9,230万8,000円、1項営業費用 1億7,509万8,000円、623万7,000円、1億8,133万5,000円。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由ですけれども、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響による原油等の価格が高騰し、それに伴い電力高騰に伴う補正でございます。

次のページの2ページ目をお願いいたします。

2ページ目の令和4年度河津町水道事業予算実施計画。

収益的収入及び支出の支出につきましては、省略させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

令和４年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出です。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

１款水道事業費623万7,000円 １項営業費用、同額でございます。

１目原水及び浄水費の増額でございます。内訳としましては、22節の動力費で、電力高騰に伴う更正でございます。該当する箇所としましては、大堰浄水場を含めた14か所の動力費となります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第59号 令和４年度河津町水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第60号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第60号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）につきましては、以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第60号の説明をさせていただきます。

令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で述べさせていただきます。

支出です。

第1款温泉事業費 1億309万6,000円、287万1,000円、1億596万7,000円、1項営業費用 9,887万1,000円、287万1,000円、1億174万2,000円。

令和4年12月6日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由です。

新型コロナウイルスの感染症や世界情勢の影響による原油等の価格が高騰し、それに伴い電力の高騰に伴う更正でございます。

恐れ入ります、2ページ目をお願いいたします。

2ページ目の令和4年度河津町温泉事業予算実施計画書。

収益的収入及び支出の支出につきましては、省略させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

令和4年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出、支出です。

水道事業会計の補正予算と同様の説明をさせていただきます。

1款温泉事業費287万1,000円 1項営業費用、同額でございます。1目源泉維持及び集湯費

61万5,000円。2目送湯及び給湯費225万6,000円。いずれも動力費と光熱費でございます。
電力高騰に伴う更正でございます。

該当する箇所としましては、源泉維持及び集湯費は、谷津源泉を含めた4か所の動力費となります。送湯及び給湯費の光熱費は、浜配湯所を含めた6か所の電灯料、動力費につきましては、浜配湯所を含めた5か所の動力費となります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第60号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第13、発議第6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3 番、大川良樹議員。

〔3 番 大川良樹君登壇〕

○3 番（大川良樹君） 発議第 6 号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年12月 7 日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、宮崎啓次、同じく上村和正、同じく渡邊昌昭、同じく桑原猛、同じく稲葉静、同じく渡邊弘、同じく北島正男、同じく正木誠司。

提案理由ですが、議会の広報活動を充実させるため、議会広報編集委員会を廃止し、広報活動を行う組織を常任委員会化するものです。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

第 3 号 広報常任委員会 5 名。

議会の広報に関する事務。

附則。

（施行期日）

第 1 項 この条例は、公布の日から施行する。

（広報常任委員の任期の特例）

第 2 項 改正後の条例の規定により最初に指名された広報常任委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 6 年10月10日までとする。

次のページに新旧対照表をつけてありますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

町長以下、関係職員は暫時退席しますので、報告します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（遠藤嘉規君） 広報常任委員の選任についてを追加日程第1として議題にしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、広報常任委員の選任についてを議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時34分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎広報常任委員の選任について

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第1、広報常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。あわせて、議会広報編集委員会を廃止することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、広報常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。あわせて、議会広報編集委員会を廃止することに決定しました。

なお、広報常任委員は委員会を開会し、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長、副委員長を互選の上、議長に報告してください。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時37分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

広報常任委員会が開かれ、委員長、副委員長の選任がなされましたので報告をします。

広報常任委員会委員長、4番、桑原猛議員。

副委員長、2番、北島正男議員。

以上でございます。

55分まで休憩とします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、町長から議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第2、議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定についてを説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、河津バガテル公園については、民間の視点及び手法を広く取り入れ、花の町河津の拠点として活性化を図るため、指定管理者制度による指定を行うものでございます。

指定管理者は、指定管理者選定委員会による手続を経て、候補者を決定し、その候補者と基本協定の内容について合意が得られましたので、指定管理の指定を行うものでございます。

議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定について。

河津バガテル公園の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称 河津バガテル公園。

指定管理者 所在地 東京都千代田区外神田2丁目18番8号。

名称 株式会社 共立メンテナンス。

指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日。

令和4年12月7日提出。

河津町長 岸 重宏。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今の話で、合意が得られたというお話でございます。

合意というのは、どういうことが課題に上げられて、どういう合意が得られたんでしょうか。それなりのそういう合意文書のそういうものがあれば、ご提示をいただきたいと思いま

すがいかがでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 合意内容ということでございますけれども、先日、11月29日に議員説明会でお示ししました基本協定書案の内容につきまして、共立メンテナンス事業者と合意が得られたということで、指定管理者の指定の議案を出させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 説明会に出た資料を精査の上ということであると思いますけれども、今定例会で、追加議案として出されるのであれば、それなりにこういう項目をしっかりとした形で、要は、双方が理解したというような本来の、説明会は説明会、定例会は定例会じゃないかと思うんですけれども。そういうものが基本的に提示されないで、前に説明したからお前らそれでいいよという話でもないような気がするんですけれども。

そういう合意が得られた項目でもしっかりした形でご提示ができないでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 基本協定書につきましては、議会の議決を得た後、当然、指定管理者と一緒に締結をいたします。その内容につきまして、この間の説明会で提示をさせていただいたというつもりでいたものですから、そういった形で今回、議案を出させていただいたということでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先日、29日に資料出したと思います。それを元に合意を得たということでございます。

当然、もし必要があれば締結後に皆さんにお示しすることもできるかと思いますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 私だけが反対しているのかよく分かんないけれども。説明会で出した資料によって、要は追加議案を出すよということであれば、その旨の説明があって、こういうことで合意が説明書に書いてあるから、これの元にこういうのができたよという、要は事前でない話の中でいきなり定例会に出されて、それを合意文書もない中で合意しろというのは、ちょっと不安を感じるんですけれども。そこら辺はいかがでしょうか。

締結した後に、こういうことで締結しましたよというんでは、もう締結後なんで遅いんで、締結前にその旨の話があってしかりじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時07分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） すみません。それでは、基本協定書の案ということで、項目だけ説明をさせていただきます。

まず、第1条としまして、本協定の目的を掲載してございます。

第2条として、信義誠実の原則。

第3条としまして、公共性の趣旨の尊重。

第4条としまして、本業務の内容。

第5条としまして、管理の規則。

第6条としまして、指定期間等をうたってございます。

2ページ目にいきまして、

第7条として、指定管理料の支払い。

第8条としまして、利用料金。

第9条としまして、管理経費。

第10条としまして、不可抗力によって発生した費用等の負担。

第11条としまして、備品等の貸与等でございます。

3ページでございます。

第12条としまして、リスク分担。

第13条としまして、事業計画書。

第14条としまして、事業報告書の作成及び提出。

第15条としまして、業務状況の聴取等。

第16条としまして、委託等の禁止。

第17条としまして、譲渡等の禁止。

4 ページ目になります。

第18条としまして、文書の管理保存。

第19条としまして、個人情報の保護。

第20条としまして、秘密保持義務。

第21条としまして、施設の原状変更。

第22条としまして、火災保険契約等。

第23条としまして、緊急時の対応。

第24条としまして、第三者への損害賠償。

次のページ、5 ページです。

第25条としまして、原状回復義務。

第26条としまして、指定管理業務の継続が困難となった場合。

第27条としまして、河津町による指定の取消し等。

第28条としまして、指定管理料の返還。

第29条としまして、指定管理者による指定の取消しの申出。

第30条としまして、施設等の引渡し。

6 ページでございます。

第31条としまして、指定管理業務の引継ぎ。

第32条としまして、管理業務の範囲内の業務。

第33条としまして、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置。

第34条としまして、本協定の改定。

第35条としまして、年度協定の締結。

第36条としまして、異議等の処理。

第37条としまして、裁判管轄でございます。

その8 ページに別表ということで河津バガテル公園の施設名ということで、施設を載せてございます。

あと9 ページにリスク分担表ということで、こちらのほうも載せてございます。

あと10ページに河津バガテル公園管理業務仕様書というものを載せてございます。こちらのほうも趣旨と2番目に公園管理運営に関する基本的事項ということで、指定管理者は公園

を管理運営するに当たり、河津バガテル公園指定管理者募集要項並びに河津バガテル公園指定管理業務仕様書乙提出事業提案書の内容を基本として、次の事項に沿って行うというような業務を挙げてございます。

3番目としまして、公園の管理運営に関する業務ということで載せてございます。

すみません、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 質疑がある方は挙手をお願いします。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 無理言って申し訳ございません。ありがとうございました。

今、ちょっと案ということでパパッと、今、説明を受けましたけれども。その中で、不可抗力の問題だとか、それで要は費用負担が新たに発生するよと。不可抗力の部分、まだ細かく見ていないんだけど、それでどこでこれが不可抗力で、負担金が発生するのかというような問題だとか。この委託の禁止というのは基本的には共立から別の事業者へ委託することはまかりならんよというそういう解釈。そうすると、例えば、この前言った、今、出店している人たちの業務委託が、共立から契約上、共立と今の喫茶店とかそういう人たちとの業務契約というのは、基本的にはなかなか難しいんじゃないかと。だから、そこら辺も含めて、これまだ、契約書じゃないんで。基本協定を、こういう形でいかがでしょうかという話をもう締結したいということだよ。だから、本当にこれでいいのかまだ読み込んでないんで、ちょっとまだ不安な部分があるんだけど。

お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 先ほどちょっと不可抗力の点がありました。そこがリスク分担表もつくってございまして、予想できる範囲のものを書いてございます。ただ、こういった不可抗力の部分について、どこまで見るかというようなものについては、やはり当然協議しながら進めていかなければならないということで思っておりますので、そこは協議になるのかなというふうに思います。

あと、委託等の禁止の分ですけれども、一応、第16条に規定しております。基本的には業務の全部又は一部を第三者に委託した請け負ってはならないと。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、当該業務の一部を第三者に委託し、また請け負わせることができるので、その辺も町のほうの協議ということで受けると思います。

また、仕様書のほうにもその辺の文言については、うたってございますので、基本的には、今、入っている業者のほうに請負を負わせることもできるということで、解釈をしております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ここ、結構、肝だと思うんですよ。新たな事業者をどんどん入れていくのはもう可能になるよということになるんで、今現在の部分で、要は入っている業者というのは、町が承認された事業者が営業しているわけですね。新たに、例えば、今度はホットドッグ屋が入りてえよとか、和食屋が入るよとか、何屋が入るよというのを、基本的にはこの協定書の中でいくと、要は承認していくという形ですね。それは、委託業者の禁止には当たらないんですかね。そこら辺もちょっと線引きがどういうふうになっているのか。

例えばどんな事業でも、要はどんどんそこに入れていっていいよという形になるのか。それともそこら辺はちゃんと一線持って、その情報に対しては話合いの末でないと駄目だよというような形にしていくのか、何でもかんでも共立が業務委託してどんどん出していいよという話なのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） もう一度、16条をご覧いただきたいと思います。

一応全部、または第三者に委託し、また請け負わせてはならない、ただし、あらかじめ甲の承認を受けたとき、という、甲は河津町ですので、の承認を受けたときは当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができるということになっておりますので、当然、町が承認をした業者でないと、そういったことはできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かりました。

そこら辺、まだ読んでないんで申し訳ございません。

それと、あと指定管理業務の継続が困難になった場合というような条項もあります。これは、事業者のほうで、要は収支ベースに合わないとか、やれ何だとか、例えばもううちのほうは撤退するからとかという話が出てくるようなことも考えられるんですけども、そこら辺もちょっと説明ができれば。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） まず、5ページの第27条に、河津町による指定の取消しという
ことで書いてございます。その条項につきましては、第1項から第4項まで書いてござい
ます。本協定に違反したと認められるとき、法第244条の2第10条の規定による甲の指示に
従わなかったとき。指定管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。この3項に掲げ
るほか、指定管理業務を継続することが適当でないと認められるときということで、この4
項につきましては、河津町から指定の取消しをする場合の条項となります。

また、29条に指定管理者による指定の取消しの申出ということがございます。こちらにつ
きましては、これは指定管理者のほうから要望があった項目ですけれども、一応河津町が本
協定内容を履行せず、またはこれに違反したとき、河津町の責めに帰すべき事由により、ま
た、指定管理者が損害また損失を被ったときということで、その2項につきましては、指定
管理者のほうから、指定の取消しの申出ができるということで記載をしてございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） すみません、説明が漏れていました。

第26条に指定管理者業務の継続が困難となった場合ということも記載をしております。

それは、乙のほうから一応そういった継続が困難であったよといった申出があった場合に
は、河津町としても必要な指示とか改善勧告を行いまして、期間を定めて改善等の提出及び
実施を求めるというようなことでございます。

あと、不可抗力、その他ですね、甲または乙の責めに帰することができない事由により指
定管理業務の継続が困難になったときは、またはその辺が生じたときは、当該業務の継続の
可否について、甲乙協議の上、処理をするものとするということで記載をしてございます。

すみません、以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かりました。

途中の契約解除等もやっぱりちょっと考えていかなきゃいけないのかな。だからそこで言
えば、契約解除のときのリスクの問題も必然的に出てくるんで、それもうちのバガテル公園
においては、当初バガテルジャポンとかそういうところと、営業された中で、いきなりアウ
トになっちゃったというふうなのがあったりして、そこら辺がちょっとリスクがあるのかな
という部分があるので、そこら辺はしっかり対応する必要があるかなと。

それと、あと一応確認なんですけど、指定管理料の支払いのうちで、指定期間5年の4月1

日から8年3月31日ということで、3年間というそういうくくりで、協定を結んでいるよとそういう解釈をした中で取られるということで、そういう考え方でよろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 一応、この議案通れば、業務は町からこの業者のほうへ移管されるわけですが、私、ちょっと今、質問なんですけれども。

基本協定書のほうに商標登録の関係も載っているわけなんですけれども、そこでちょっとお願いなんですけれども。パリ市公園局との河津町との間で契約が結ばれております。確か平成13年だと思うんですけれども、それが、議員の皆様承知していないと思うんですよ。ですから、その写しを議会に、各議員にいただきたいと。やはり、情報の共有化で、今度、町から手が離れますんで、そこら辺の基となるものを各議員が共有して知っておいたほうがいいと思いますので、その辺をお願いできますか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 分かりました。後日でよろしいでしょうか。

後日、提出させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、何点かちょっと複合しているところがありますので、順番にお伝えをお願いします。

まず、第21条。乙は公園の原状変更が必要と認められるときはあらかじめ甲と協議しなければならない。

これ、例えば、議員説明会の中で、今度、ハウスの水耕栽培するよとかありますよね。例えばそれやったときには、ここでいくとこれ、原状変更ですよ。設備を例えば今、普通に造っているところを原状変更するという形になりますと、この協議をしなければならないのは分かるんですけれども、果たしてそのときの費用負担の問題についてちょっと載っていないような気がするんですけれども。

リスクとか修繕とか、瑕疵があった場合は、費用負担どっちにあるのかってあるんですけれども、こういう形の原状変更があったときには、ほぼ、向こうが自分たちの資金でやると思うんですけれども、例えばこういうところに載っていないから、元々の設備だから、河津町やってくれよと言ってこないか。そういうのを避けるためには、例えば「この変更が必要と認められるときはあらかじめ甲と協議しなければならない」で、「費用については、乙が

負担する」とか載っけるとか。

すみません、続けて。

そうなって、あと、施設設備のリスクの、それはリスク分担表の中には、向こうにすればリスクじゃないんですけれども、町から見れば、例えば施設変更したときの費用負担が発生してどっちがするかというのはリスクになるような気がするんですよ。前に、一番最初の説明会で、サウナ施設を造るだなんだかんだみたいなことも聞いたんですけれども。そういう、今後、施設をよくするために、どんどん設備を変えていきたいと言ったときに、やはり先方が全部負担してくれればいいんですけれども、それを協議として河津町に負担を求められるちょっとリスクがあるんじゃないかなというふうに感じました。

また、9条の中で、維持管理費のほうの負担について、体裁または諸般の事情、この諸般の事情がどういう形になるかも分かりませんが、また、瑕疵によるものとなったときに、例えば、今の建物の屋根なんかが仮に水漏れがして、結構年数たっていますので、屋根が壊れていて、大規模修繕が必要な場合で、500万、1,000万円くらい修繕かかるよみたいなときに、なったときには、リスク的には、多分、維持管理の中の施設設備の隠れた瑕疵によるものというところに該当して、例えば河津町が直さなきゃならないとかという形になっていくと思うんですけれども。

その金額、その前のさっき言った30万円ですか、施設等の修繕の中にはその30万円とか決まっているんですけれども、それ以外の瑕疵というのがあるとこれは青天井になるおそれがありますので、その辺も何かしら金額をうたったり、そういうことをちょっとちゃんとやっていくべきではないかと思いましたのでご提案させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） まず水耕栽培の原状変更についてなんですけれども、一応協議するということで書いてあります。ただ、その費用については、今回、提案書に提案があった自主営業事業の中に入っている提案でございます。その費用については、当然、指定管理者のほうで、費用を持つということで、うたっておりますので、協定書にはうたっていないんですけれども、提案書の中でうたっておりますので、その点は大丈夫かと思います。

それと提案書とか、今回の実施要項とか、あと募集要項、それについても先ほど、一番最後の10ページのところの業務仕様書の中にそういったものを基本として、業務を行っていただくというような項目をうたっておりますので、一応そういった形でその点は大丈夫なのかなというふうに思います。

あと、施設設備の関係ですけれども、やはり先ほど議員がご指摘のとおり、30万円以上のものについては、甲の河津町が指定管理者の瑕疵がない場合は行うということでございます。

ただ、その瑕疵についても、いろんなやっぱり状況があると思います。そういった状況が全部が全部、この基本協定書に盛り込むのかということであれば、その辺はもう協議をしていくしかないのかなというふうに思います。

ですから、細かいそういった状況の瑕疵状況につきましては、町と指定管理者との協議において、行っていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の説明の中で、この協定書の前の段階でもって、先ほど言った水耕栽培とか入っているから大丈夫だという形で、そちらはよろしいかなと思いますが、あとは、今後、新たにそういう施設の原状変更を行うものについて、何も載っていない状況になりますので、ここでもって甲と協議しなければならないまで載っていますけれども、その後の費用負担というところもやはり明記しておくべきではないかと思います。それが我々、貸せるほうの立場としては、リスク管理という、費用が発生する、しないは一番のリスクになると思いますので、ぜひまたご検討のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方。

はい、2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 確認ですけれども、既に共立メンテナンスじゃなくて、共立ソリューションズというのが会社として12月1日に発足していますよね。業務の引継ぎについては、このバガテルと一緒に、来年の4月1日から業務開始となっておりますけれども、こういう書類上は、今、締結するのは、会社が、ソリューションズができていますが、共立ソリューションズとやるものなんですか、書類は。会社がもうできていますよね、ソリューションズというのが。

もう一点。

次元が違うんですけれども、どうしても町民目線でいくと、お金のところに目が行くんですけれども。第8条の4、町民優待券利用者大人1人300円を町が負担するということは、オフシーズンにおいては町民はただ、インシーズンについてはどうなんですか。

ちょっと町民から見るとそこが注目しちゃうんですけれども。

企画調整課長、言った意味、分かりましたか。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 特に2問目のほうが。

○2番（北島正男君） 2問目の基本協定書案の8条の4項目ですか、町民優待券利用者大人1人300円は町が負担するんでしょう、これ。そうすると町民はただ。それは300円というのはオフシーズンの大人の料金でしょう。インシーズンはとお聞きしたんです。インシーズンの、サマーシーズン500円かかるところ、町は300円負担だと町民は200円払うのかなと感じちゃうんだけど、そんなことはないんですよ。いわゆる町民はいつでもただですかと聞いている。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） まず、共立メンテナンスと契約をするのかということ、今度、PKP事業を継承する共立ソリューションズと契約するのかということですけれども、一応まず、PKP事業につきましては、今現在、共立メンテナンスが行っております。それで、令和5年3月31日まで、共立メンテナンスが事業を行っております。それで4月1日から共立ソリューションズへ承継されます。ですので、今段階の契約としては共立メンテナンスと契約をするということでございます。

それで、説明会のときにちょっと話したかあれなんですけれども、もう1回、継承されたときに、指定管理者の継承ということで、議会の議決を行わせていただくような形になるかと思います。この指定管理者の指定をしないと、その移行作業もできないということで、現時点で指定管理者の指定をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

あと、町民利用料300円ということなんですけれども、町民利用料につきましては、町のほうが補填するということです、町民につきましては、全シーズン無料ということで、ただ町民利用券で利用した方についてはその費用について、町のほうから共立メンテナンスのほうに1人300円、子供については100円お支払いするということでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） 確認ですけれども、そうすると町の負担が、町民が入園した場合、年中300円負担ということですね。

それと、質問でもないんですけれども、よくありがちなんですけれども、今までこうやってずっと詰めてきた、共立メンテナンスさんのスタッフと詰めてきましたよね。それが、いざ4月1日になると全く違う部隊が入ってきてやるケースがよくあるんですよ。そうすると、違う部隊というのは今まで詰めてきたことが薄いんで、あれ、そんなことじゃなかったときくしゃくするケースあるから、共立メンテナンスと詰めてきたことを十分引き継ぐなり、今

まで詰めてきた人はそうするとソリューションズに入って来てくれるのかとか、その辺はご注意されたほうがいいと、言っておいたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方よろしいでしょうか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 契約期間が3年ということで、それは分かるんですけども、結構ちょっとろ覚えであれなんですけれども、提案書の中で、結構共立さん、プラン的に何かこう長く計画を持っているような提案がされていたかなという、ちょっと今、うろ覚えで本当申し訳ないんですけども、そういった部分で、指定管理の業務の引継ぎの部分で、31条ですと、乙は指定期間満了し、指定管理者業務を行わなくなったときという形なんですけれども、結構、随意契約的な部分というのは、ちょっと見た限りないんですけども、例えば5年、10年のプランで、結構、提案書が出ていたような気がするんですけども、その契約期間3年を終了した時点での延長みたいな形のときはどのような形で延長していくんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 町の指定管理につきましては、指定管理の条例がありますので、そちらにのっとって町は行っていくということで、そういった指定管理につきましては、随意契約という項目はないです。

ただ、基本は公募で、業者を決めるんですけども、公募によらない選定もできるというような項目がございますので、その項目に照らし合わせられるか、その3年間の指定管理者の実績等でその辺は判断していくのかなというふうに思います。また、そういった時期につきましては、当然、議会のほうにも説明をしながら議会の議決は当然受けなければなりませんので、そういったところで説明はさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（遠藤嘉規君） 大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） それじゃ、この基本協定書ではうたわずに、町の指定管理の条例で判断するという解釈でよろしいですか。

分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第61号 河津バガテル公園の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しました
とおり議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと
思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しま
した。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第15、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査につきまして、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和4年河津町議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期の定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和４年第４回定例会

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
同意第１７号	河津町教育長の任命について	４．１２．７	同 意 鈴 木 基
同意第１８号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同 意 遠 藤 照 之
議案第５２号	河津町消防団条例の一部を改正する条例について	〃	原 案 可 決
議案第５３号	河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第５４号	河津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第５５号	令和４年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入１号線（初景橋）橋梁改修工事変更請負契約について	〃	〃
議案第５６号	河津町指定金融機関の指定について	〃	〃
議案第５７号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第５８号	令和４年度河津町一般会計補正予算（第７号）	〃	〃
議案第５９号	令和４年度河津町水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第６０号	令和４年度河津町温泉事業会計補正予算（第２号）	〃	〃
発議第６号	河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
	広報常任委員の選任について	4 . 1 2 . 7	選 任
議 案 第 6 1 号	河津バガテル公園の指定管理者の指定について	〃	原 案 可 決
	議員派遣の件	〃	〃
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	決 定